

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
22	国道135号		全線	
23	国道138号		全線	
24	国道246号		全線	
	国道246号(厚木秦野道路)		全線	*
25	国道255号		全線	
26	国道271号(小田原厚木道路)		全線	
27	国道357号		全線	
28	国道409号		全線	
	国道409号(東京湾横断道路)		全線	
29	国道412号		全線	
30	国道413号		全線(旧道除く)	
31	国道466号(第三京浜道路)		全線	
32	国道467号		全線	
33	国道468号 さがみ縦貫道路		全線	
34	県道2号	東京丸子横浜	県道45号交点(丸子橋)～横浜公道環状2号線交点(大豆戸)	
35	県道3号	世田谷町田	全線	
36	県道6号	東京大師横浜	全線	
37	県道9号	川崎府中	全線【国道409号交点(幸町交番前)～国道246号交点(溝ノ口)を除く】	
38	県道12号	横浜上麻生	県道3号交点(上麻生)～川崎市麻生区早野(横浜市境)	
	県道12号	横浜上麻生	国道246号交点(市ヶ尾)～横浜公道池辺市ヶ尾線交点(東福寺西側)	
	県道12号	横浜上麻生	横浜公道池辺市ヶ尾線交点(都田中入口)～国道1号交点(東神奈川駅前)	
39	県道13号	横浜生田	国道16号交点～横浜公道環状2号線交点(三枚町)	
	県道13号	横浜生田	県道9号[川崎府中]交点～川崎市道尻手黒川線交点(清水台)	
	県道13号	横浜生田	横浜公道美しが丘西第115号線接続点(保木入口)～横浜公道新石川第116号線接続点	
40	県道14号	鶴見溝ノ口	国道15号交点(鶴見警察署前)～横浜公道下末吉第161号線接続点(三角)	
	県道14号	鶴見溝ノ口	国道409号交点(高津)～川崎市道高津5号線交点	
	県道14号	鶴見溝ノ口	川崎市道野川柿生線交点(久本神社前)～鶴見区上末吉(上末吉)	
41	県道21号/横浜公道小菅ヶ谷第461号線	横浜鎌倉	全線(栄区鍛冶ヶ谷1丁目(鍛冶ヶ谷)～栄区桂町(公田)を除く)	
42	県道22号	横浜伊勢原	国道1号(横浜新道)交点(矢沢)～国道246号交点	
43	県道23号	原宿六ツ浦	全線	
44	県道24号	横須賀逗子	全線	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
45	県道25号	横須賀停車場	全線	
46	県道26号	横須賀三崎	全線	
47	県道27号	横須賀葉山	県道27号[横須賀葉山]交点(横須賀IC入口)～県道27号[横須賀葉山]交点(佐原交差点)	
48	県道28号	本町山中	全線	
49	県道30号	戸塚茅ヶ崎	全線	
50	県道40号	横浜厚木	大和市道下鶴間桜森線交点(相模大塚)～県道51号[町田厚木]交点(河原口)	
51	県道42号	藤沢座間厚木	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～国道129号交点(関口)	
	県道42号	藤沢座間厚木	国道129号交点～厚木市道妻田幹線【(都)座間荻野線(1期)】交点	
	県道42号	藤沢座間厚木	厚木市三田～下荻野【(都)座間荻野線(2期)】	*
52	県道43号	藤沢厚木	国道467号交点(白旗)～県道44号[伊勢原藤沢]交点	
	県道43号	藤沢厚木	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～県道51号[町田厚木]交点	
	県道43号	藤沢厚木	県道51号[町田厚木]交点～県道60号[厚木清川]交点(松枝)	
53	県道44号	伊勢原藤沢	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点	
	県道44号	伊勢原藤沢	県道43号[藤沢厚木]交点～国道1号交点(四ツ谷)	
	県道44号	伊勢原藤沢	国道246号交点(市役所前)～国道129号交点(田村十字路)	
	県道44号	伊勢原藤沢	国道129号交点～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点	
54	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	全線【県道荏田綱島交点(百石橋西側)～横浜市道新横浜元石川線交点(向原)を除く】	
55	県道46号	相模原茅ヶ崎	全線	
56	県道47号	藤沢平塚	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～国道129号交点(田村十字路)	
	県道47号	藤沢平塚	県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点	
57	県道48号	鍛冶谷相模原	東京都境～県道510号[長竹川尻]交点(新小倉橋東側)	
58	県道51号	町田厚木	東京都境～県道43号[藤沢厚木]交点	
59	県道52号	相模原町田	東京都境～相模原市当麻	
	県道52号	相模原町田	県道508号[厚木城山]交点～さがみ縦貫道路 相模原愛川IC	
60	県道54号	相模原愛川	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～国道412号交点(平山坂下)	
61	県道57号	相模原大蔵町	東京都境～国道16号交点(淵野辺)	
62	県道60号	厚木清川	県道43号[藤沢厚木]交点(松枝)～国道246号交点(市立病院前)	
63	県道62号	平塚秦野	国道1号交点～国道246号交点(堀川入口)	
64	県道63号	相模原大磯	県道64号[伊勢原津久井]交点(分れ道)～国道246号交点(市役所前)	
	県道63号	相模原大磯	国道129号交点～県道22号[横浜伊勢原]交点	旧国道271号(側道)
65	県道64号	伊勢原津久井	全線(旧道除く)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
66	県道71号	秦野二宮	全線(旧道除く)	
67	県道72号	松田国府津	国道255号交点(大井町金子)～国道1号交点	
	県道72号	松田国府津	国道246号交点(庶子)～国道255号交点(松田町松田惣領)	
68	県道73号	小田原停車場	全線	
69	県道74号	小田原山北	県道73号[小田原停車場]交点～国道246号交点	
			県道74号(小田原山北)川端交差点～県道74号(小田原山北)交点	*
70	県道75号	湯河原箱根仙石原	全線	
71	県道77号	平塚松田	全線	
72	県道78号	御殿場大井	国道255号交点～県道726号[矢倉沢山北]交点	
73	県道102号	荏田綱島	国道246号交点(新石川)～県道2号交点(北綱島)	
74	県道106号	子母口綱島	川崎市道宮内新横浜線[子母口綱島]交点～横浜市道高田第138号線接続点	大型車規制により一部区間削除
75	県道140号	川崎町田	国道15号交点(元木)～国道1号交点(尻手)	
			横浜市道新横浜元石川線(第三京浜入口)～横浜市道東方第216号線交点(岩崎橋)	
76	県道207号	森戸海岸	全線	
77	県道211号	久里浜港久里浜停車場	全線	
78	県道212号	久里浜港	全線	
79	県道215号	上宮田金田三崎港	県道26号[横須賀三崎]交点(日の出)～城ヶ島取付道路支線交点	
80	県道311号	鎌倉葉山	国道134号長柄交差点～県道217号交点(トンネル入口)	
81	県道503号	相模原立川	東京都境～国道16号交点(清新)	
82	県道508号	厚木城山	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(上溝)～国道129号交点(作の口陸橋)	
83	県道510号	長竹川尻	県道48号[鍛冶谷相模原]交点(新小倉橋東側)～市道沼荒久根小屋金原交点	
84	県道513号	鳥屋川尻	市道沼荒久根小屋金原交点～国道412号交点[長竹三叉路]	
85	県道603号	上粕屋厚木	国道246号交点(水引)～県道43号[藤沢厚木]交点(中町)	
	県道603号	上粕屋厚木	県道64号[伊勢原津久井]交点～県道612号[上粕屋南金目]交点	* (全線開通)
86	県道612号	上粕屋南金目	県道611号[大山板戸]交点～国道246号交点	
87	県道712号	松田停車場	全線	
88	県道720号	怒田開成小田原	県道74号[小田原山北(小田原市)]交点～国道255号交点	
	県道720号	怒田開成小田原	県道712号[松田停車場]交点～県道78号[御殿場大井]交点	
89	県道739号	真鶴半島公園	国道135号交点～真鶴港	
90	久里浜田浦線B		県道27号[横須賀葉山]交点～横浜横須賀道路 横須賀IC	
	横浜市道環状2号線		磯子区森(屏風ヶ浦)～港南区笹下(打越)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
91	横浜市道環状2号線		鶴見区上末吉(上末吉5丁目)～港南区笹下(打越)	
	横浜市道環状2号線 (屏風ヶ浦バイパス)		磯子区森四丁目横浜市道環状2号線合流点～国道357号交点(新森町高架橋)	
92	横浜市道環状3号線		国道16号交点～国道1号交点	
93	横浜市道環状4号線		県道45[丸子中山茅ヶ崎]号交点～国道1号交点	
94	横浜市道山下本牧磯子線		中区山下町(開港広場前)～磯子区中浜町(八幡橋)	
95	横浜市道下末吉第161号線		鶴見区佃野町(三角)～鶴見区下末吉(下末吉)	
96	横浜市道末吉橋第121号線		鶴見区下末吉(下末吉)～鶴見区上末吉(上末吉)	
97	横浜市道大熊東山田線		都筑区仲町台(新栄高校南側)～都筑区東山田町(東山田スポーツ会館)	
98	横浜市道新石川第230号線		青葉区荏田町(新石川)～青葉区あざみ野(田園都市線下)	
99	横浜市道新石川第116/118/173/174号線		青葉区あざみ野(松本橋付近)～同(牛込橋付近)	
100	横浜市道菊名第5号線/宮内新横浜線		港北区新横浜(新横浜駅入口)～小机町(新横浜大橋南側)	
101	横浜市道[都]宮内新横浜線		横浜市道長島大竹線交点～港北区高田東(高田駅北側交差点)	
102	横浜市道新横浜元石川線		港北区小机町(新横浜大橋南側)～青葉区荏田西(江田駅東)	
103	横浜市道荏田北部第201号線		青葉区荏田西(江田駅東)～同(荏田北三丁目入口)	
104	横浜市道荏田北部第23号線		青葉区荏田北(荏田北3丁目入口)～青葉区あざみ野南(あざみ野南橋)	
105	横浜市道新石川第233号線		青葉区あざみ野南(あざみ野南橋)～同(西勝寺北側)	
106	横浜市道青葉台第364/365号線		青葉区青葉台つつじヶ丘	
107	横浜市道奈良西八朔線		青葉区青葉台つつじヶ丘(R246付近)～青葉区青葉台(青葉台)	
108	横浜市道環状4号鴨志田線		青葉区青葉台(青葉台)～青葉区鉄町(環状4号入口)	
109	横浜市道新港第78号線		中区本町(県庁前)～中区尾上町(ハマスタ入口)	
110	横浜市道関内本牧線		中区尾上町(ハマスタ入口)～中区横浜公園(横浜スタジアム前)	
111	横浜市道伊勢佐木町第82号線		中区港町(関内駅南口)～中区扇町(扇町一丁目)	
112	横浜市道山下高砂線		中区横浜公園(横浜スタジアム前)～中区扇町(扇町一丁目)	
113	横浜市道高島台第51号線		神奈川区青木町(中央市場入口)～神奈川区山内町(中央卸売市場)	
114	横浜市道栄本町線		国道1号交点(栄町)～国道133号交点(本町五丁目)	
115	横浜市道西戸部第65号線/第160号線		西区みなとみらい(首都高速入口)～同(臨港幹線)	
116	横浜市道山下町第39号線		中区山下町(山下橋)～中区本牧ふ頭(錦町)	
117	横浜市道本牧第28号線		中区錦町(錦町)～横浜市道山下本牧磯子線合流点(間門)	一部区間国道357号と重複
118	横浜市道本牧第22号線		中区本牧十二天(北方消防出張所前)～同(小港橋)	
119	横浜市道新山下第34号線		中区本牧ふ頭(錦町)～同(本牧ふ頭RP)	
120	横浜市道磯子第245号線		磯子区杉田(杉田)～同(新境橋)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
121	横浜市道新杉田第117/118号線		磯子区杉田/新杉田町(新境橋)~同(国道357号)	
122	横浜市道美しが丘西第14/115号線		川崎市道稗原線接続点~県道13号〔横浜生田〕交点(保木入口)	
123	横浜市道東山田第125号線		県道45号〔丸子中山茅ヶ崎〕交点(向坂)~県道102号〔荏田綱島〕交点(百石橋西側)	
124	横浜市道寺家第105号線/大場町第456号線		青葉区鉄町(川崎市境)~国道246号交点(市ヶ尾)	
125	横浜市道池辺市ヶ尾線		県道12号交点(東福寺西側)~県道12号交点(都田中入口)	
126	横浜市道大黒橋通		県道6号[東京大師横浜]交点(生麦ランプ入口)~鶴見区大黒ふ頭国道357号入口	
127	横浜市道高島台第245/295号線		西区みなとみらい五丁目(臨港パーク入口)~中区海岸通1丁目(横浜税関前)	
128	横浜市道新港第1号線		横浜市道新港町第43号線交点(客船ターミナル入口)~横浜市道新港町第41号線交点(赤レンガ倉庫)	
129	横浜市道新港第3号線		横浜市道新港町第41号線交点(サークルウォーク)~横浜市道新港町第42号線交点(客船ターミナル入口)	
130	横浜市道新港第44号線		中区海岸通1丁目(横浜税関前)~国道133号交点(県庁前)	
131	横浜市道高島台第292号線/第288号線		西区高島1丁目国道1号交点~西区みなとみらい5丁目	
132	横浜市道高島関内線		国道16号交点(高島)~国道16号交点(雪見橋国道側)	
133	横浜市道岸谷生麦線		国道1号交点~主要地方道東京大師横浜線交点	
134	横浜市道長島大竹線		新横浜IC~横浜市道新吉田第403号線交点	
135	横浜市道新吉田第403号線		横浜市道長島大竹線交点~横浜市道新横浜元石川線交点	
136	都市計画道路上郷公田線		環状4号線交点(神戸橋)~環状4号交点(桂町)	*
137	都市計画道路横浜藤沢線/田谷線		栄IC、JC~環状4号交点	*
138	横浜市道東方町第342号線		横浜市道新横浜元石川線交点(第三京浜出口)~県道140号[川崎町田]交点(東方町)	
139	横浜市道豊浦町第47/本牧第272号線		横浜市道本牧第28号線交点(本牧陸橋)~南本牧ふ頭入口(南本牧大橋)	
140	横浜市道東方町第216号線		県道12号[横浜上麻生]交点(梅田橋)~県道140号[川崎町田]交点(岩崎橋)	
141	川崎市道野川菅生線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(野川)~県道13号[横浜生田]交点(清水台)	
142	川崎市道尻手黒川線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(東橋中学校前)~県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(野川)	
	川崎市道尻手黒川線		県道13号[横浜生田]交点(清水台)~県道3号[世田谷町田]交点(片平2丁目)	
143	川崎市道川崎駅東扇島線		国道132号交点(千鳥橋)~川崎区東扇島	
144	川崎市道千鳥町1号線		川崎区千鳥町16番地~千鳥町9番地	
145	川崎市道東扇島1号線		川崎区東扇島27-2~東扇島27-3	
146	川崎市道駅前本町線		川崎区駅前本町	
147	川崎市道稗原線		川崎市道尻手黒川線交点(稗原)~横浜市道保木第219号線接続点	
148	川崎市道鹿島田菅線		県道9号[川崎府中]交点(梅林)~県道9号[川崎府中]交点(本村橋)	
149	川崎市道川崎駅丸子線		国道409号交点(下平間交番)~国道409号交点(小杉御殿町)	
150	川崎市道南幸町渡田線		国道15号交点(元木)~県道9号[東京大師横浜]交点(鋼渡通り)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
151	川崎市道野川柿生線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(久本神社前)～川崎市道高津5号線交点	
152	川崎市道高津5号線		川崎市道野川柿生線交点～県道14号[鶴見溝ノ口]交点	
153	川崎市道鈴木町1号線		国道409号交点～川崎市道中瀬1号線交点	
154	川崎市道中瀬1号線		川崎市道鈴木町1号交点～国道409号交点(大師第一踏切脇)	
155	川崎市道宮内新横浜線		川崎市道尻手黒川線交点～県道106号[子母口綱島]交点	
156	相模原市道沼荒久根小屋金原		県道510号[長竹川尻]交点～県道513号[鳥屋川尻]交点	
157	横須賀市道よこすか海岸通り		国道16号交点(小川町)～国道16号交点(三春町3丁目)	
158	横須賀市道4263号線		久里浜臨港道路3号線～県道212号[久里浜港]交点	
159	安浦うみかぜ公園通り		国道16号交点(安浦2丁目)～横須賀市道よこすか海岸通り交点(うみかぜ公園前)	
160	平塚市道駅前通り線		全線	
161	小田原市道0086		県道720号[怒田開成小田原]交点(井細田中央)～国道255号交点(寺町)	
162	三浦市道35号		県道26号[横須賀三崎]交点～三崎漁港道路交点	
163	厚木市道妻田三田幹線		国道246号交点～(都)座間荻野線(1期)	
164	大和市道下鶴間桜森線		国道246号交点(上草柳)～県道40号[横浜厚木](相模大塚)交点	
201	海老名市道2762号		県道46号[相模原茅ヶ崎]中新田市街道交差点～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点	
165	葉山町道200号線		県道207号[森戸海岸]交点～葉山港臨港道路交点	
166	湘南港臨港道路		国道134号交点～臨港道路附属駐車場	港湾道路・県管理
167	大磯港臨港道路		国道134号交点～西湘バイパス大磯港IC	港湾道路・県管理
168	葉山港臨港道路		町道200号交点～臨港道路附属駐車場	港湾道路・県管理
169	臨港道路(横浜市道高島台第302号線)		横浜市道高島台第245号線交点(臨港パーク入口)～みなとみらい1号・2号耐震岸壁	港湾道路・市管理
170	臨港道路(本牧ふ頭D突堤基部道路・本牧ふ頭D突堤1号線)		横浜市道本牧第169号線交点～本牧ふ頭D突堤	港湾道路・市管理
171	臨港道路(横浜市道高島台第303号線)		横浜市道高島台第245号線交点(臨港パーク入口)～市道高島台第51号線交点(市場)	港湾道路・市管理
172	臨港道路(金沢木材ふ頭1号幹線道路)		国道357号交点～金沢木材ふ頭	港湾道路・市管理
173	臨港道路(新港2号線)		横浜市道新港第1号線交点～新港ふ頭(横浜海上防災基地)	港湾道路・市管理
174	臨港道路(横浜市道新山下第35、37号)		横浜市道山下町第39号線交点(見晴橋入口)～国道357号交点	港湾道路・市管理

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
175	臨港道路(横浜市道新山下第36号)		横浜市道山下町第39号線交点(鷗橋入口)～臨港道路(国道357号本牧接続道路1)交点	港湾道路・市管理
176	臨港道路(横浜市道新山下第38、41号)		国道357号交点～臨港道路(本牧ふ頭入口4号線)交点	港湾道路・市管理
177	臨港道路(国道357号大黒接続道路)		横浜市道大黒橋通交点～国道357号交点	港湾道路・市管理
178	臨港道路(横浜市道大黒ふ頭1号線)		横浜市道大黒橋通交点～大黒ふ頭(海づり公園入口)	港湾道路・市管理
179	臨港道路(本牧B突堤中央道路)		横浜市道山下町第39号線交点(B突堤入口)～本牧ふ頭B突堤	港湾道路・市管理
180	臨港道路(南本牧ふ頭構内道路)		臨港道路(横浜市道本牧第272号線)交点～南本牧ふ頭	港湾道路・市管理
181	臨港道路(横浜市道本牧第272号線)		横浜市道豊浦町第47号線交点(南本牧大橋)～臨港道路(県道高速湾岸線接続線)交点	港湾道路・市管理
182	臨港道路(高速湾岸線接続線)		臨港道路(横浜市道本牧第272号線)交点～県道高速湾岸線(首都高速)南本牧ふ頭出入口	港湾道路・市管理
183	臨港道路(横浜市道新山下第40号)		横浜市道山下町第39号線交点(A突堤入口)～臨港道路(国道357号本牧接続道路3)交点	港湾道路・市管理
184	臨港道路内貿6号道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路北岸2号道路交点	港湾道路・市管理
185	臨港道路緑地前道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路船溜道路交点	港湾道路・市管理
186	臨港道路船溜道路		臨港道路緑地前道路交点～東扇島9号パース	港湾道路・市管理
187	臨港道路幹線5号道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路外貿9号道路交点	港湾道路・市管理
188	臨港道路外貿9号道路		臨港道路幹線5号道路交点～川崎コテナ2号岸壁	港湾道路・市管理
189	臨港道路北岸2号道路		臨港道路内貿6号道路交点～東扇島31号パース	港湾道路・市管理
190	臨港道路外貿5号道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路船溜道路交点	港湾道路・市管理
191	臨港道路千鳥町換気所周辺道路		千鳥町7号係船桟橋～臨港道路千鳥町換気所周辺道路交点	港湾道路・市管理
202	臨港道路外貿7号道路		東扇島地内(臨港道路コンテナ道路交点)～東扇島地内(国道357号交点)	港湾道路・市管理
203	臨港道路コンテナ道路		東扇島地内(川崎市道東扇島1号交点)～東扇島地内(臨港道路外貿7号道路交点)	港湾道路・市管理
192	久里浜臨港道路3号線		横須賀市道4263号線交点～久里浜岸壁	港湾道路・市管理
193	平成臨港道路		横須賀市道よこすか海岸通り交点(平成埠頭前)～平成岸壁	港湾道路・市管理
194	城ヶ島大橋取付道路		県道26号[横須賀三崎]交点(城ヶ島入口)～城ヶ島バス停付近	漁港道路・県管理
195	城ヶ島大橋取付道路支線		城ヶ島取付道路交点(向ヶ崎)～県道215号[上宮田金田三崎港]交点	漁港道路・県管理
196	歌舞島新港輸送道路1号線		市道35号交点(三浦三崎郵便局前)～二町谷臨港道路交点	漁港道路・県管理
197	歌舞島新港輸送道路2号線		歌舞島新港輸送道路1号線交点(加工センター前)～歌舞島新港輸送道路1号線交点	漁港道路・県管理
198	東側臨港道路		国道135号交点～南側臨港道路交点(共同冷蔵前)	漁港道路・県管理
199	南側臨港道路		東側臨港道路交点(共同冷蔵前)～耐震岸壁	漁港道路・県管理
200	逗葉新道 その他の道路		全線	
1次路線 計203路線				

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
14	国道1号		県道401号[瀬谷柏尾]交点(不動坂)～戸塚区汲沢町(大坂上合流部)(戸塚駅東入口～清源院入口を除く)	
34	県道2号	東京丸子横浜	横浜市道環状2号線交点(大豆戸)～国道1号交点(浦島丘)	
38	県道12号	横浜上麻生	横浜市道寺家第105号交点(環状4号入口)～桐蔭学園女子部入口	
	県道12号	横浜上麻生	横浜市道池辺市ヶ尾線交点(東福寺西側)～横浜市道池辺市ヶ尾線交点(都田中入口)	
39	県道13号	横浜生田	川崎市道尻手黒川線交点(清水台)～横浜市道美しが丘西第115号線接続点(美しが丘西1丁目入口)	
	県道13号/横浜市道新石川第311号線	横浜生田	県道12号交点(新羽踏切)～横浜市道荏田北157号線交点(荏田農協前)	
	県道13号/横浜市道新羽第276号線	横浜生田	国道246号交点(荏田)～横浜市道横浜元石川線交点(あざみ野駅東側)	
204	県道19号	町田調布	東京都境～東京都境	
42	県道22号	横浜伊勢原	国道1号交点(バスセンター前)～国道1号(横浜新道)交点(矢沢)	
	県道22号	横浜伊勢原	国道1号交点(舞岡入口)～横浜市道環状2号線交点(環2般若寺)	
	県道22号	横浜伊勢原	港南区上大岡西(関の下)～磯子区栗木(栗木町バス停南)	
46	県道26号	横須賀三崎(三浦縦貫道路)	国道16号(横浜横須賀道路)交点～三浦縦貫道路Ⅰ期区間(有料道路)終点部	
205	県道26号	横須賀三崎(三浦縦貫道路Ⅱ期)	国道134号交点(三浦縦貫道林入口)～市道14号線(三浦縦貫高円坊入口)	
47	県道27号	横須賀葉山	国道134号交点(野比駅入口)～県道27号[横須賀葉山]交点(佐原交差点)	
			県道27号[横須賀葉山]交点(横須賀インター入口)～国道134号交点(葉山大道)	
206	県道32号	藤沢鎌倉	全線	
50	県道40号	横浜厚木	国道16号交点(鶴ヶ峰)～大和市道下鶴間桜森線交点	
51	県道42号	藤沢座間厚木	県道40号[横浜厚木]交点～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(座間2)	
	県道42号	藤沢座間厚木	県道40号[横浜厚木]交点～県道22号[横浜伊勢原]交点	
52	県道43号	藤沢厚木	県道44号[伊勢原藤沢]交点～県道403号[菖蒲沢戸塚]交点(遠藤東)	
53	県道44号	伊勢原藤沢	県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(景観寺前)～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(一之宮小入口)	
54	県道45号(横浜市道中川第348号線含む)	丸子中山茅ヶ崎	県道荏田綱島交点(百石橋西側)～横浜市道新横浜元石川線交点(向原)	
56	県道47号	藤沢平塚	県道43号[藤沢厚木]交点(舟地藏)～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(岡田)	
57	県道48号	鍛冶谷相模原	県道510号[長竹川尻]交点(新小倉橋東側)～県道54号[相模原愛川]交点(上田名)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
400	県道50号	座間大和	県道51号[町田厚木]交点(相武台団地入口)～県道56号[目黒町町田]交点(下鶴間)	
60	県道54号	相模原愛川	愛川町田代～国道412号交点(愛川町真名倉)	
401	県道56号	目黒町町田	国道246号交点(目黒)～県道50号[座間大和]交点(下鶴間)	
62	県道60号	厚木清川	国道412号交点～県道64号[伊勢原津久井]交点	
402	県道61号	平塚伊勢原	国道1号交点(検察庁前)～国道271号交点	
63	県道62号	平塚秦野	国道1号交点～国道134号交点(花水川橋)	
64	県道63号	相模原大磯	県道54号[相模原愛川]交点(高田橋)～県道60号[厚木清川]交点(千頭橋際)	
	県道63号	相模原大磯	県道22号[横浜伊勢原]交点～県道62号[平塚秦野]交点(平塚東インター入口)	旧国道271号(側道)
	県道63号	相模原大磯	防災拠点付近交点(たかとり幼稚園)～国道1号交点(国府新宿)	
207	県道65号	厚木愛川津久井	県道63号[相模原大磯]交点～県道54号[相模原愛川]交点(箕輪)	
	県道65号	厚木愛川津久井	県道54号[相模原愛川]交点(箕輪)～防災拠点付近交点(三増公園陸上競技場)	
67	県道72号	松田国府津	国道255号交点(大井町金子)～国道255号交点(松田町松田惣領)	
208	県道76号	山北藤野	国道20号交点～国道413号交点	
	県道76号	山北藤野	国道246号交点(安戸トンネル)～山北町中川	
209	県道101号	扇町川崎停車場	川崎駅前～川崎区扇町	
74	県道106号	子母口綱島	県道2号[東京丸子横浜]交点(綱島)～県道102号[荏田綱島]交点(高田)	
210	県道109号	青砥上星川	保土ヶ谷区西谷町(梅の木)～緑区中山町(緑郵便局入口)	
			緑区中山町(緑郵便局入口)～県道140号(青砥)交点	
211	県道111号	大田神奈川	東京都境(ガス橋)～県道14号[鶴見溝ノ口]交点(矢上)	
			県道14号[鶴見溝ノ口]交点(越路)～横浜市政道環状2号線交点(鶴見区駒岡三丁目)	
212	県道124号	稲城読売スト前停車場	県道3号[世田谷町田]交点(高石歩道橋下)～東京都境	
213	県道137号	上麻生蓮光寺	県道3号[世田谷町田]交点(柿生)～県道19号[町田調布]交点(黒川)	
			県道19号[町田調布]交点(若葉台駅南)～東京都境	
214	県道139号	真光寺長津田	東京都境～東京都境(岡上跨線橋)	
			国道246号交点(下長津田)～緑区長津田五丁目(長津田駅南口入口)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
75	県道140号	川崎町田	国道1号交点(尻手)～鶴見区矢向4丁目 鶴見区江ヶ崎町～港北区樽町(樽町)	
	県道140号	川崎町田	県道13号[横浜生田]交点(新羽十字路)～横浜市新横浜元石川線交点(第三京浜入口)	
215	県道203号	大船停車場矢部	戸塚区矢部町(戸塚駅東口入口)～栄区飯島町(飯島)	
403	県道204号	金沢鎌倉	防災拠点付近交点((一財)康信会鎌倉壺園)～県道21号[横浜鎌倉]交点(八幡宮前)	
404	県道205号	金沢逗子	防災拠点付近交点(県立逗子高校)～県道24号[横須賀逗子]交点(JR逗子駅)	
216	県道208号	浦賀港	全線	
217	県道210号	浦賀港久里浜停車場	全線	
79	県道215号	上宮田金田三崎港	城ヶ島取付道路支線交点～国道134号交点(三浦海岸)	
218	県道217号	逗子葉山横須賀(1期)	逗葉新道交点～県道27号[横須賀葉山]交点	
219	県道218号 県道218号/市道権太坂和泉線	弥生台桜木町	中区日ノ出町一丁目(日ノ出町)～南区前里町一丁目(初音町)	
			南区南太田町(Y校前)～同(花之木RP)	
			県道401号[新橋町西田]～横浜公道環状4号線(かもめパーク入口)	
405	県道301号	大船停車場	県道21号[横浜鎌倉]交点(小坂小学校西側)～県道304号[腰越大船]交点(大船三丁目)	
406	県道302号	小袋谷藤沢	県道304号[腰越大船]交点(山崎跨線橋南)～県道30号[戸塚茅ヶ崎]交点(遊行寺)	
407	県道304号	腰越大船	県道302号[小袋谷藤沢]交点(山崎跨線橋南)～県道301号[大船停車場]交点(大船三丁目)	
80	県道311号	鎌倉葉山	県道32号[藤沢鎌倉]交点～県道24号[横須賀逗子]交点 県道24号[横須賀逗子]交点～国道134号交点	
220	県道401号	瀬谷柏尾	戸塚区柏尾町(不動坂)～瀬谷区中央(瀬谷中学校前)	
221	県道402号	阿久和鎌倉	泉区和泉町(立場)～戸塚区深谷町(深谷), 瀬谷区阿久和町	
222	県道403号	菖蒲沢戸塚	県道43号[藤沢厚木]交点(遠藤東)～国道467号交点(六会)	
408	県道404号	遠藤茅ヶ崎	県道47号[藤沢平塚]交点(小出)～国道1号交点(本村)	
223	県道502号	淵野辺停車場	全線	
81	県道503号	相模原立川	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(上溝)～国道16号交点(駅入口)	
224	県道505号	橋本停車場	全線	
82	県道508号	厚木城山	国道129号交点(厚木市上依知)～国道129号交点(相模原市田名)	
225	県道514号	宮ヶ瀬愛川	県道64号[伊勢原津久井]交点～国道412号交点(半原小入口)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
409	県道601号	酒井金田	国道129号交点(第二交通機動隊前)～県道43号交点(東町郵便局前)	
226	県道602号	本厚木停車場	県道43号[藤沢厚木]交差点(中町)～厚木市道2-02号線交点	
85	県道603号	上粕屋厚木	国道246号交点(水引)～国道246号交点(船子)	
410	県道606号	明石下落合	国道1号交点(八幡宮前)～県道44号[伊勢原藤沢]交点(大島)	
227	県道607号	平塚港平塚停車場	全線	
228	県道704号	秦野停車場	秦野市道6号線交点～国道246号交点	
411	県道706号	丹沢公園松原町	県立秦野戸川公園駐車場入口付近～国道246号交点(渋沢駅入口)	
229	県道709号	中井羽根尾	県道77号[平塚松田]交点(中井町役場入口)～国道1号交点(押切橋)	
			市道5263、市道5264交点～国道1号交点(橘インター入口交差点)	*
230	県道710号	神縄神山	国道246号交点～松田町寄(寄小学校)	
231	県道711号	小田原松田	県道78号交点[御殿場大井]～県道72号[松田国府津]交点(松田町松田惣領)	
	県道711号	小田原松田	県道78号[御殿場大井]交点～県道717号[沼田国府津]交点	
232	県道714号	栢山停車場曾我	県道711号交点[小田原松田](バイパス)～国道255号交点	
233	県道717号	沼田国府津	県道720号[怒田開成小田原]交点～県道72号[松田国府津]交点	
412	県道718号	鴨ノ宮停車場矢作	県道719号交点(畝田ガード下)～県道717号交点(石神)	
234	県道719号	鴨ノ宮停車場	国道1号交点～県道720号[怒田開成小田原]交点(下新田)	
	県道719号	鴨ノ宮停車場	県道718号[鴨ノ宮停車場矢作]交点(畝田ガード下)～県道720号[怒田開成小田原]交点(下新田)	
88	県道720号	怒田開成小田原	国道255号交点～県道719号[鴨ノ宮停車場]交点	
	県道720号	怒田開成小田原	県道74号[小田原山北]交点～県道717号[沼田国府津](バイパス)交点	
235	県道726号	矢倉沢山北	県道78号[御殿場大井]交点～国道246号交点(樋口ノ橋)	
236	県道740号	小田原湯河原	国道135号旧道	真鶴道路旧旧道
237	都市計画道路安浦下浦線		県道27号[横須賀三崎]交点～国道134号交点(行政センター東)	*
93	横浜市道環状4号線		県道40号[横浜厚木]交点(瀬谷四丁目)～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点	
107	横浜市道奈良西八朔線		青葉区すみよし台(すみよし台)～県道139号交点(住吉神社前)	
108	横浜市道環状4号鴨志田線		瀬谷区北町(目黒交番)～青葉区榎が丘(青葉台)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
238	横浜市道鉄鴨志田線		青葉区鴨志田町(鴨志田東)～青葉区すみよし台(すみよし台電話局)	
110	横浜市道関内本牧線		中区山下町(横浜スタジアム前)～同(西の橋)	
239	横浜市道鴨居上飯田線		横浜市道川和第259号線交点(出崎橋)～県道109号交点(鴨池大橋南詰)	
240	横浜市道美しが丘第162号線		川崎市道向ヶ丘遊園駅菅生線接続点～横浜市道新石川第230号線交点(西勝寺北側)	
241	横浜市道川和第351/363号線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(地藏尊前)～県道12号[横浜上麻生]交点(梅田橋)	
242	横浜市道川和第199号線		県道12号[横浜上麻生]交点(都田中入口)～県道140号[川崎町田]交点(新陸橋西側)	
243	横浜市道柴町第156/158/159号線		国道357号交点(金沢柴町)～横浜市道柴町第160号線交点(ヘリポート入口)	
244	横浜市道柴町第160号線		横浜市道柴町第159号線交点(ヘリポート入口)～横浜ヘリポート	
245	横浜市道花見台保土ヶ谷公園通		横浜道上星川第476号線交点(横浜新道星川入口)～横浜市道川島岩間線交点(花見台派出所前)	
246	横浜市道鶴見駅三ツ沢線		鶴見区豊岡町(西口ハスターミナル)～神奈川区松三町(港北小学校入口)	
	横浜市道鶴見駅三ツ沢線		港北区片倉(下耕地)～県道13号交点(片倉町入口)	
247	横浜市道青木浅間線		神奈川区鶴屋町(鶴屋町三丁目)～西区浅間町(浅間下)	
248	横浜市道横浜駅根岸線		国道16号交点(西平沼)～横浜市道山下本牧磯子線交点(根岸不動下)	
			国道1号交点(西平沼)～国道16号交点(長者町五丁目)	
249	横浜市道保土ヶ谷宮元線		保土ヶ谷区岩井町(保土ヶ谷橋)～南区通町(通町一丁目)	
250	横浜市道汐入豊岡線		鶴見区汐入町(弁天町)～鶴見区鶴見中央(鶴見警察署)	
251	横浜市道下末吉第348号線		鶴見区豊岡町(三角)～同(西口ハスターミナル)	
252	横浜市道小野末広線		鶴見区小野町(県道6号[東京大師横浜])～鶴見区末広町(環境事業局鶴見工場)	
253	横浜市道子安守屋町線		神奈川区新子安(新子安)～神奈川区守屋町(子安/守屋町RP)	
254	横浜市道浦島第80/82号線/大口第708号線		神奈川区子安通	
255	横浜市道中山北山田線		横浜市道横浜上麻生交点(川和町駅)～都筑区牛久保(すみれが丘入り口)	
256	横浜市道新石川第56号線		青葉区元石川町(平崎橋)～同(嶮山)	
257	横浜市道黒須田第133号線		青葉区元石川町(嶮山)～青葉区すすき野(大黒橋西側)	
258	横浜市道美しが丘西第296号線		青葉区すすき野(大黒橋西側)～同(嶮山スポーツセンター)	
259	横浜市道美しが丘西第345号線		青葉区すすき野(嶮山スポーツセンター)～青葉区もみの木台(横浜総合病院)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
260	横浜市道黒須田第224号線		青葉区鉄町(横浜総合病院前)～同(桐蔭学園女子部入口)	
261	横浜市道奈良第172号線		青葉区すみよし台(すみよし台電話局)～同(すみよし台)	
262	横浜市道奈良第68号線		青葉区奈良五丁目(奈良五丁目)～青葉区奈良四丁目(奈良四丁目)	
263	横浜市道奈良第142号線		青葉区奈良四丁目(奈良四丁目)～青葉区奈良一丁目(奈良8号踏切)	
264	横浜市道奈良第165号線		青葉区奈良一丁目(奈良8号踏切)～県道139号交点(住吉神社前)	
265	横浜市道長津田奈良線		青葉区奈良町(奈良中央大橋南詰)～同(こどもの国西側)	
266	横浜市道奈良第21号線		青葉区奈良町(こどもの国西側)～同(奈良北団地入口)	
267	横浜市道緑山第1号線		青葉区奈良町(奈良北団地入口)～青葉区緑山(川崎市境)	
268	横浜市道環状4号上瀬谷線		県道40号[横浜厚木]交点(瀬谷四丁目)～瀬谷区中屋敷(中瀬谷消防出張所)	
269	横浜市道目黒第28号線		瀬谷区北町～同(笹原バス停西)	
270	横浜市道目黒第153号線(環状4号線)		瀬谷区瀬谷町(中瀬谷消防出張所)～瀬谷区瀬谷町(海軍道路分岐点)	
271	横浜市道上川井第147号線(環状4号線)		瀬谷区瀬谷町(横浜市道上川井第148号線交点)～横浜市道五貫目第33号線交点(目黒交番)	
272	横浜市道上川井第148号線(環状4号線)		瀬谷区瀬谷町(海軍道路分岐点)～瀬谷区瀬谷町(横浜市道上川井第147号線交点)	
273	横浜市道五貫目第33号線		国道246号交点(目黒)～国道16号(上川井インターチェンジ接続点)	
274	横浜市道山下長津田線		緑区中山町(緑郵便局入口)～国道246号交点(下長津田)	
275	横浜市道六角橋第394号線		神奈川区泉町(泉町)～神奈川区鶴屋町(鶴屋町三丁目)	
276	横浜市道関内本牧線		中区尾上町(尾上町1丁目)～中区港町(ハマスタ入口)	
	横浜市道関内本牧線		中区横浜公園(横浜スタジアム)～中区山下町(西の橋)	
277	横浜市道山下町第132号線		中区山下町(西の橋)～同(山下橋)	
278	横浜市道阪東橋浦船線		中区曙町(阪東橋)～南区高根町(阪東橋RP)	
279	横浜市道保土ヶ谷第565号線		南区宮元町(宮元町一丁目)～南区南太田町(Y校前)	
280	横浜市道常盤台和田町線		保土ヶ谷区常盤台(常盤台RP南)～保土ヶ谷区和田(和田町)	
281	横浜市道三ツ沢第42号線		保土ヶ谷区峰岡町(峰岡RP)～同	
282	横浜市道三ツ沢第85号線		保土ヶ谷区峰岡町～同(国道16号)	
283	横浜市道三ツ沢第232号線		保土ヶ谷区川辺町(国道16号)～保土ヶ谷区星川(水道道)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
284	横浜市道三ツ沢第222号線		保土ヶ谷区星川(水道道)～同(星川小学校前)	
285	横浜市道上星川第476号線		保土ヶ谷区星川(星川小学校前)～同(横浜新道入口)	
286	横浜市道仏向町第102号線		保土ヶ谷区星川(横浜新道入口)～同(星川RP)	
287	横浜市道川島岩間線		横浜市道花見台保土ヶ谷公園通交点(花見台派出所前)～旭区市沢町(市沢団地入口バス停南)	
288	横浜市道今井第30号線		旭区市沢町(市沢団地入口バス停南)～同	
289	横浜市道今井第37号線		旭区市沢町～旭区左近山(市沢団地南)	
290	横浜市道今井第87号線		旭区左近山(市沢団地南)～同(左近山第四バス停南)	
291	横浜市道四季美台第406号線		旭区左近山(左近山第四バス停南)～旭区南本宿町(左近山入口)	
292	横浜市道保土ヶ谷二俣川線		旭区南本宿町(左近山入口)～同(南本宿IC)	
293	横浜市道四季美台第359号線		旭区さちが丘(さちが丘)～同(陸橋南側)	
294	横浜市道四季美台第367号線		旭区さちが丘(陸橋南側)～旭区さちが丘(さちが丘バス停)	
295	横浜市道四季美台第432号線		旭区さちが丘(陸橋南側)～旭区さちが丘(万騎が原入口)	
296	横浜市道希望ヶ丘第480号線		旭区善部町(善部第一バス停)～瀬谷区阿久和町(阿久和)	
297	横浜市道下瀬谷第519号線		瀬谷区阿久和町(阿久和交差点西)～同(原小学校入口)	
298	横浜市道上和田第9号線		瀬谷区阿久和町(原小学校入口)～泉区和泉町(日向山団地中央)	
299	横浜市道上大岡第39号線		南区別所(向田橋)～同(京急線下)	
300	横浜市道上大岡第41号線		港南区最戸(京急線下)～同(最戸町)	
301	横浜市道上大岡第119号線		港南区最戸(最戸町)～同(餅井坂下)	
302	横浜市道平戸第486/480号線		南区別所(餅井坂下)～戸塚区平戸町(平戸バス停)	
303	横浜市道横浜逗子線		磯子区栗木(栗木町バス停南)～金沢区釜利谷東(宮ヶ谷バス停南東)	
304	横浜市道泥亀釜利谷線		金沢区釜利谷東(宮ヶ谷バス停南東)～金沢区谷津町(君が崎)	
305	横浜市道港南台第244号線		港南区港南台(港南台5丁目)～同(栄区境)	
306	横浜市道港南台第297号線		栄区上郷町(港南区境)～同(神奈中車庫前)	
307	横浜市道戸塚港南台線		戸塚区上倉田町(上倉田)～横浜市道環状3号線交点(港南台五丁目)	
308	横浜市道戸塚第559号線		国道1号交点(清源院入口)～国道1号交点(矢部団地入口)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
309	横浜市道飯島第112号線		栄区飯島町(飯島)～同(市民の森バス停北西)	
310	横浜市道飯島第121号線		栄区飯島町(市民の森バス停北西)～栄区本郷台(本郷台中央公園)	
311	横浜市道飯島第191号線		栄区本郷台(本郷台中央公園)～栄区小菅ヶ谷(本郷台駅入口)	
312	横浜市道小菅ヶ谷第514号線		栄区小菅ヶ谷(本郷台駅入口)～同(柏陽高校前)	
313	横浜市道桂町戸塚遠藤線		栄区小菅ヶ谷(柏陽高校前)～栄区桂町(公田)	
314	横浜市道小机第355号		横浜市道環状2号線交点(鳥山東)～港北区片倉(下耕地)	
315	横浜市道荏田北部第157号線		国道246号交点(荏田町)～県道12号[横浜上麻生]交点(荏田農協前)	
316	横浜市道市ヶ尾第86/87/134/145/190/194号線		県道12号[横浜上麻生]交点～東名高速青葉I.C入口	
317	横浜市道中山北山田線		横浜市道横浜上麻生線交点(川和町駅)～県道140号(青砥)交点	
318	都市計画道路横浜藤沢線		横浜市道環状2号線交点(馬洗橋)～横浜市道戸塚港南台線(天谷大橋際)	
319	横浜市道北寺尾第168号線		鶴見区馬場7丁目(法隆寺)～県道111号大田神奈川交点	都市計画道路大田神奈川線
320	横浜市道上川井瀬谷1号線		国道16号(旭区上川井町)～環状4号線(瀬谷区瀬谷町)	*
321	横浜市道上川井瀬谷2号線		横浜市道上川井瀬谷1号線(旭区上川井町)～環状4号線(瀬谷区瀬谷町)	*
322	横浜市道大池第4号線		旭区さちが丘(万騎が原入口)～旭区さちが丘(さちが丘バス停)	(R5開通)
413	横浜市道桜木東戸塚線		西平沼交差点～長者長5丁目交差点	
142	川崎市道尻手黒川線		県道3号[世田谷町田]交点(片平2丁目)～県道137号[上麻生連光寺]交点	*
151	川崎市道野川柿生線		川崎市道高津5号線交点～県道13号[横浜生田]交点(蔵敷交番前)	
323	川崎市道幸多摩線		国道409号交点(河原町)～県道3号[世田谷町田]交点(多摩水道橋)	
324	川崎市道二子千年線		川崎市道幸多摩線交点(北見方)～川崎市道子母口宿河原交点(千年第三下)	
325	川崎市道小杉菅線		国道409号交点(小杉御殿町)～県道14号[鶴見溝ノ口]交点(栄橋)	
326	川崎市道多摩第3号線		県道3号[世田谷町田]交点(多摩水道橋)～東京都境	
327	川崎市道殿町夜光線		国道409号交点(殿町3丁目)～皐橋水江町線交点(池上町)	
328	川崎市道皐橋水江町線		県道101号[扇町川崎停車場]交点(皐月橋)～川崎区水江町	
329	川崎市道池田浅田線		国道15号交点(川崎警察署入口)～県道6号[東京大師横浜]交点(浅田町)	
330	川崎市道富士見鶴見駅線		国道409号交点(久根崎)～川崎市道南幸町渡田線交点(小田栄町)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
331	川崎市道子母口宿河原線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(橋)～川崎市道幸多摩線交点(稲田中学校北側)	
332	川崎市道大師大島線		国道409号交点(大師駅前)～県道101号[扇町川崎停車場]交点(大島四ツ角)	
333	川崎市道古市場矢上線		川崎市道幸多摩線交点(古市場小学校)～県道14号[鶴見溝ノ口]交点(北加瀬)	
334	川崎市道宮内新横浜線		国道409号交点(西下橋)～川崎市道尻手黒川線交点 市道幸多摩線交点～国道409号交点(西下橋)	
335	川崎市道井田20号線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(井田病院入口)～中原区井田病院前	
336	川崎市道久未鷺沼線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(久未)～国道246号交点	
337	川崎市道登戸野川線		川崎市道野川菅生線交点(野川小学校入口)～国道246号交点(野川団地入口)	
338	川崎市道梶ヶ谷菅生線		川崎市道野川菅生線交点(馬絹)～川崎市道野川菅生線交点(土橋)	
339	川崎市道向ヶ丘遊園駅菅生線		横浜市道美しが丘第162号線接続点(青葉区美しが丘2丁目)～県道9号[川崎府中]交点(稲生橋)	
340	川崎市道菅早野線		川崎市道尻手黒川線交点(王禅寺公園北側)～麻生区下麻生2丁目	
	川崎市道菅早野線		麻生区下麻生2丁目～県道12号(下麻生)交点	*
341	川崎市道万福寺王禅寺線		県道3号[世田谷町田]交点(麻生警察署前)～川崎市道尻手黒川線交点(山口台南側)	
342	川崎市道細山線		県道124号[稲城読売ランド前停車場]交点(西生田小)～東京都境 東京都境～県道3号[世田谷町田]交点(麻生警察署前)	
343	川崎市道中野島生田線		川崎市道多摩第3号線交点(中野島駅入口)～県道9号[川崎府中]交点(土淵)	
344	川崎市道白石町2号線他		横浜市境(白石橋)～川崎市川崎区大川町	
345	川崎市道駅前本町20号線		県道9号[川崎府中]交点(川崎駅前東)～県道101号[扇町川崎停車場]交点(川崎駅前南)	
346	川崎市道小川町線		県道101号[扇町川崎停車場]交点(川崎駅前南)～県道140号[川崎町田]交点(日進町)	
347	川崎市道宮前町9号線		国道132号交点(教育文化会館前)～川崎市道新川通8号線交点(川崎病院)	
348	川崎市道新川通8号線		川崎市道宮前9号線交点(川崎病院)～県道101号[扇町川崎停車場]交点(川崎病院入口)	
349	川崎市道殿町羽田空港線		国道409号交点(多摩川スカイブリッジ入口)～東京都境	
350	川崎市道浮島町線		川崎市道浮島町2号線交点～国道357号交点	*
351	川崎市道浮島町2号線		国道409号交点(浮島公園前)～川崎市道浮島町線交点	*
352	相模原市道市役所前通		相模原市役所～国道16号交点	
353	相模原市道橋本駅北口線		全線【(都)橋本駅北口線】	
354	相模原市道橋本駅西口		国道16号交点～市道橋本18号交点	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

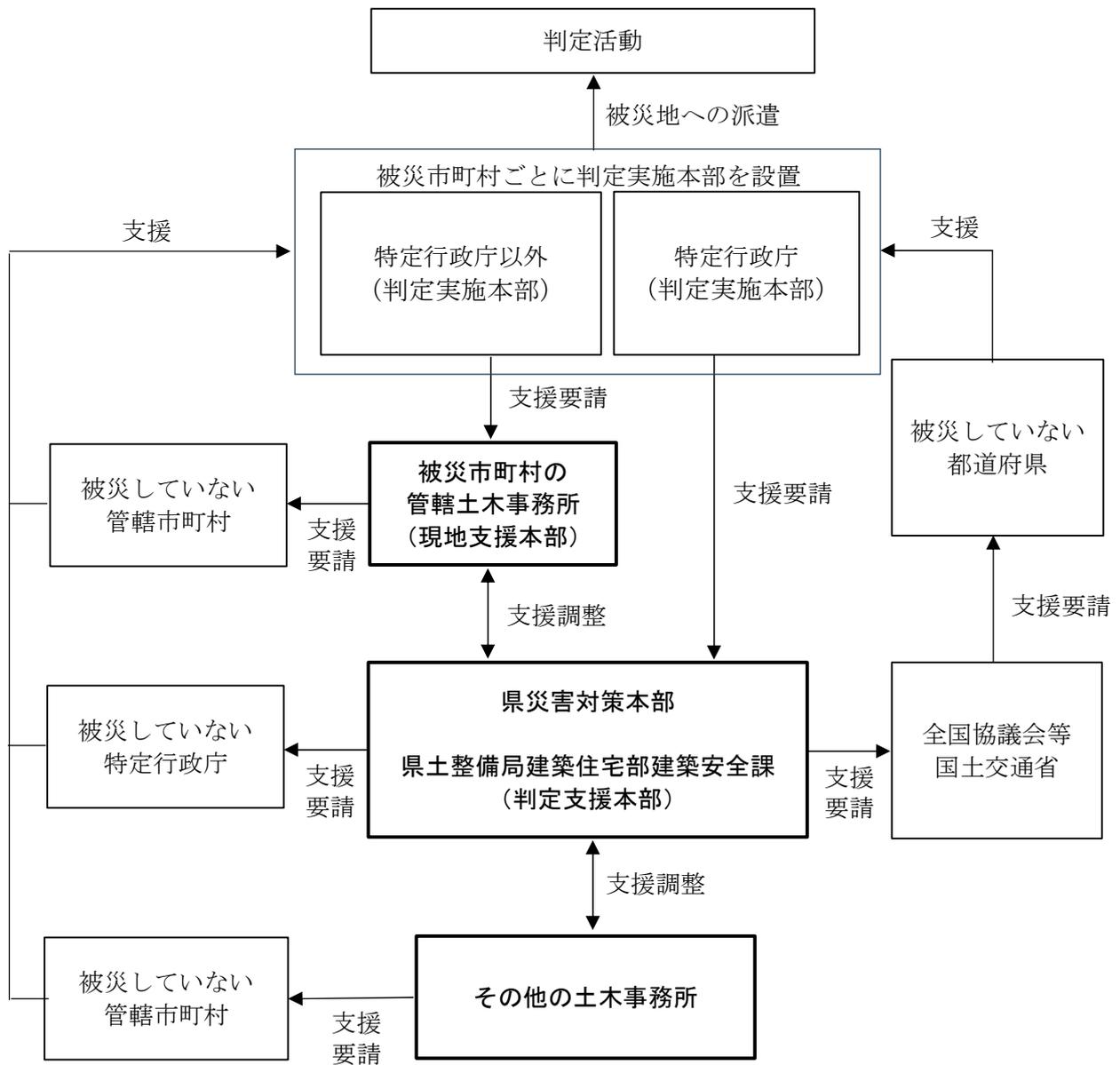
路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
355	相模原市道橋本18号		市道橋本駅西口交点～国道413号交点	
356	都市計画道路3・6・1中町北停車場線		県道602号[本厚木停車]交点～県道601号[酒井金田]交点	
357	厚木市道A-358		全線	
358	横須賀市道859号線		国道16号交点(三春町4丁目)～国道134号交点(大津)	
359	横須賀市道7755号線		県道27号交点(横須賀IC入口)～県道26号交点(衣笠十字路)	
360	横須賀市道7756号線		県道26号交点(衣笠十字路)～国道134号交点(湘南橋)	
361	横須賀市道7757号線		国道134号交点(湘南橋)～県道27号交点(佐原)	
362	平塚市道浅間町3号線		平塚警察署～平塚市道駅前通り線交点	
363	鎌倉市道027-000号線		鎌倉市役所～鎌倉市道008-000号線交点	
364	鎌倉市道008-000号線		鎌倉市道027-000号線交点～県道311号[鎌倉葉山]交点	
365	藤沢市道		県道403号[菖蒲沢戸塚]交点(遠藤東)～県道22号[横浜伊勢原]交点(新東山田)	
366	藤沢市道長後865号線		国道467号交点(長後小入口)～綾瀬市境	
367	小田原市道0077		県道709号[中井羽根尾]交点(小田原市中村原)～市道0077、市道5263交点	
368	小田原市道0085		国道1号交点～県道720号[怒田開成小田原]交点	
369	小田原市道5263		市道0077交点～市道5264交点	
370	逗子市道逗子55号線		逗子市役所～県道311号[鎌倉葉山]交点	
371	三浦市道14号		三浦縦貫道交点～国道134号交点	
372	秦野市道6号線		県道71号[秦野二宮]交点～秦野市道12号線交点	
373	秦野市道12号線		国道246号交点～秦野市道6号線交点	
374	南大和相模原線		国道246号交差点(深見西)～市役所前交点	
375	大和市道下鶴間86号		市役所前交点～大和市役所	
376	伊勢原市道315号線		県道44号[伊勢原藤沢]交点～伊勢原市役所	
377	海老名市道海老名駅大谷線		海老名市役所～県道40号[横浜厚木]交点	
378	座間市道17号線		座間市役所交点～県道42号[藤沢座間厚木]交点	
379	南足柄市道関本広町線		県道74号[小田原山北]交点～南足柄市道関本雨坪線交点	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
380	南足柄市道関本雨坪線		南足柄市役所～南足柄市道関本広町線交点	
381	綾瀬市道913号線		綾瀬市道1629-2号線交点～県道42号交点(市役所前)	
382	綾瀬市道1629-1号		県道40号交点(綾北小前)～県道45号交点(綾瀬市深谷)交点	
383	綾瀬市道1629-2号		藤沢市境～県道45号交点(綾瀬市深谷)号交点	
384	葉山町道牛ヶ谷戸根山線		葉山町役場～葉山町道311号線交点	
385	葉山町道311号線		葉山町道牛ヶ谷戸根山線交点～国道134号交点	
386	寒川町道岡田宮山18号線		県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～寒川町役場	
387	1級町道1号線/2級町道1号線/町道二宮81号線		県道71号[秦野二宮]交点～二宮町役場	
388	中井町道役場前線		県道77号[平塚松田]交点～中井町役場	
389	大井町道101号線		大井町役場～大井町道7号線交点	
390	大井町道14号線		防災倉庫～大井町道101号交差点	
391	大井町道7号線		大井町道101号線交点～国道255号交点	町道再編(L=120m)
392	松田町道12号線		県道72号[松田国府津]交点～松田町役場	
393	箱根町道湯1号線		国道1号交点～箱根町役場	
394	真鶴町道真第1号線		国道135号交点～真鶴町役場	
395	湯河原町道中央57号線/中央21号線		県道75号[湯河原箱根仙石原]交点～湯河原町役場	
396	横浜市道黒須田第325号/226号		青葉区鉄町(横浜総合病院)～同(横浜総合病院前)	
397	臨港道路東扇島水江町線		東扇島臨港道路幹線5号線交点～川崎市道皷橋水江町線交点	* 港湾道路・市管理
398	その他道路 緊急用河川敷道路		多摩川右岸(多摩川河口～拝島橋)	未整備区間含む
399	山北町道61号 田屋敷万随線		県道74号【小田原山北】交点～山北町役場	
2次路線 計210路線 (413路線-203路線)				

応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図



ライフライン事業者の応急復旧活動拠点一覧表

令和6年4月1日現在

ライフライン事業者	応急復旧活動拠点	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社 神奈川総支社	希望ヶ丘高等学校	横浜市旭区南希望ヶ丘 79-1
	上溝高等学校 ※	相模原市中央区上溝 6-5-1
	自動車税管理事務所湘南駐在事務所	平塚市東豊田 369-12
	三浦合同庁舎	三浦市三崎町六合 32
東京ガスネットワーク株式会社 神奈川事業部	横浜緑ヶ丘高等学校	横浜市中区本牧緑ヶ丘 37
	商工高等学校	横浜市保土ヶ谷区今井町 743
	保土ヶ谷養護学校	横浜市保土ヶ谷区権太坂 1-8-1
	瀬谷養護学校	横浜市瀬谷区竹村町 28-1
	金井高等学校	横浜市栄区金井町 100
	上溝高等学校 ※	相模原市中央区上溝 6-5-1
	神奈川県立スポーツ会館	横浜市神奈川区三ツ沢西町 3-1
	神奈川県立スポーツセンター	藤沢市善行 7-1-2
厚木ガス株式会社	七沢森林公園	厚木市七沢川端 901-1
小田原ガス株式会社	生命の星・地球博物館	小田原市入生田 499

※上溝高等学校は、東京電力・東京ガスが共用して使用する。

県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 県と公共性の高い事業者が、地震等の大規模な災害の発生に備えて、地震・防災対策の推進に関する課題の共有化を図るとともに、課題の解決に向けた協議を行うため、県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 県、ライフライン事業者及び交通事業者との情報連絡体制の確立について
- (2) 地震・防災対策の推進に関する課題について
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は別表に掲げる委員により構成する。

(部会)

第4条 協議会に、その目的を達成するため次の部会を置く。

- (1) ライフライン部会
- (2) 交通部会

2 部会は、ライフライン事業者、交通事業者及び県の防災担当課の担当者により構成する。

3 部会の運営については、別に定める。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課長の職にある者をもって充てる。

2 会長に事故ある時は、神奈川県くらし安全防災局防災部応急対策担当課長の職にある者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて協議会及び部会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員は、会議に出席できない場合に、代理人を出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課において担当する。

(経費)

第8条 協議会の開催に要する経費は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課が負担する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

- 附 則
この要綱は、平成10年1月27日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成10年9月11日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年7月25日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成27年2月4日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成30年9月12日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成31年3月7日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和2年7月9日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和4年5月17日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和5年6月14日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

東京電力パワーグリッド株式会社神奈川総支社	業務総括グループマネージャー
東日本電信電話株式会社神奈川事業部	災害対策室長
株式会社ドコモ CS 神奈川支店	ネットワーク部長
KDDI 株式会社南関東総支社	管理部長
ソフトバンク株式会社	総務本部 総務企画統括部 リスク対策部 担当部長
楽天モバイル株式会社	災害対応支援課長
神奈川県ガス協会 (厚木瓦斯株式会社)	供給部長
東京ガス株式会社神奈川支社	副支社長
公益社団法人神奈川県 LP ガス協会	副会長
東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	鉄道事業部安全企画ユニットリーダー
東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部	企画部担当課長
小田急電鉄株式会社	安全・技術部課長
東急電鉄株式会社	経営戦略部総務 CSR 課課長
京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部安全推進部課長
相模鉄道株式会社	安全推進部課長
株式会社小田急箱根	運輸本部鉄道部課長
伊豆箱根鉄道株式会社	鉄道部運輸課長
江ノ島電鉄株式会社	鉄道部長
湘南モノレール株式会社	運輸部次長
株式会社横浜シーサイドライン	安全推進室安全推進課
京王電鉄株式会社	安全推進部安全推進担当課長
横浜高速鉄道株式会社	運輸部運輸課長
横浜市交通局	安全管理部安全管理課長
一般社団法人神奈川県バス協会	常務理事
一般社団法人神奈川県タクシー協会	専務理事
神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課	危機管理防災課長・応急対策担当課長
神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課	消防保安担当部長
神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課	生活衛生課長
神奈川県県土整備局道路部道路管理課	道路管理課長
神奈川県県土整備局都市部交通政策課	交通政策課長
神奈川県県土整備局都市部都市公園課	都市公園課長
神奈川県企業庁企業局	副局長兼総務室長
神奈川県警察本部警備部危機管理対策課	危機管理対策課長
神奈川県警察本部交通部交通規制課	交通規制課長

神奈川県災害廃棄物処理計画

2024（令和6）年3月
神奈川県

【目 次】

はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと構成	2
(1)	計画の位置付け	2
(2)	計画の構成	2

第1章 基本的事項

1	計画の基本的な考え方	3
2	処理の役割分担	4
(1)	県の役割	4
(2)	市町村の役割	4
3	処理の基本方針	5
4	災害廃棄物の処理体制	6
(1)	県内の災害廃棄物処理体制	6
(2)	県の組織体制	8
ア	県内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合	8
イ	県内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合	11
5	対象災害と災害廃棄物発生量	12
(1)	対象災害	12
(2)	対象とする災害廃棄物	13
(3)	災害廃棄物発生量の推計等	14
6	災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の流れ	16
(1)	概要	16
(2)	仮置場	17
(3)	収集運搬	17
(4)	処理	17
(5)	進捗管理	17
7	災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画	18
(1)	災害廃棄物処理計画	18
(2)	災害廃棄物処理実行計画	18

8 他都道府県への協力・支援	19
----------------	----

第2章 平時の備え

1 協力体制の構築	20
(1) 県内市町村における相互援助体制の構築	20
(2) 民間事業者団体等との連携	20
(3) 県域を越えた広域的な処理体制の構築	20
2 市町村等に対する技術的支援	22
(1) 市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援	22
(2) 情報の共有	22
ア 一般廃棄物処理施設に係る情報	22
イ 産業廃棄物処理施設に係る情報	22
(3) 仮置場候補地の確保への支援	22
ア 仮置場の必要面積の算定	22
イ 仮置場候補地の選定	22
ウ 仮置場の設置・運営方法の助言	23
3 職員の教育訓練	24
(1) 講習会・研修会等の開催	24
(2) 訓練の実施	24
4 一般廃棄物処理施設の耐震化等	25
(1) 施設の耐震化	25
(2) 業務継続計画（BCP）の策定	25
(3) 施設の補修体制の整備	25
(4) 備蓄資機材の確保	25
5 平時の備えの点検	26

第3章 発災時の対応

1 初動対応（発災後数日間）	28
(1) 総務担当業務	29
ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備	29
イ 連絡体制の確立	29
ウ 被害情報の収集	29

エ	進捗管理等	30
(2)	し尿処理業務	31
ア	仮設トイレの設置	31
イ	し尿の収集・処理	34
ウ	支援要請	34
(3)	生活ごみ処理業務	35
ア	生活ごみの収集・処理	35
イ	支援要請	35
2	応急対応（発災後3か月程度）	36
(1)	総務担当業務	37
ア	予算の確保	37
イ	不法投棄対策等	38
(2)	災害廃棄物処理業務	39
ア	処理主体の確定	39
イ	発生量等の推計	42
ウ	仮置場の設置	44
エ	環境対策・モニタリング	46
オ	処理可能量の推計	46
カ	災害廃棄物処理実行計画等の策定	47
キ	災害廃棄物の処理	48
ク	支援要請	51
ケ	損壊家屋等の解体・撤去	52
コ	仮設処理施設の設置	53
3	復旧・復興（発災後3年程度）	54
(1)	し尿処理業務	55
ア	仮設トイレの撤去	55
(2)	災害廃棄物処理業務	55
ア	仮置場の復旧・返却	55
イ	仮設処理施設の解体・撤去	55

はじめに

1 計画策定の趣旨

神奈川県では、1995（平成7）年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験等を踏まえ、災害廃棄物の処理に関する基本事項を定めた「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱」を1996（平成8）年3月に策定しました。また、市町村の災害廃棄物処理計画の策定指針及びモデル計画を定めた「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」等を1997（平成9）年3月に策定しました（2009（平成21）年8月改訂）。

2011（平成23）年3月の東日本大震災では、膨大な災害廃棄物が発生し、災害廃棄物の処理は被災地の復旧・復興にとって大きな課題となりました。国は東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針」（以下「国対策指針」という。）を2014（平成26）年3月に策定しました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が2015（平成27）年7月に改正され、さらに、廃棄物処理法に基づく基本方針が2016（平成28）年1月に変更され、都道府県廃棄物処理計画に災害廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込むこと及び都道府県において災害廃棄物処理計画を策定すること等が規定されました。

こうしたことを受け、県では、「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱」及び「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」を廃止し、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付けと構成

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の基本方針に基づく計画です。

また、「神奈川県循環型社会づくり計画」及び「神奈川県地域防災計画（神奈川県防災会議策定）」の災害廃棄物処理に関する計画であり、県と市町村の役割や発災後の実行計画の策定に必要な事項等を定めます。

なお、策定に当たっては、国が定める廃棄物処理施設整備計画及び国対策指針等を踏まえました。

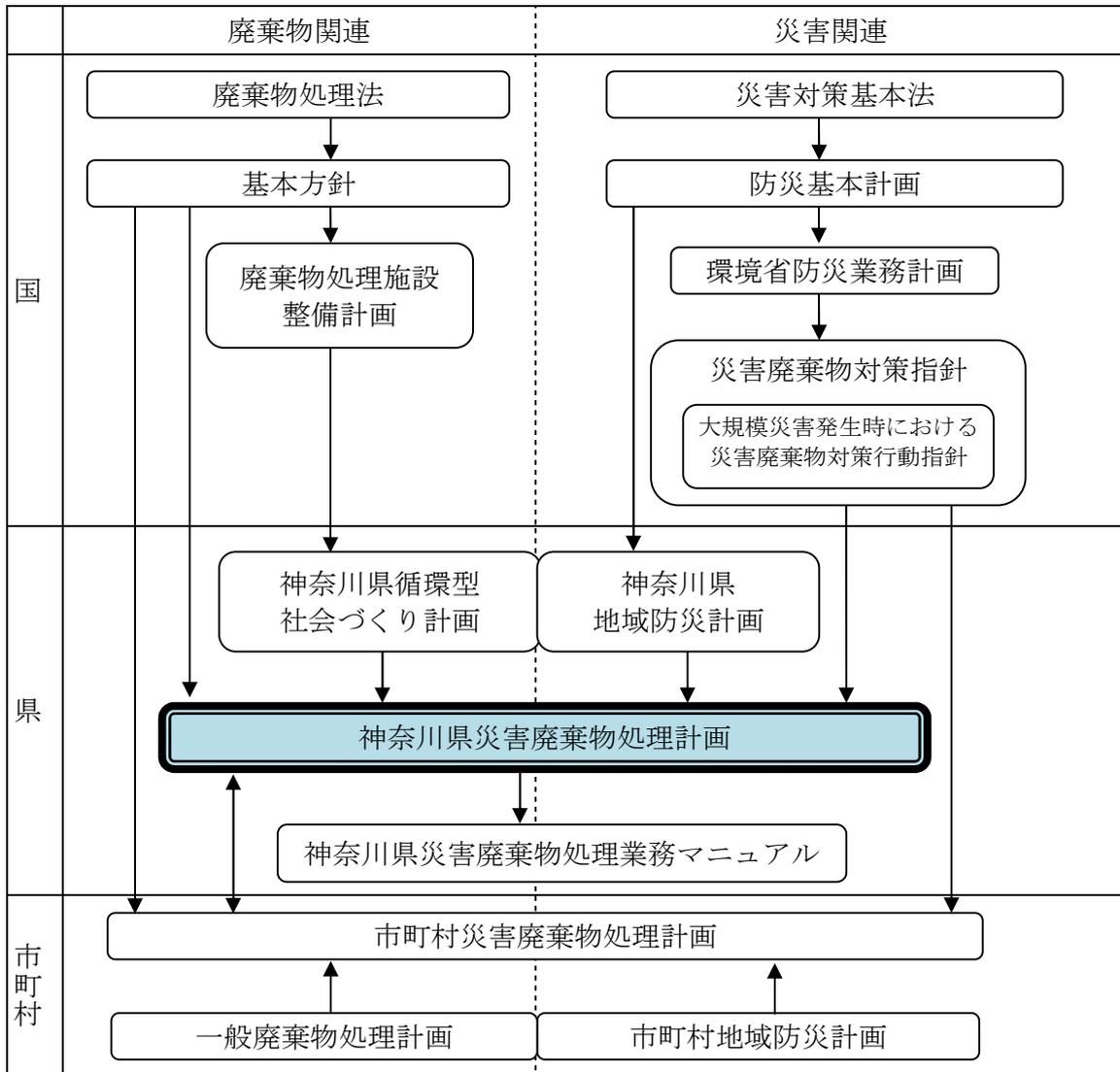


図 1 - 1 本計画の位置付け

(2) 計画の構成

本計画は、「基本的事項」、「平時の備え」、「発災時の対応」の三部構成となっています。

第1章 基本的事項

1 計画の基本的な考え方

本計画は、発災時に市町村が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な県の役割等を取りまとめたものとして策定します。

発災時に災害廃棄物を処理するに当たり、市町村単独での対応が困難となる場合には、平時に締結した市町村の相互援助協定等を活用し、市町村域を越えて広域的に災害廃棄物の処理を実施します。県は、市町村や民間事業者団体等との調整及び適正かつ円滑・迅速な処理に向けた技術的支援を行います。

また、東日本大震災のような大規模災害発生時には、地方自治法の事務委託の規定に基づき、県が災害廃棄物処理に関する業務を直接担うことも想定します。

発災後の具体的な業務内容については、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」(2017(平成29)年3月策定)に別に定めます。

なお、新たな知見等、状況の変化に応じて適宜計画の見直しを行います。

2 処理の役割分担

(1) 県の役割

県は、被災市町村が適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理対策に係る情報提供や技術的支援を行うとともに、被災市町村だけでは処理が困難な場合は他の市町村との広域的な支援体制を整備します。

ただし、地震や津波等により甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定により県が災害廃棄物の処理の事務委託を受け、処理の主体として直接業務を行います。

また、地震等の場合、市町村が平時において処理することのない、がれき等の災害廃棄物が多く発生することから、産業廃棄物処理業者等の民間事業者の協力も必要になります。県は、民間事業者の保有する資機材や処理施設を有効に活用できるよう、民間事業者団体等との連携体制を整備します。

さらに、大規模災害により県内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な場合は、国及び他都道府県等と連携し、県域を越えた支援体制を整備します。

(2) 市町村の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2の規定により、一義的には市町村がその処理を行います。

市町村は、発災後速やかに、避難所等に仮設トイレを設置し、し尿の収集処理を開始するとともに、避難所ごみを含めた生活ごみの収集処理を開始します。また、災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）については、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

3 処理の基本方針

災害からの早期の復旧・復興のため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施します。

計画的な処理

東日本大震災や阪神・淡路大震災の処理実績を踏まえ、3年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、計画的な処理を実施します。

生活環境の保全

災害廃棄物処理時における騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止します。

リサイクル・減量化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、最終処分量を低減させます。

関係機関との連携

市町村、民間事業者団体、国及び他都道府県等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備します。

4 災害廃棄物の処理体制

(1) 県内の災害廃棄物処理体制

県では、平時より排出から最終処分までの各段階において、より一層の減量化・資源化を推進するため、県内を12の広域ブロックに分けてごみ処理の広域化を推進しています。発災時においても、原則として広域ブロックを中心に処理を実施します。

大規模災害発生時には、状況に応じて、地域県政総合センター所管区域の市町村、地域県政総合センター所管区域を越えた全県域における連携を推進し、速やかな処理を実施します。また、県内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な場合は、他都道府県に支援要請を行います。

表1-1 広域ブロック区分

ブロック名		構成市町村
横 浜		横浜市
川 崎		川崎市
相模原		相模原市
横須賀三浦	横須賀・三浦	横須賀市、三浦市
	鎌倉・逗子・葉山	鎌倉市、逗子市、葉山町
湘南東		藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西	平塚・大磯・二宮	平塚市、大磯町、二宮町
	秦野・伊勢原	秦野市、伊勢原市
大和高座		大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木愛甲		厚木市、愛川町、清川村
県 西	南足柄・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	小田原・足柄下	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

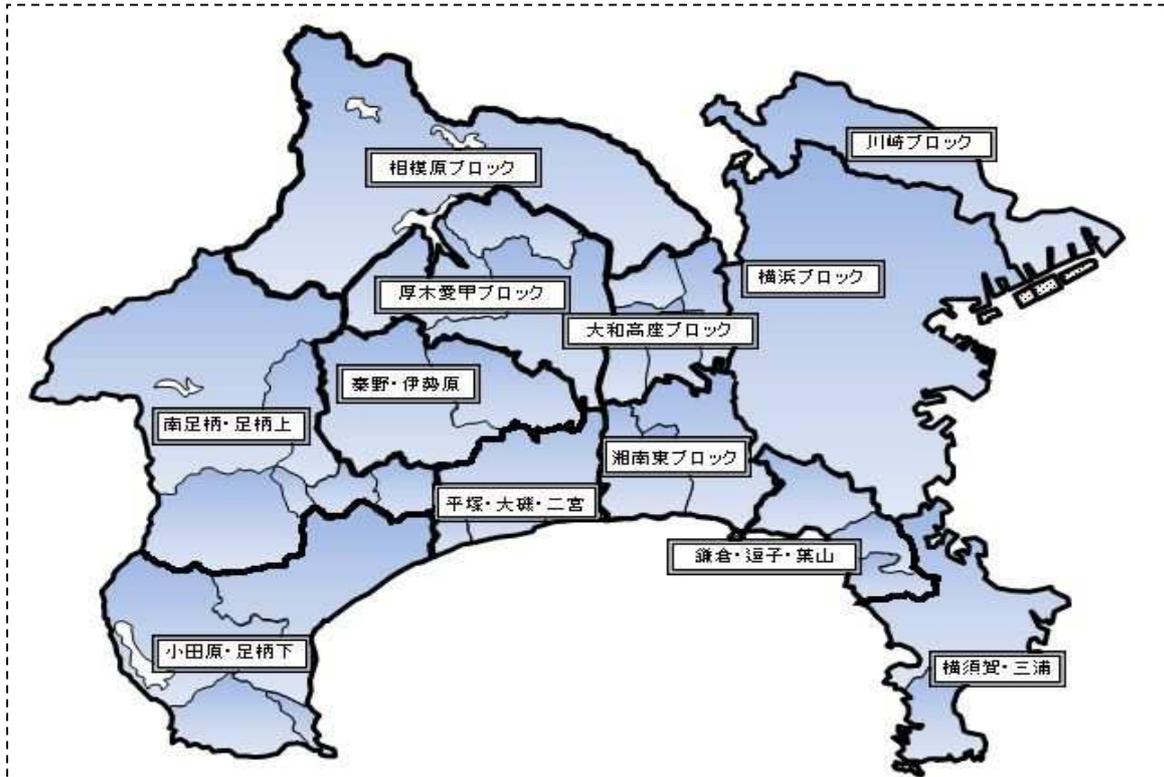
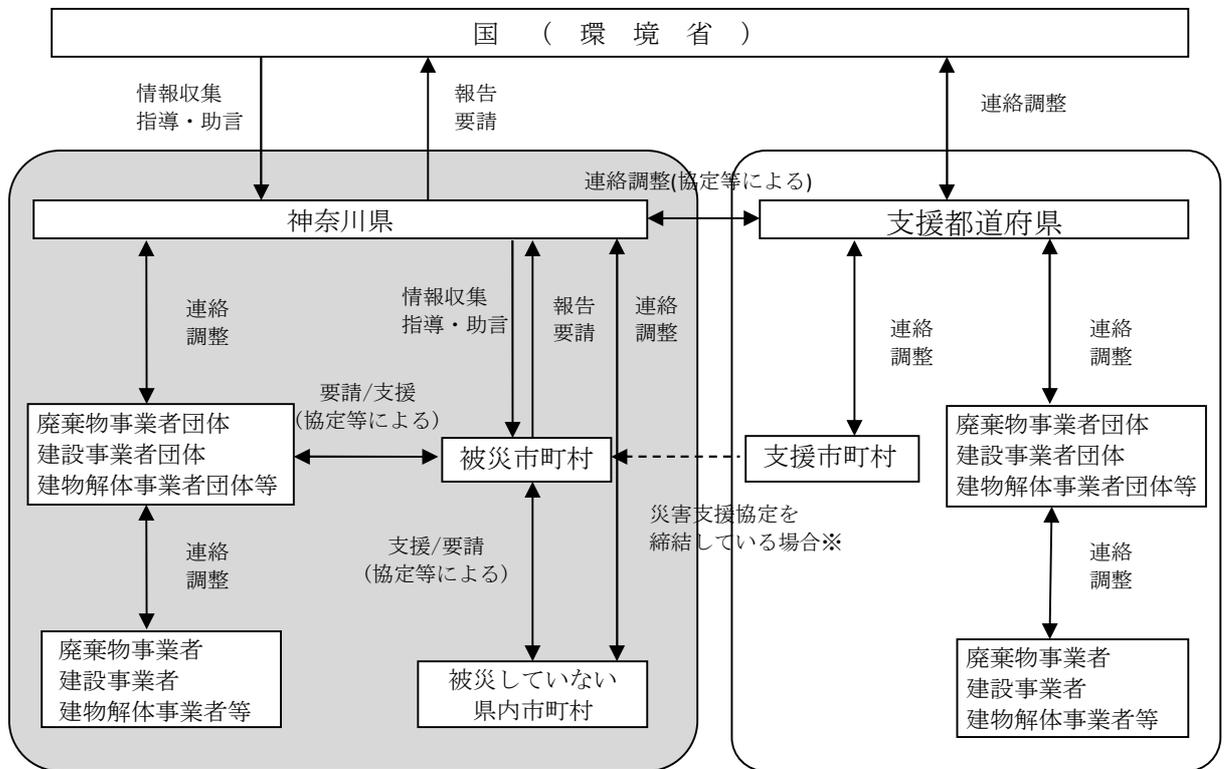


図1-2 広域ブロック



※政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある
出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を一部修正

図1-3 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制

(2) 県の組織体制

ア 県内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合

県内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、円滑な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき神奈川県地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置します。

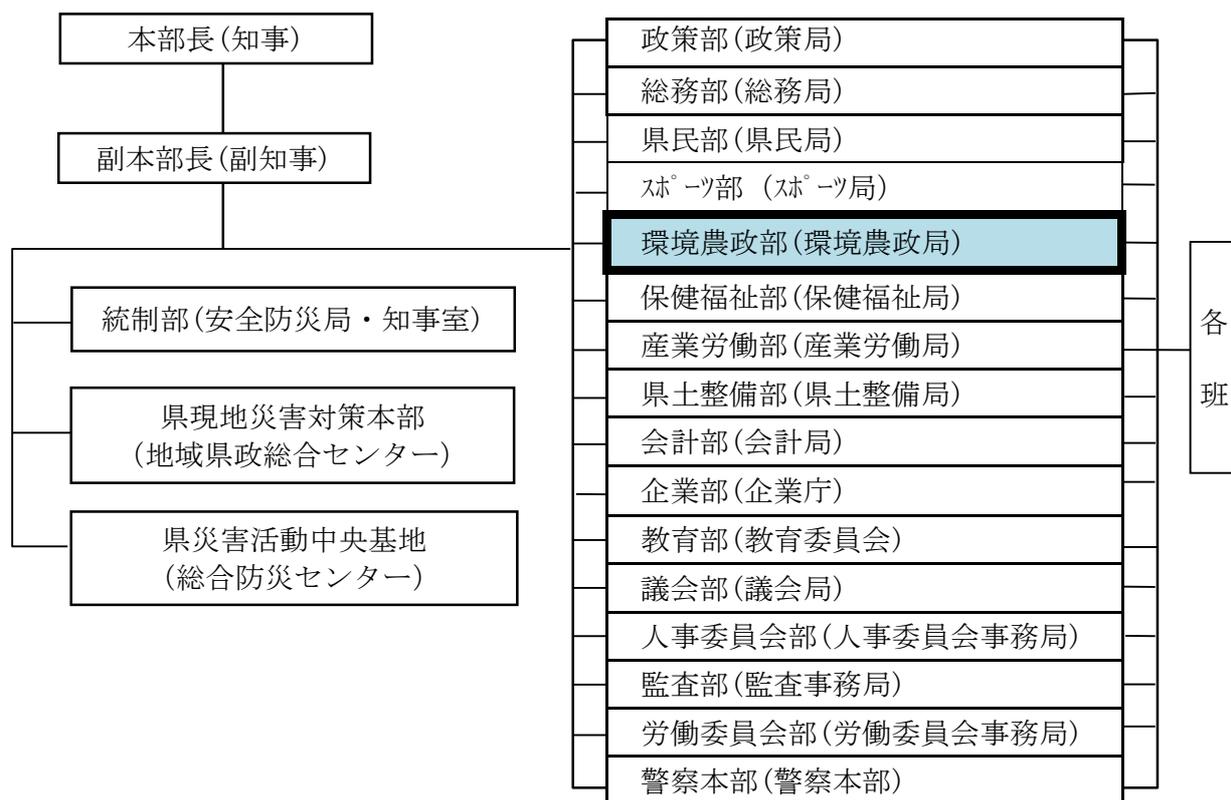
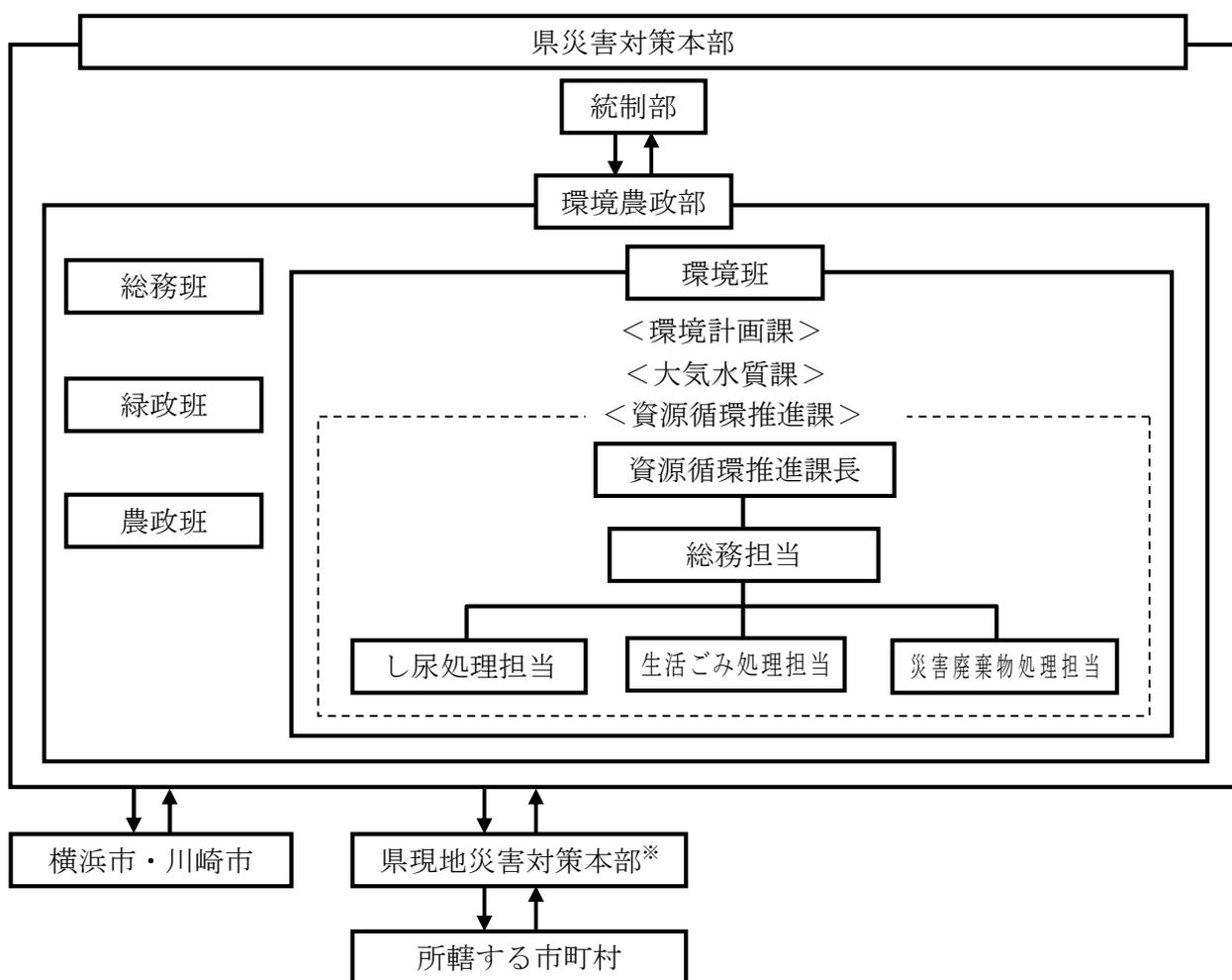


図1-4 県の災害対策本部の構成

災害廃棄物対策については、資源循環推進課が災害対策本部環境農政部環境班の一組織として、その事務を担います。課内に総務担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当、災害廃棄物処理担当の4つの担当を設け、災害廃棄物の処理に関する事務を行います。

現地対策本部（地域県政総合センター）は資源循環推進課と連携し、所管する市町村との災害廃棄物の処理に関する連絡・調整を行います。横浜市及び川崎市については、資源循環推進課が連絡・調整を行います。



※地域県政総合センターに設置

図1-5 災害対策本部が設置された場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

各担当の主な役割

- 総務担当 : 災害対策本部統制部との連絡・報告、災害廃棄物対策全体の進捗管理、国庫補助に係る事務、県の部室課との連絡・調整、県民への広報に関すること。
- し尿処理担当 : し尿の処理に係る連絡・調整・進捗管理等に関すること。
- 生活ごみ処理担当 : 生活ごみ（避難所ごみを含む。）の処理に係る連絡・調整・進捗管理等に関すること。
- 災害廃棄物処理担当 : 災害廃棄物の処理及び仮置場等に係る連絡・調整・進捗管理、災害廃棄物処理実行計画の策定等に関すること。

表1-2 現地災害対策本部の所管区域等

現地災害対策本部名	設置場所	所管区域
横須賀三浦 現地災害対策本部	横須賀三浦地域 県政総合センター内	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町
県央 現地災害対策本部	県央地域 県政総合センター内	相模原市、厚木市、大和市、 海老名市、座間市、 綾瀬市、愛川町、清川村
湘南 現地災害対策本部	湘南地域 県政総合センター内	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、 秦野市、伊勢原市、 寒川町、大磯町、二宮町
県西 現地災害対策本部	県西地域 県政総合センター内	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町

イ 県内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合

被災状況に応じて、災害対策本部が設置された場合と同様に、課内に4つの担当を設け、災害廃棄物の処理に関する事務を行います。

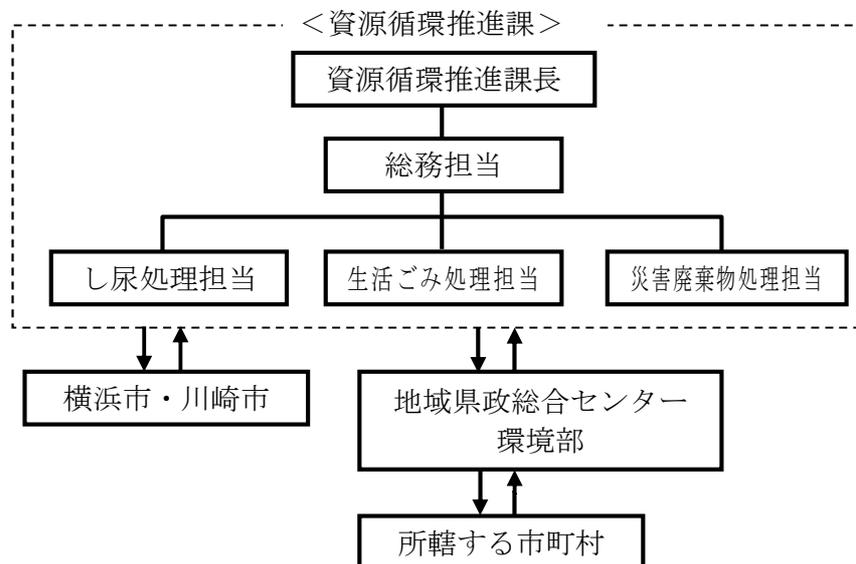


図1-6 災害対策本部が設置されなかった場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

5 対象災害と災害廃棄物発生量

(1) 対象災害

本計画では、地震災害、水害及びその他自然災害を対象とします。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とします。

(2) 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、災害により発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「生活ごみ」という。）及びし尿とします。

表 1-3 災害廃棄物の種類

種類	内容	
災害により発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
	腐敗性廃棄物	畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	廃船舶	使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿	

(3) 災害廃棄物発生量の推計等

想定地震は、地震発生の切迫性や被害の大きさ等を考慮して、次の4地震を選定しました。

災害廃棄物（津波堆積物を含む。）の発生量については、神奈川県地震被害想定調査報告書（神奈川県地震被害想定調査委員会。以下「被害想定調査」という。）から引用し、避難所ごみ及びし尿の発生量については、被害想定調査と国対策指針（技術資料）をもとに推計しました。

表 1-4 想定地震

想定地震名	モーメント マグニチュード [※]	発生確率 [※]	本計画の想定地震として 選定した理由
都心南部直下地震	7.3	(南関東地域のマグニチュード7クラスの地震が30年間で70%)	国が防災対策の主眼をおく地震としており、また、地震発生切迫性が高いとされているため。
神奈川県西部地震	6.7	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	地震発生切迫性が高いとされ、また、県西部に大きな被害が発生した場合の県内の応援体制等を検討するのに適しているため。
南海トラフ巨大地震	9.0	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	地震発生切迫性が高いとされ、また、津波対策を検討するのに適しているため。
大正型関東地震	8.2	30年以内ほぼ0%~5% (200年から400年の発生間隔)	国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震で、県内全域に大きな被害が発生するため。

※ モーメントマグニチュード及び発生確率については「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会）から引用

表1-5 災害廃棄物の想定発生量（県全体）

想定地震名	災害廃棄物 (万t) ^{※1}	津波堆積物 (万t) ^{※2}	避難所ごみ (t/日) ^{※3}	し尿 (kl/日) ^{※3}
都心南部直下地震	2,145	0	519	2,600
神奈川県西部地震	154	30	31	171
南海トラフ巨大地震	183	120	60	202
大正型関東地震	9,450	130	1,540	7,157

- ※1 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会）から引用（津波堆積物は含まれていない。）
 ※2 「神奈川県地震被害想定調査報告書」から上限値を引用（都心南部直下地震については、津波による建物被害がごく小さいことから、津波堆積物量の算定の対象としていない。）
 ※3 「神奈川県地震被害想定調査報告書」及び「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2」（環境省）に基づき算出

コラム

阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較

主な事項	阪神・淡路大震災	東日本大震災
災害の特徴	都市直下型地震	津波による被害が大きい 被害が広域的
処理対象物	がれき	がれき、自動車、船舶、津波堆積物
がれきの状態	元の土地に残存	津波で流出 塩分、放射能の問題
国庫補助の特例	解体	解体、自動車、船舶、津波堆積物
実質的な国庫負担	97.5%	100%
災害廃棄物発生量 (万t)	1,430（兵庫県） うち神戸市804 西宮市209	廃棄物2,019（13道県） うち宮城県1,171、岩手県429 津波堆積物1,102（13道県）
処理費用 (万円/t)	1.9	3.7（宮城県 津波堆積物を含む（暫定））
処理の事業主体 (県の役割)	市町 (広域調整・支援)	県、市町村、国（福島県の一部）
処理期間（計画）	概ね2年	概ね3年以内
処理期間（実績）	2年後98%済 16市町概ね2年 4市町概ね3年	宮城県・岩手県 概ね3年
再生利用率（%）	38	廃棄物82、津波堆積物99（13道県）
広域処理の位置付け	区域内処理を優先 県外144万t（10%）	国が広域処理を呼びかけ（H23.4.8） 県外62万t（3.9%）（宮城県・岩手県分）

※出典：「災害廃棄物処理に係る阪神・淡路大震災20年の検証」（災害廃棄物処理に係る阪神・淡路大震災20年検証委員会）を一部修正

6 災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の流れ

(1) 概要

災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の流れは、図1-7に示すとおりです。

市町村は、災害廃棄物を一次仮置場に集め、粗選別を行います。その後、二次仮置場において最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行い、最終処分又は再生利用を行います。

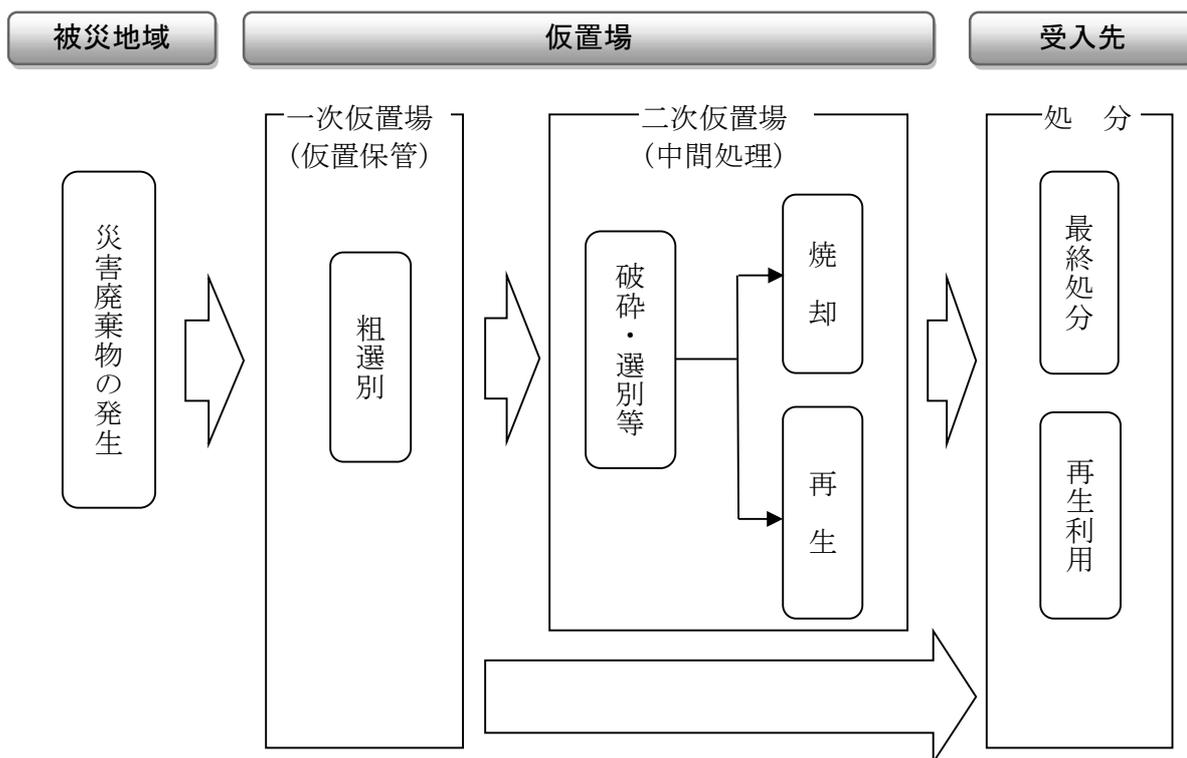


図1-7 災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の全体の流れ

（2）仮置場

災害廃棄物の仮置場は、原則として市町村が確保します。

県は、市町村からの要請に応じて、県有地を仮置場候補地とするための調整を行います。

仮置場の種類

- 一次仮置場：家屋等から排出される災害廃棄物や、道路等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する置場。分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行うこともある。
- 二次仮置場：一次仮置場だけでは選別、保管、処理ができない場合に、災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業（選別等）を行うための置場。仮設焼却炉、仮設破碎選別機を設置することもある。

（3）収集運搬

市町村は、収集運搬車両や作業員が不足した際には、平時に締結している協定等に基づき、他の市町村や民間事業者団体等から支援を受け、災害廃棄物の収集運搬を行います。

県は、市町村からの支援要請に基づき、他の市町村及び民間事業者団体等との調整を行います。

（4）処理

市町村は、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

県は、市町村からの支援要請に基づき、他の市町村及び民間事業者団体等との調整を行います。

（5）進捗管理

県は、市町村における災害廃棄物の処理状況を把握し、県及び市町村の災害廃棄物処理実行計画にそって進捗していることを確認するとともに、進捗状況を取りまとめ、県全体の災害廃棄物処理の進捗管理を行います。

また、必要に応じて市町村と調整の上、他の市町村、民間事業者団体等に対して支援要請や調整を行います。

7 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画

(1) 災害廃棄物処理計画

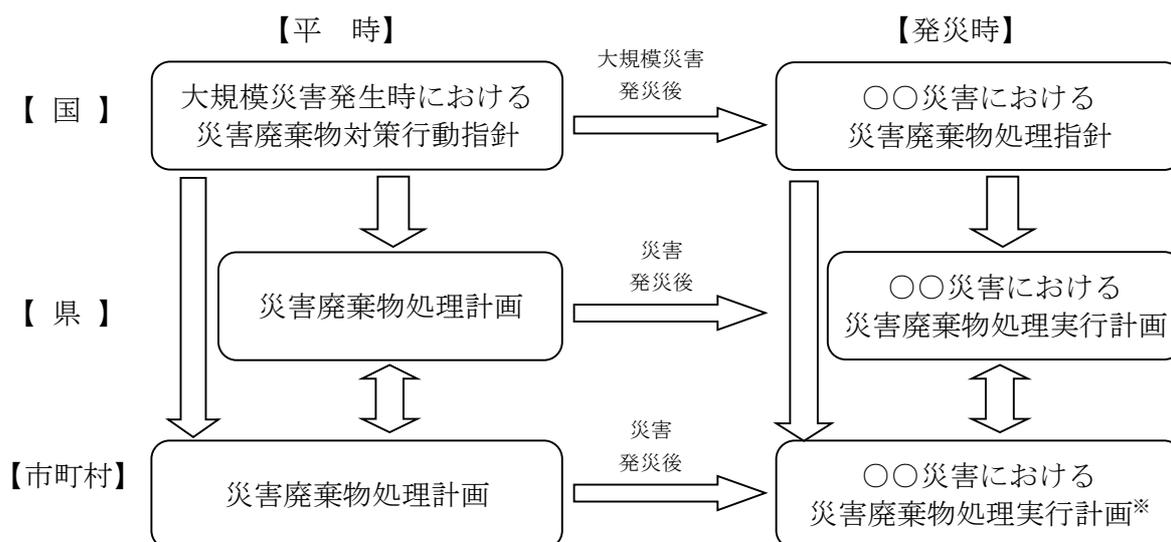
県は、新たな知見等、状況の変化に応じて適宜本計画の見直しを行います。

市町村は、本計画と整合を図りながら、各地域の実情に応じた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行います。

(2) 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）は、発災時において、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画をもとに処理の基本方針、災害廃棄物発生量、処理期間、処理方法等を定める計画です。

県及び市町村は、被害状況を把握し、関係機関との連絡調整を積極的に図りながら、実行計画を策定します。また、処理の進捗に伴い、適宜見直しを行います。



※国庫補助金の申請をする際の添付資料の一つとなる

図1-8 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画の関係

8 他都道府県への協力・支援

県では、大規模災害が発生した場合を想定し、「全国都道府県における災害時等の相互応援に関する協定」（全国知事会）等の相互応援協定を締結しています。

災害廃棄物処理について、上記協定に基づく他都道府県からの支援要請のほか、環境省等からの支援要請があった場合は、職員の派遣を検討するとともに、県内市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）の一般廃棄物処理施設における受入可能な廃棄物の種類・可能量、収集運搬車両の支援可能台数等を把握し、協力・支援の調整を行います。

第2章 平時の備え

1 協力体制の構築

(1) 県内市町村における相互援助体制の構築

市町村等は、非常時においても一般廃棄物の適正処理の保持及び生活環境の保全を図るため、地域県政総合センター所管区域ごとに相互援助協定を締結しています。市町村等は、必要に応じて協定を見直すなど、区域内における処理体制の見直しを行います。

また、県及び市町村等は、地域県政総合センター所管区域を越えた応援体制の検討を行います。

(2) 民間事業者団体等との連携

県は、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」、一般社団法人神奈川県建設業協会及び一般社団法人神奈川県建物解体業協会とそれぞれ「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書」を締結し、大規模災害時における災害廃棄物の処理体制の整備を図っています。必要に応じて協定内容の見直し等を行い、より実効性の高い処理体制を構築します。また、その他民間事業者団体、NPO法人、ボランティア等との連携体制について検討します。

(3) 県域を越えた広域的な処理体制の構築

東日本大震災のような大規模災害時には、県域を越えた広域的な処理が必要となるものが想定されます。

環境省関東地方環境事務所を中心に本県を含む1都9県等で構成する「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」では、都県域を越えた連携が必要となる災害発生時に、国・地方公共団体等の行政機関、民間事業者団体等の連携した取組の指針となる「大規模災害発災時に備えた災害廃棄物対策行動計画」を平成29年3月に策定しました。

県は、引き続き当該協議会への参画等により、国及び近隣都県等と連携して、県域を越えた広域的な廃棄物処理体制の構築を推進します。

また、当該協議会の取組内容を適宜市町村等に情報提供するとともに、本計画に反

映させる等により、県内の処理体制と整合を図ります。

表2-1 災害時の応援協定一覧

区分	協定名	協定締結者	締結日
災害全般	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会	平成8年7月18日 (平成24年5月18日)
	九都県市災害時相互応援に関する協定	九都県市	平成22年4月1日 (平成26年2月13日)
	震災時等の相互応援に関する協定	関東地方知事会	昭和52年6月16日 (平成25年7月31日)
	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	県内市町村	平成24年3月29日
廃棄物関係	横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定書	横須賀市、鎌倉市 逗子市、三浦市 葉山町	平成7年8月25日
	県央8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書	相模原市、厚木市 大和市、海老名市 座間市、綾瀬市 愛川町、清川村 高座清掃施設組合	昭和58年3月17日
	神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市 茅ヶ崎市、秦野市 伊勢原市、寒川町 大磯町、二宮町 秦野市伊勢原市環境衛生組合	平成28年12月20日
	南足柄市、山北町、足柄東部清掃組合及び足柄西部清掃組合間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書	南足柄市、山北町 足柄東部清掃組合 足柄西部清掃組合	平成6年3月31日
	西湘地区行政センター管内1市3町1一部事務組合間における一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書	小田原市、箱根町 真鶴町、湯河原町 湯河原町真鶴町衛生組合	平成4年9月8日
	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	県、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会	平成11年1月20日 (平成21年8月4日)
	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書	県、一般社団法人神奈川県建設業協会	平成11年1月20日 (平成21年8月4日)
	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書	県、一般社団法人神奈川県建物解体業協会	平成11年1月20日 (平成21年8月4日)

※ () 内は変更日

2 市町村等に対する技術的支援

(1) 市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再使用・再生利用を図るためには、処理の主体である市町村において平時から災害廃棄物処理計画を策定しておくことが重要です。県は、計画策定に当たって必要となる想定被害の基礎情報の提供等により、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を支援します。

(2) 情報の共有

ア 一般廃棄物処理施設に係る情報

県は、県内の一般廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況、処理余力等を把握して整理するとともに、市町村等に情報提供を行います。

イ 産業廃棄物処理施設に係る情報

災害廃棄物は一般廃棄物ですが、廃棄物処理法第15条の2の5第2項では、非常災害時に既存の産業廃棄物処理施設において産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することについての特例が規定されています。

こうした災害廃棄物については、市町村等の一般廃棄物処理施設だけでなく、産業廃棄物処理施設も活用することで迅速な処理が可能となることから、県は、平時より市町村等に産業廃棄物処理施設に係る情報の提供を行います。

(3) 仮置場候補地の確保への支援

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再使用・再生利用を図るためには、発災後、速やかに仮置場を設置することが重要です。

ア 仮置場の必要面積の算定

県及び市町村は、平時に推計した災害廃棄物発生量に基づき、仮置場の必要面積を算定します。

イ 仮置場候補地の選定

県は、市町村の仮置場候補地を把握して整理するとともに、市町村の仮置場候補地の選定を促進します。

また、市町村からの要請に応じて、県有地を仮置場候補地とするための調整

を行います。

ウ 仮置場の設置・運営方法の助言

県は、市町村が仮置場の設置・運営方法を検討するに当たって、技術的助言を行います。

コラム

東日本大震災時の岩手県内の仮置場設置状況について

市町村が設置する一次仮置場は、道路啓開や家屋、建物の解体等に伴い現場から撤去した災害廃棄物を集積する場所であり、最大110箇所設置されました。一次仮置場に集積された災害廃棄物のうち、破碎・選別処理が必要ではないものは焼却処理施設や最終処分場等へ直接搬出され、破碎・選別処理が必要なものは二次仮置場へ搬出されました。

市町村	一次仮置場	二次仮置場	計
洋野町	5	0	5
久慈市	6	0	6
野田村	15	1	16
普代村	2	0	2
田野畑村	3	0	3
岩泉町	1	0	1
宮古市	7	2	9
山田町	12	1	13
大槌町	25	1	26
釜石市	11	2	13
大船渡市	18	1	19
陸前高田市	5	1	6
計	110	9	119

出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」
(岩手県)

3 職員の教育訓練

(1) 講習会・研修会等の開催

県は、発災時において本計画が有効に機能するよう、平時から記載内容について職員に周知します。

また、県及び市町村等の職員を対象に、災害廃棄物に関する知識・経験を有する有識者を招いた講習会や災害廃棄物・産業廃棄物処理に関する研修会等を実施します。

(2) 訓練の実施

県は、市町村等及び民間事業者団体等と連携して、情報伝達訓練や図上訓練を実施します。

4 一般廃棄物処理施設の耐震化等

(1) 施設の耐震化

大規模災害に備え、一般廃棄物処理施設の耐震化を図る必要があります。

市町村等は、既存の施設については耐震診断を実施するとともに、煙突の補強等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行います。また、新設の施設については、耐震性、浸水対策等に配慮します。

県は、一般廃棄物処理施設の整備に関する国の交付金制度である循環型社会形成推進交付金等についての情報提供、助言その他支援を行います。

(2) 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時においても適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

一般廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となる施設であるため、市町村等は廃棄物処理施設の業務継続計画を策定し、県はそのための支援を行います。

(3) 施設の補修体制の整備

市町村等は、発災時に施設を迅速に稼働できるように施設等の修復に関する手引きを作成するなど、平時から施設の点検・補修体制を整備します。

(4) 備蓄資機材の確保

市町村等は、備蓄状況を把握するとともに、施設を稼働するために必要な備蓄資機材の確保・充実を図ります。

また、発災時に備蓄資機材だけでは対応できない場合を想定し、民間事業者団体等と資機材の供給に関する協定を締結するなど、対策の充実を図ります。

5 平時の備えの点検

平時の備えは、発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の整備を推進するために行うものです。

県は、市町村の災害廃棄物処理計画の策定状況や仮置場候補地の選定状況等を把握するとともに、県が実施した研修会や訓練の効果を検証するなど、県及び市町村等の取組状況について点検を行います。

第3章 発災時の対応

県及び市町村等は、発災後の時期や処理の進捗状況に応じ、災害廃棄物の処理に関する業務を行います。

表3-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動対応	人命救助が優先される時期（体制整備、し尿処理業務、生活ごみ処理業務等を行う。）	発災後数日間で業務に着手
応急対応	避難所生活が本格化するとともに、人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	発災後3か月程度までに業務に着手
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	発災後3年程度までに業務完了

※時間の目安は災害の規模や種類によって異なる。

1 初動対応（発災後数日間）

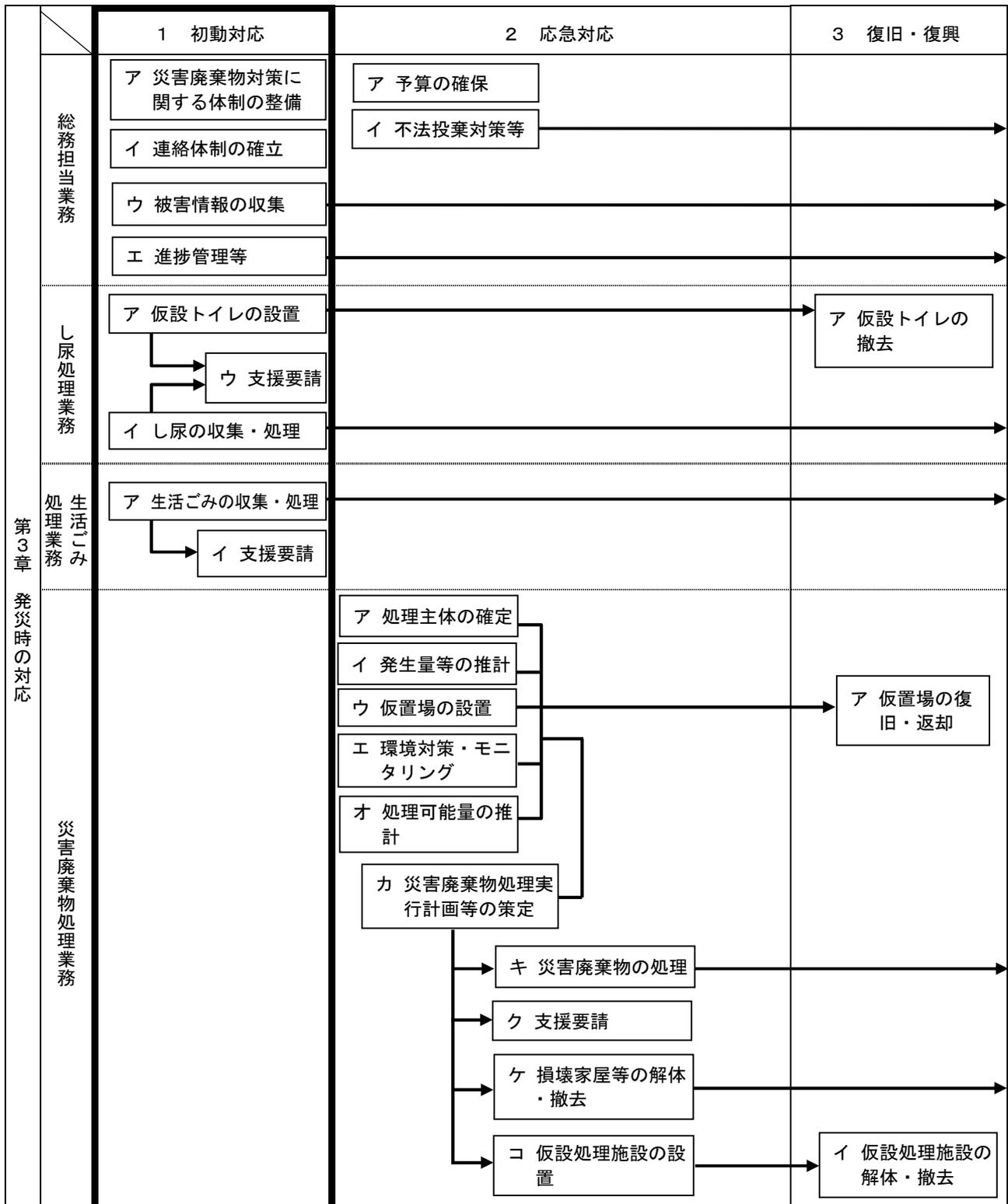
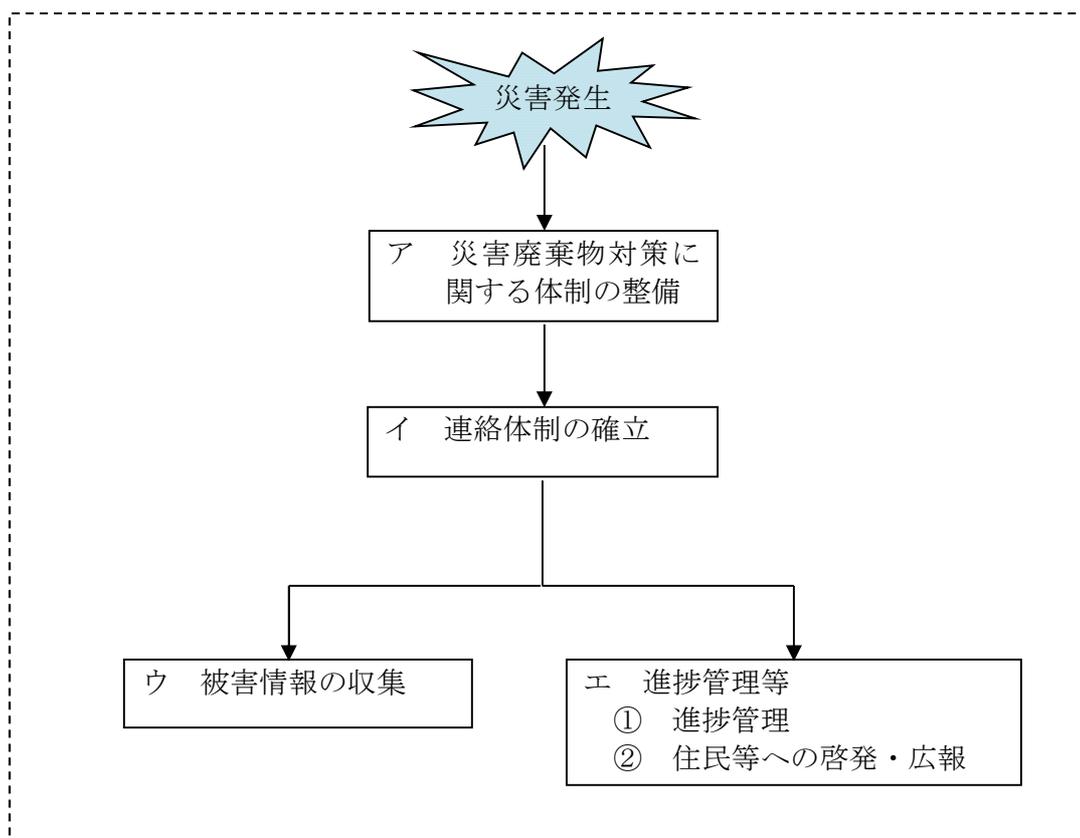


図3-1 発災時における全体業務フロー

(1) 総務担当業務



ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備

県は、総務担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当及び災害廃棄物処理担当の4つの担当を置き、災害廃棄物対策に関する体制を整備します。全体の統括を資源循環推進課長が行います。

イ 連絡体制の確立

災害時に迅速かつ的確な対応をするためには、速やかに市町村等との連絡体制を構築し、情報収集・連絡調整を行うことが重要です。

県は、市町村等、国及び民間事業者団体と、電話、防災行政無線網、FAX、電子メール等により速やかに連絡体制を確立します。

ウ 被害情報の収集

県は、災害情報管理システムを活用し、被害情報を収集します。また、電話、防災行政無線網、FAX、電子メール等を活用し、市町村等から被害情報を収集します。被害状況や災害廃棄物の発生・処理状況は、時間経過とともに変化する

ため、定期的、継続的に情報収集を行います。

市町村等は、被害情報について優先順位をつけて収集し、県へ報告します。

表3-2 災害情報管理システムにより収集する主な情報

区分	収集項目	目的
避難所と避難者数	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名 ・避難者数 ・避難所の仮設トイレ数 	避難所ごみ、し尿の発生量の推計
建物の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊、半壊、一部損壊棟数 ・焼失棟数 	災害廃棄物発生量の推計
上下水道の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧見通し ・下水処理施設の被災状況 	し尿発生量の推計
道路・橋りょうの被害状況	被害状況と開通見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の収集運搬体制への影響 ・仮置場の設置
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況 ・復旧見通し ・必要な支援 	迅速に処理体制を構築するための支援

表3-3 市町村から収集する主な情報

区分	収集項目	目的
災害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・種類と量 ・必要な支援 	迅速に処理体制を構築するための支援
仮置場の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の位置と規模 ・必要な支援 	

エ 進捗管理等

① 進捗管理

県は、市町村の災害廃棄物発生状況についての的確に把握し、県内で災害廃棄物処理が円滑に進むよう、市町村間の支援に関する調整や課題への対応を行います。

また、県内の進捗状況を定期的に国に報告します。

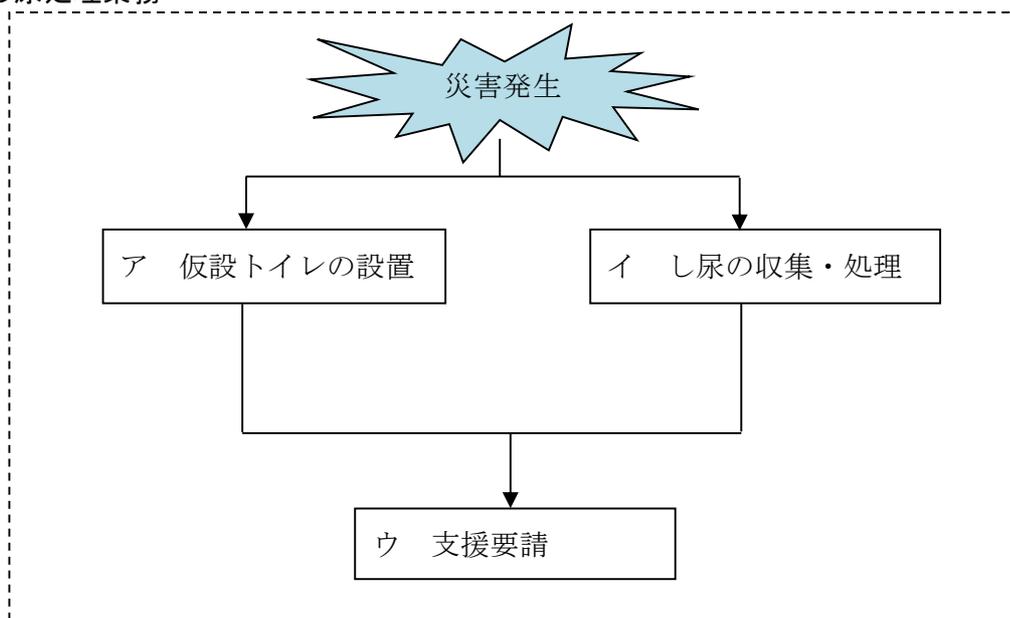
② 住民等への啓発・広報

県及び市町村は、広報誌、マスメディア、インターネット、説明会、避難所への文書掲示等を用いて、住民等への啓発・広報を行います。

提供する情報の例

- 避難所や仮置場におけるごみの分別方法
- 危険・有害物への対応、衛生確保に関する情報
- 災害廃棄物の種類、地域別発生量の情報
- 市町村域を越えた広域処理体制の構築状況
- 災害廃棄物に関するQ&A
- 不法投棄、便乗ごみ、不適正処理禁止の啓発
- 市町村の窓口情報

(2) し尿処理業務



ア 仮設トイレの設置

断水や上下水道の損壊等により、避難所等においては、多くの仮設トイレが必要になります。

市町村は、し尿の収集・処理体制を検討するため、し尿の発生量を推計するとともに、避難所の避難者数、配置する仮設トイレの種類等を考慮して、仮設トイレの必要基数を推計し、仮設トイレを設置します。また、仮設トイレの設置状況

及びその使用方法等について、住民に周知します。

県は、市町村の仮設トイレの設置状況及び市町村が推計したし尿の発生量を把握し、取りまとめます。

し尿の発生量推計

し尿発生量

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1日1人平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口)
× ③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数 = {水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)}
× 上水道支障率 × 1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が使用する世帯のうち
1/2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

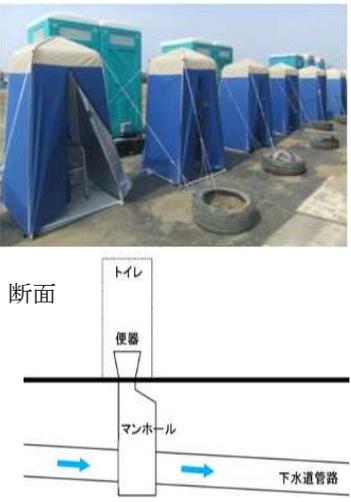
汲取人口：計画収集人口

③1人1日平均排出量 = 1.7 L / 人・日

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2」(環境省)

コラム

災害用トイレの種類（例）

種類	概要・特徴
<p>携帯トイレ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・ 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ・ 消臭剤がセットになっているものや、臭気や水分の漏れを更に防ぐための外袋がセットになっているものもある。 ・ 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。
<p>簡易トイレ組立式</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・ 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ・ 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。 ・ トイレがない・洋式便器がない場合に段ボール、新聞紙、テープを使って作成することができる。
<p>仮設トイレ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気なしで使用できるものが多い。 ・ 便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 ・ 階段付きのものが多い一方で、車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 ・ イベント時や建設現場で利用されることが多い。 ・ 仮設トイレを設置する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。
<p>マンホールトイレ</p>  <p>断面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置するもの。 ・ 本管直結型及び流下型のマンホールトイレは、下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用することが原則である。 ・ 貯留機能を有したマンホールトイレは、放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができるが、汲み取りが必要になる場合がある。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）及び「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」（国土交通省）を一部修正

イ し尿の収集・処理

平時に排出されるし尿の処理に加え、避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集・処理が必要となります。

市町村は、避難所の避難者数やし尿の収集が必要な仮設トイレの設置の情報を適時収集し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新したうえ、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行います。

県は、市町村の収集・処理状況等を把握します。

ウ 支援要請

市町村は、仮設トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、把握した情報をもとに、支援の必要性を検討するとともに、市町村から支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や民間事業者団体と支援の内容について調整のうえ、支援の要請を行います。また、県内での支援では不足する場合には、国を通じて、民間事業者団体や他都道府県等と支援の内容について調整のうえ、支援の要請を行います。

コラム

県のし尿収集・処理の対応（東日本大震災の事例）

<岩手県>

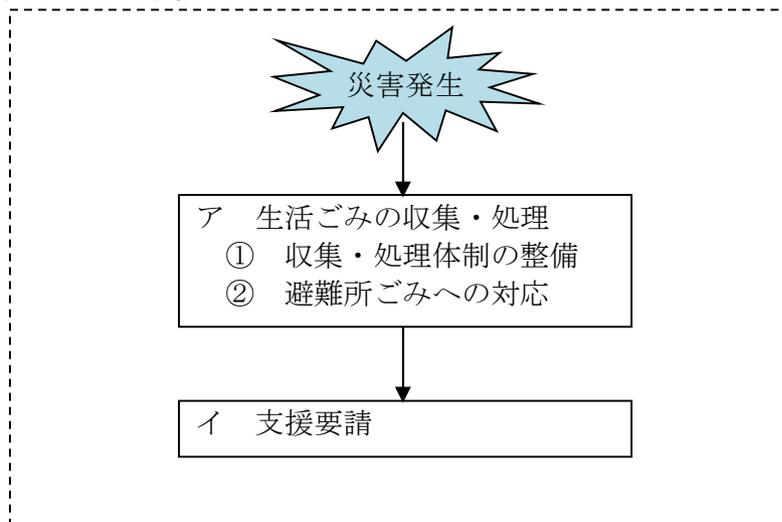
岩手県では、市町村に代わって県が自ら内陸部のリース業者から調達したほか、国や全国知事会等へ要請し、県外からバキューム車約30台を業界団体から支援を得て、し尿の収集を行い、仮設トイレについては、平成23年3月に565基、4月に260基の支援を得ました。また、し尿処理施設の受入可能量を把握したうえで協力要請を行い、県内の広域処理の体制を構築し、内陸の処理施設4施設で沿岸部の処理施設復旧までの間、受け入れが実現しました。沿岸部から内陸部へは長距離の輸送が必要でしたが、し尿処理施設の多目的貯留槽を活用し、中大型し尿収集運搬車両へ積み替えることにより効率的な運搬を行うことができました。

<宮城県>

宮城県では、3月15日に山形県に対し「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づくし尿処理を要請し、山形県業界団体からバキューム車30台が提供されました。3月26日には鹿児島県業界団体からバキューム車を無償譲渡されるなど全国から支援を受け、し尿収集・処理の対応は3月中には落ち着きをみせました。仮設トイレは、発災直後から新潟県等からの支援により設置し、最終的に全国からの支援により県内の8市町に2,420基の仮設トイレを供給しました。

出典：「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」（環境省東北地方環境事務所）

(3) 生活ごみ処理業務



ア 生活ごみの収集・処理

① 収集・処理体制の整備

市町村は、発災後速やかに処理施設や運搬ルートの被害状況把握、安全性の確認を行うとともに、民間事業者団体や他市町村からの応援を含めた収集運搬体制及び処理体制を速やかに確保し、処理を行います。

② 避難所ごみへの対応

市町村は、避難所の開設・閉鎖の情報を適時収集し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新します。

また、発災後速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、仮置場には搬入せずに既存処理施設で処理を行います。

避難所ごみの発生量推計

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2」（環境省）

イ 支援要請

市町村は、生活ごみの収集・処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、市町村の処理状況等を把握し、支援の必要性を検討するとともに、支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や他都道府県等と支援の調整を行います。

2 応急対応（発災後3か月程度）

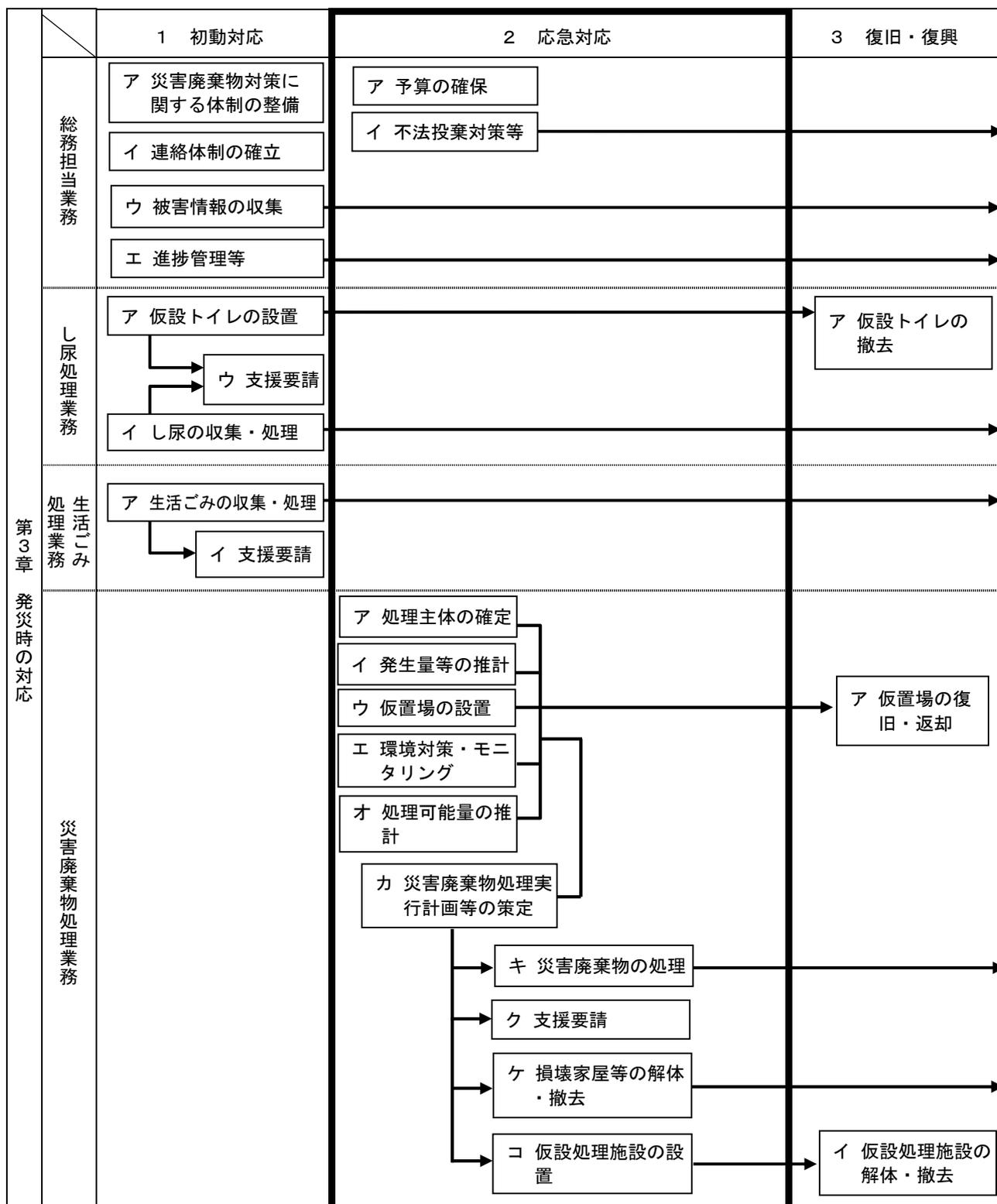


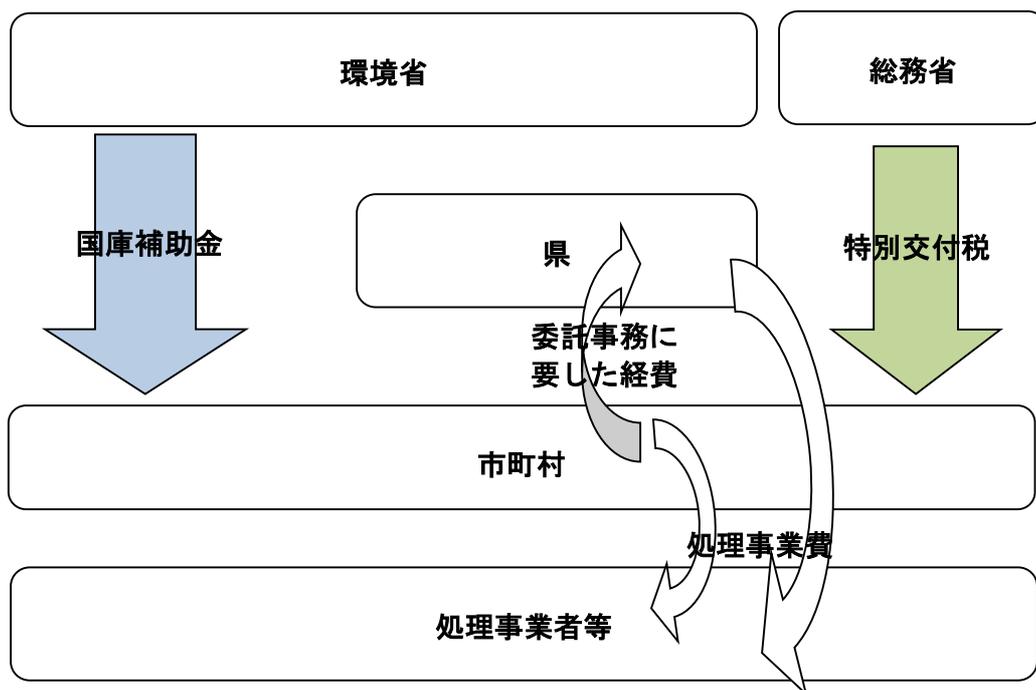
図3-2 発災時における全体業務フロー（再掲）

(1) 総務担当業務

ア 予算の確保

市町村は、災害廃棄物の処理のための予算を確保します。

県は、災害廃棄物の処理に係る補助金の交付対象範囲等について、市町村に情報提供します。また、被害状況に応じて、国に対し、財政措置について要望します。



出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」（岩手県）を一部修正

図3-3 資金の流れ

表3-4 災害等廃棄物処理事業費補助金の負担割合

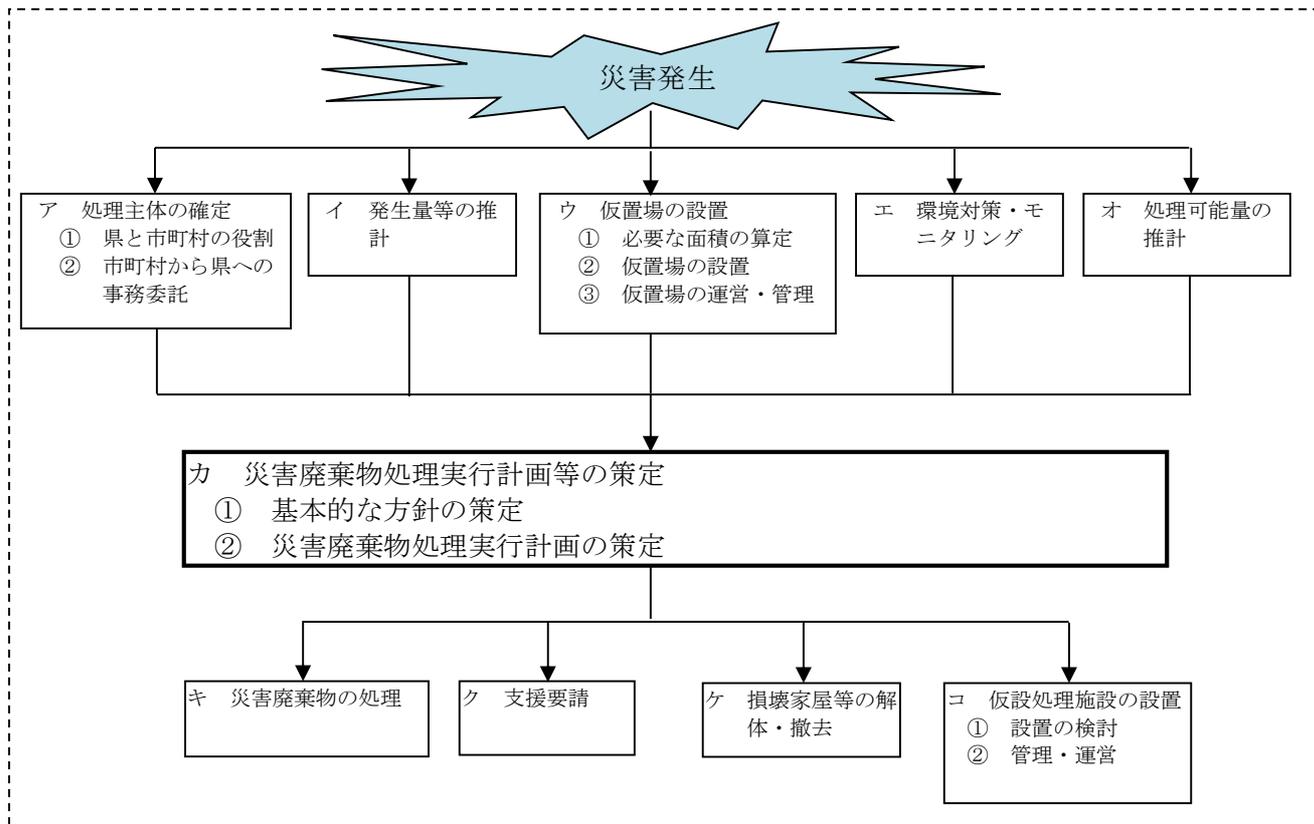
	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災	
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災 地方公共団体	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・標準税収入の 10/100 以下の部分は、その額の 50/100 ・標準税収入の 10/100 を超え 20/100 以下の部分は、その額の 80/100 ・標準税収入の 20/100 を超える部分は、その額の 90/100 	1/2
グリーン ニューディール 基金	—	—	国の実質負担額を平均 95%とする。	—
地方財政措置	地方負担分の 80%を交付税 措置	地方負担分全額について 災害対策債により対処す ることとし、その元利償 還金の 95%を交付税措置	震災復興特別交付税により全 額措置	同左

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（環境省）を一部修正

イ 不法投棄対策等

県及び市町村は、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、広報の強化やパトロールを実施します。

(2) 災害廃棄物処理業務



ア 処理主体の確定

① 県と市町村の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、市町村が処理責任を有しています。県は、市町村域を越えた広域処理の調整や地方自治法の事務委託により処理の主体として直接業務を担う等により、処理の円滑化を図ります。

役割分担例

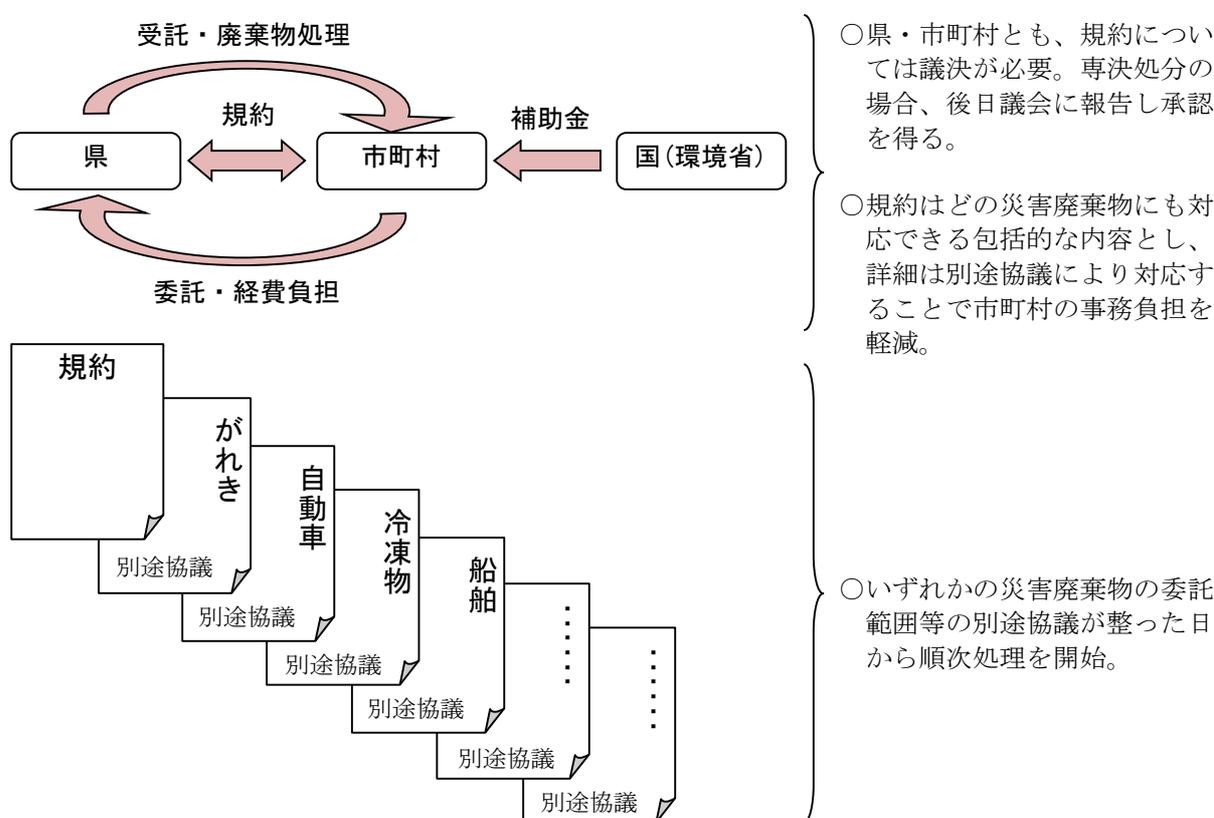
- ・ 市町村：災害廃棄物処理実行計画の作成
 損壊家屋等の公費解体・撤去、災害廃棄物の撤去・運搬
 一次仮置場の管理・運営
 二次仮置場の管理・運営
 災害廃棄物の収集・運搬
 災害廃棄物の処理・最終処分・再資源化など
- ・ 県：県内の処理状況の進捗管理
 県外を含む広域処理のための調整
 災害廃棄物処理実行計画の作成
 二次仮置場の管理・運営（事務委託を受けた場合）
 災害廃棄物の収集・運搬（事務委託を受けた場合）
 災害廃棄物の処理・再資源化・最終処分（事務委託を受けた場合） など

② 市町村から県への事務委託

市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、市町村による処理が非常に困難な場合、県が地方自治法第252条の14の事務委託に基づき、市町村に代わって処理を行います。

県は、発災後速やかに市町村の被災状況等を把握し、県への事務委託に関する市町村の意向を確認します。

事務委託を受けた場合、県は、原則として県内の広域ブロック（6ページ、表1-1参照）を中心に、二次仮置場や仮設処理施設の設置・運営等を行います。



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-9-2」（環境省）を一部修正

図3-4 市町村から県への事務委託スキーム

コラム

東日本大震災時の岩手県における事務委託の状況について

東日本大震災時の岩手県では、「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務」というかたちで、特に条件等は設けずに沿岸12市町村から包括的に災害廃棄物処理の事務の委託を受けました。

市町村	実施機関	(1) 家屋等の解体	(2) 仮置場までの収集運搬		(3) 仮置場における選別	(4) 仮置場からの収集運搬	(5) 処分					(6) 災害廃棄物処理計画の策定
			① 民有地等	② 道路・河川等			① 自動車	② 家電	③ PCB等処理困難物	④ 広域処理	⑤ その他一般的な災害廃棄物	
洋野町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県			○					○	○		○
久慈市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県			○					○	○		○
野田村	村	○	○	○			○					
	県			○	○	○		○	○	○	○	○
普代村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県			○					○	○		○
田野畑村	村	○	○	○			○					
	県			○	○	○		○	○	○	○	○
岩泉町	町	○	○	○			○					
	県			○	○	○		○	○	○	○	○
宮古市	市	○	○	○			○	○				
	県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
山田町	町	○	○	○			○					
	県			○	○	○		○	○	○	○	○
大槌町	町	○	○	○			○				○	
	県	○		○	○	○		○	○	○	○	○
釜石市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県			○					○	○		○
大船渡市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県			○					○	○		○
陸前高田市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県			○					○	○		○

出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」（岩手県）

イ 発生量等の推計

県及び市町村は、発災後、速やかに建物の被害棟数や水害・津波の浸水範囲等を把握し、災害廃棄物の発生量及び要処理量を推計します。

また、より正確な発生量を把握するため、発生段階に応じて仮置場への持込量や必要な家屋解体件数等の情報を定期的に収集し、適宜発生量の見直しを行います。

災害廃棄物の発生量推計

災害廃棄物発生量 (t)

$$\begin{aligned}
 &= 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (全壊) (t/棟)} \times \text{全壊棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (半壊) (t/棟)} \times \text{半壊棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (木造焼失) (t/棟)} \times \text{木造焼失棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (非木造焼失) (t/棟)} \times \text{非木造焼失棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (床上浸水) (t/棟)} \times \text{床上浸水棟数} \\
 &+ 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (床下浸水) (t/棟)} \times \text{床下浸水棟数}
 \end{aligned}$$

1 棟当たりの災害廃棄物発生量 (t)

被害	津波浸水地域	津波浸水地域以外
全壊	117トン	161トン
半壊	23トン	32トン
木造焼失	78トン	107トン
非木造焼失	98トン	135トン
床上浸水	4.60トン	—
床下浸水	0.62トン	—

※1 棟あたりの発生単位 (建物被害程度別) は建物だけでなく、家財等の廃棄物を含めたもの

出典：算定式は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」(神奈川県地震被害想定調査委員会)を一部修正

1 棟当たりの災害廃棄物発生量は、「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-1」(環境省)より引用

種類別災害廃棄物発生量の推計

種類別災害廃棄物量発生量 (t)

$$= \text{火災焼失に伴う災害廃棄物量発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)} \\ + \text{火災焼失以外の災害廃棄物量発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)}$$

種類別発生割合

項目	津波浸水地域 ^{※1}	津波浸水地域以外 ^{※2}		
		火災焼失		火災焼失以外
		木造	非木造	
可燃物	18%	0.1%	0.1%	8%
不燃物	18%	65%	20%	28%
コンクリートがら	52%	31%	76%	58%
金属	6.6%	4%	4%	3%
柱角材	5.4%	0%	0%	3%

※1 津波を伴う災害であった東日本大震災（宮城県+岩手県）の処理実績に基づく種類別割合

※2 首都圏の建物特性を反映させるため、既往文献の発生原単位に9都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県）の構造別の建物棟数を加味して設定した種類別割合

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-1」（環境省）

津波堆積物の発生量推計

津波堆積物の重量 (t)

$$= \text{浸水面積 (m}^2\text{)} \times \text{津波体積厚 0.04(m)} \times \text{体積重量換算係数 (1.46 or 1.10 t/m}^3\text{)}$$

出典：「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会）を一部修正

ウ 仮置場の設置

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再使用・再生利用を図るためには、発災後、速やかに一次仮置場を設置することが重要です。

また、大規模災害発生時には、二次仮置場に仮設処理施設を設置するなど、災害廃棄物の選別や再資源化等を行います。

① 必要な面積の算定

市町村は、災害廃棄物の発生量推計をもとに、仮置場の必要面積を算定します。

仮置場の面積の推計

○面積の推計方法の例

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{集積量 (t)} \div \text{見かけ比重 (t/m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ (m)} \\ \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{集積量 (t)} = \text{災害廃棄物の発生量 (t)} - \text{処理量 (t)}$$

$$\text{処理量 (t/年)} = \text{災害廃棄物の発生量 (t)} \div \text{処理期間 (年)}$$

$$\text{見かけ比重} : \text{可燃物 } 0.4 \text{ (t/m}^3\text{)}、\text{不燃物 } 1.1 \text{ (t/m}^3\text{)}$$

$$\text{積み上げ高さ} : 5 \text{ m以下が望ましい}$$

$$\text{作業スペース割合} : 0.8 \sim 1$$

○簡易推計式の例

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{災害廃棄物の発生量 (千 t)} \times 87.4 \text{ (m}^2/\text{t)}$$

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-14-4」（環境省）をもとに作成

② 仮置場の設置

市町村は、平時に選定している仮置場候補地から、被災状況に応じて利用可能な仮置場を抽出し、仮置場を設置します。

県は、市町村の仮置場の設置状況について情報収集を行うとともに、市町村からの要請に応じ、県有地の仮置場としての利用について、調整します。

仮置場の利用に当たっての準備事項

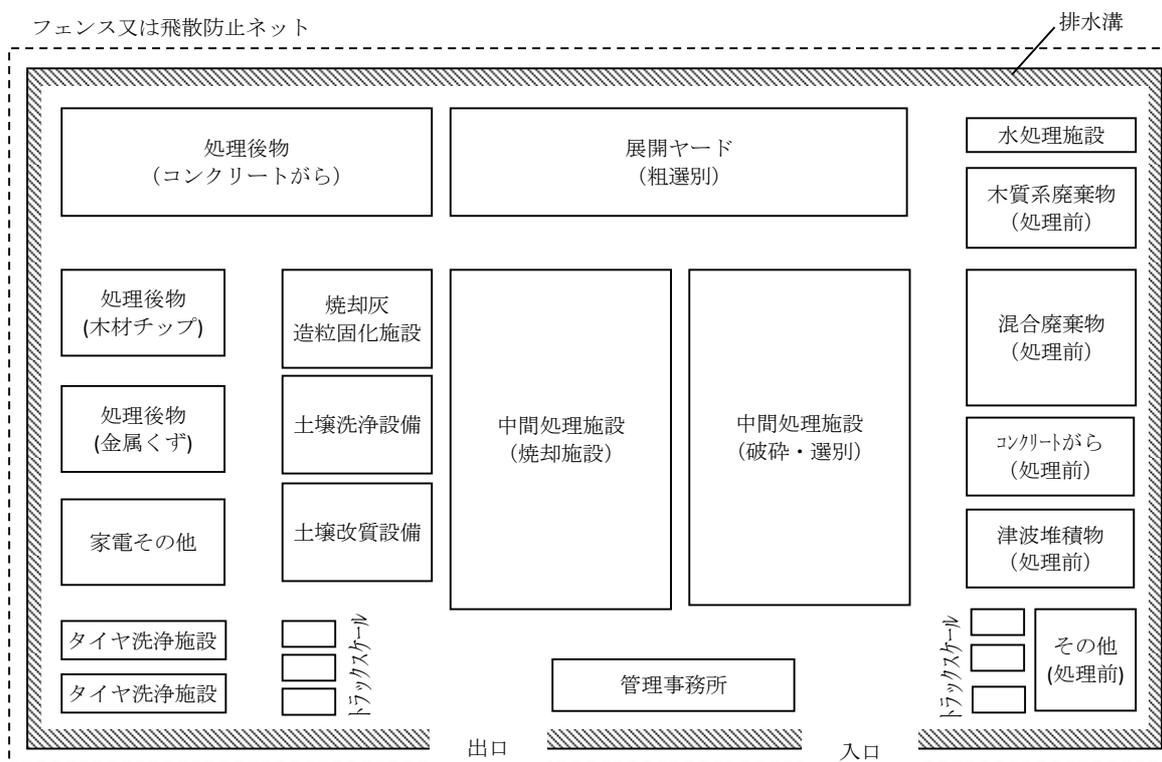
- 現地確認
- 土壌汚染対策
- 路盤、搬出入経路の整備
- 法、条例等の手続
- 私有地の場合は土地所有者との調整

③ 仮置場の運営・管理

市町村は、必要な人員、資機材等を確保して、仮置場の運営・管理を行います。

一次仮置場では、被災現場から搬入されたものを「可燃物」、「不燃物」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「木くず」、「その他（畳、廃タイヤ類、廃家電、漁網等）」等に粗選別を行います。

二次仮置場では、一次仮置場から搬入した災害廃棄物の破碎・選別、焼却、再生を行います。



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-14-5」（環境省）をもとに作成

図3-5 二次仮置場レイアウト例

エ 環境対策・モニタリング

建物の解体現場、災害廃棄物の仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場においては、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリングが必要になります。

市町村は、被災状況を踏まえ、環境対策の必要性やモニタリングの調査項目、頻度等を検討します。

表3-5 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対策例
大 気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 アスベスト含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有毒ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じん発生の抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視によるアスベスト分別の徹底 作業環境、敷地境界でのアスベストの測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水 質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内に発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-7」（環境省）

オ 処理可能量の推計

県及び市町村は、一般廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、災害廃棄物の処理可能量を推計します。また、災害情報、被害情報等を随時更新することにより、段階に応じて適宜見直します。

カ 災害廃棄物処理実行計画等の策定

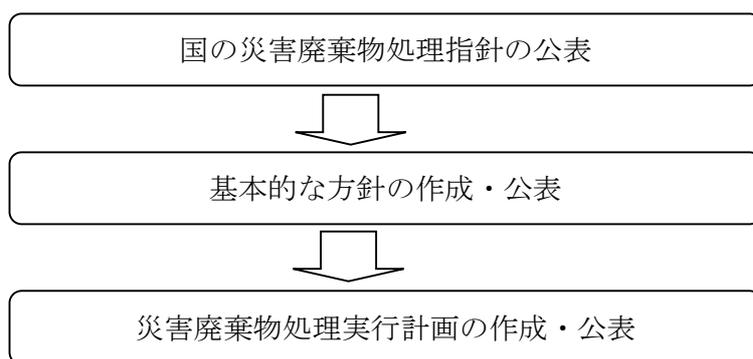


図3-6 基本的な方針・災害廃棄物処理実行計画の作成の流れ

① 基本的な方針の策定

国では、大規模災害時において、災害対策基本法に基づき災害廃棄物の処理の基本的な方向等を示した災害廃棄物処理指針（以下「国処理指針」という。）を定め、公表することとされています。

県及び市町村は、国処理指針を基本として、地域の実情に応じた災害廃棄物の処理に関する基本的な方針を作成します。

基本的な方針に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間

② 災害廃棄物処理実行計画の策定

市町村は、被害の状況等を速やかに把握し、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国処理指針等を踏まえ、実行計画を策定します。

県は、本計画をもとに、国処理指針等を踏まえ、市町村の実行計画と整合を取りながら実行計画を策定します。また、市町村の実行計画の作成について支援を行います。

なお、発災直後は災害廃棄物の発生量等を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

災害廃棄物処理実行計画に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間
- 処理方法・処理フロー
- 処理体制

キ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の多くは、復旧・復興時に資源としての活用が望まれることから、復興計画や復興事業の進捗に合わせて可能な限り再資源化を行い、最終処分量を削減します。その上で、最終処分をする災害廃棄物については、適正処理を確保するため、受入先の一つとして、県立県営の産業廃棄物最終処分場であるかながわ環境整備センターを活用します。

また、処理の進捗に応じて、施設の復旧状況や稼動状況、処理見込量、動員可能な人員数、資機材の確保状況等を考慮し、処理スケジュールの見直しを行います。

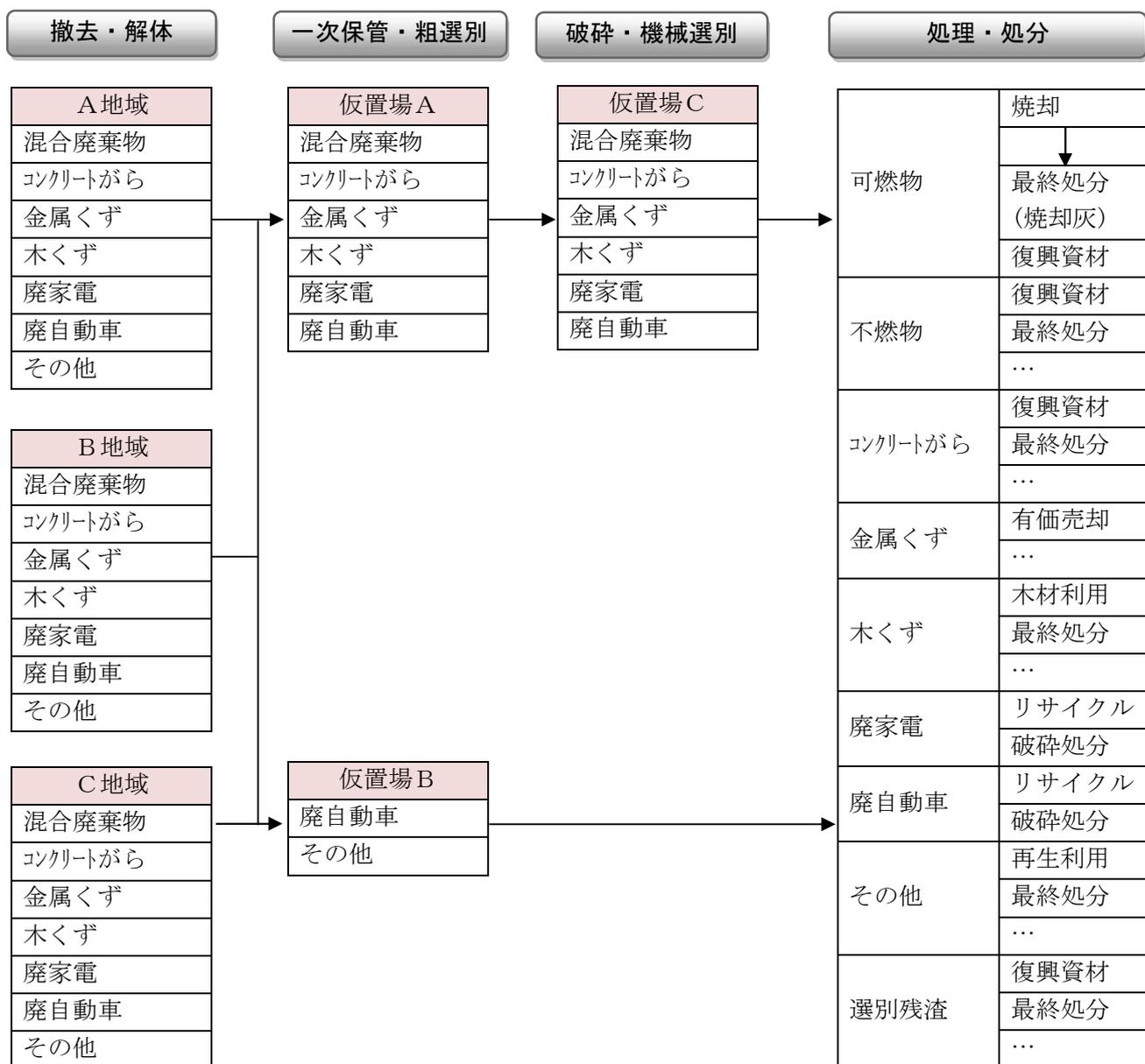
表3-6 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種 類		処理方法・留意事項等
混合廃棄物		再使用・再生利用できるものや不燃物等を取り出し、焼却により減容・安定化させ、焼却後の灰の埋立処理又は再資源化を行う。
廃タイヤ類		チップ化することで燃料として再資源化が可能であるため、火災等に注意しながら処理する。
コンクリートがら		選別を行い、再資源化できるよう必要に応じて破碎を行う。
木くず		受入先の受入条件を満たすよう破碎、選別、洗浄等を実施し、可能な限り再生利用を行う。
廃 家 電	家電リサイクル法対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）	可能な限り選別し、破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能か否かを判断して、原則として家電リサイクル法に基づき再生利用を行う。
	その他の家電製品	可能な限り選別し、パソコン、携帯電話、小型家電等、再生利用できるものは原則として再生利用を行う。

種 類	処理方法・留意事項等
廃自動車等・廃船舶	事前に撤去予定などを提示し、所有者の意向を確認してから撤去を行う。廃自動車は、原則として自動車リサイクル法に基づき再生利用を行う。廃バイク及び廃船舶は、平時と同様に再生利用や適正な処理・処分を行う。
アスベストを含む廃棄物	アスベストを含む廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・ その他処理困難な廃棄物	飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。なお、工場等の事業場から排出されるものについて、平時と同様に事業者が専門処理業者へ引き渡すために、県は必要な情報の提供等を行う。
津波堆積物	悪臭などにより住民への生活環境へ影響を及ぼすヘドロなどを優先的に除去する。また、可能な限り復興資材等として活用する。
貴重品・思い出の品	貴重品については警察に引き渡す。位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

表3-7 災害廃棄物の利用用途例

災害廃棄物	利用用途例
廃タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー燃料 ・再生ゴム原料 ・セメント原料など
コンクリートがら	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤材料 ・道路路盤材 ・埋立材 ・公共事業の資材など
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物として売却
木くず（柱材角材）	<ul style="list-style-type: none"> ・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料(燃料)など
津波堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土材（嵩上げ） ・農地基盤材など



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-3」を一部修正

図3-7 処理フロー（例）

ク 支援要請

県内で発生した災害廃棄物は、原則、県内において処理を実施します。

県は、市町村から災害廃棄物の処理について支援要請があった場合、処理余力のある一般廃棄物処理施設を有する市町村や廃棄物処理施設等を有する民間事業者団体等に支援要請を行います。

また、県内の処理施設だけでは処理が困難な場合は、他都道府県に支援要請を行います。

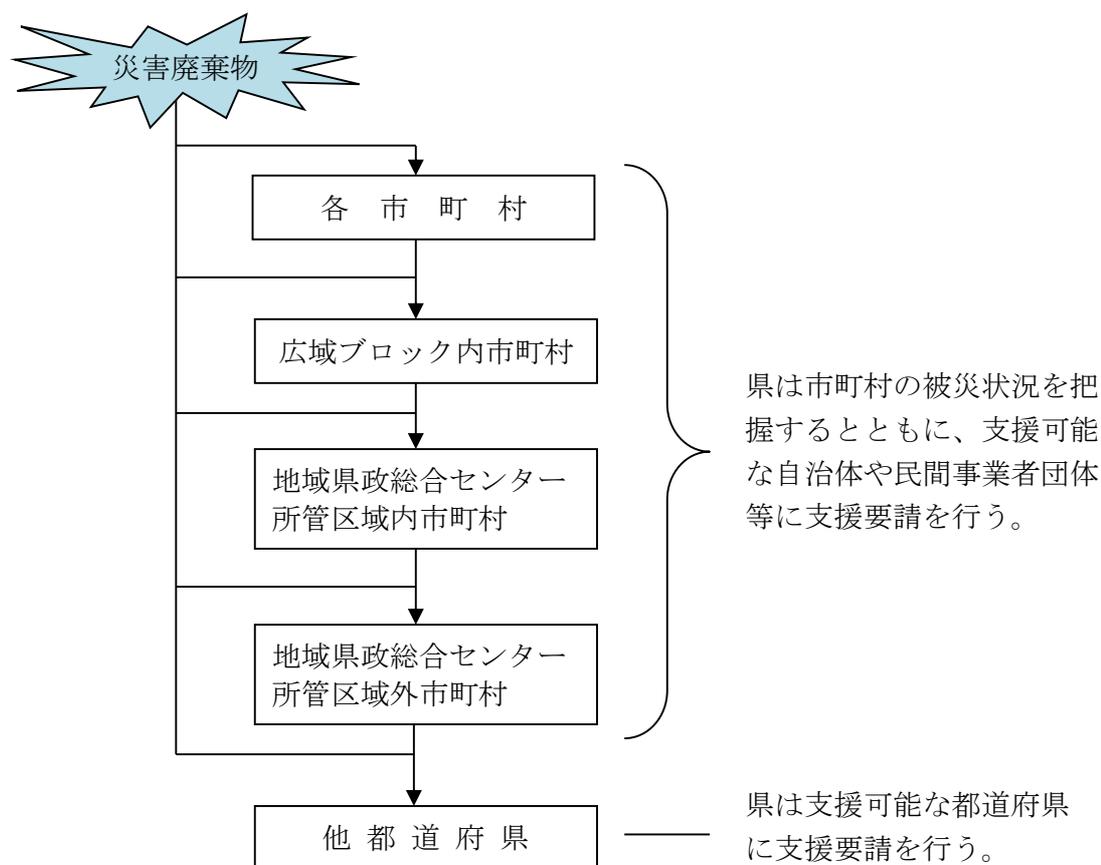
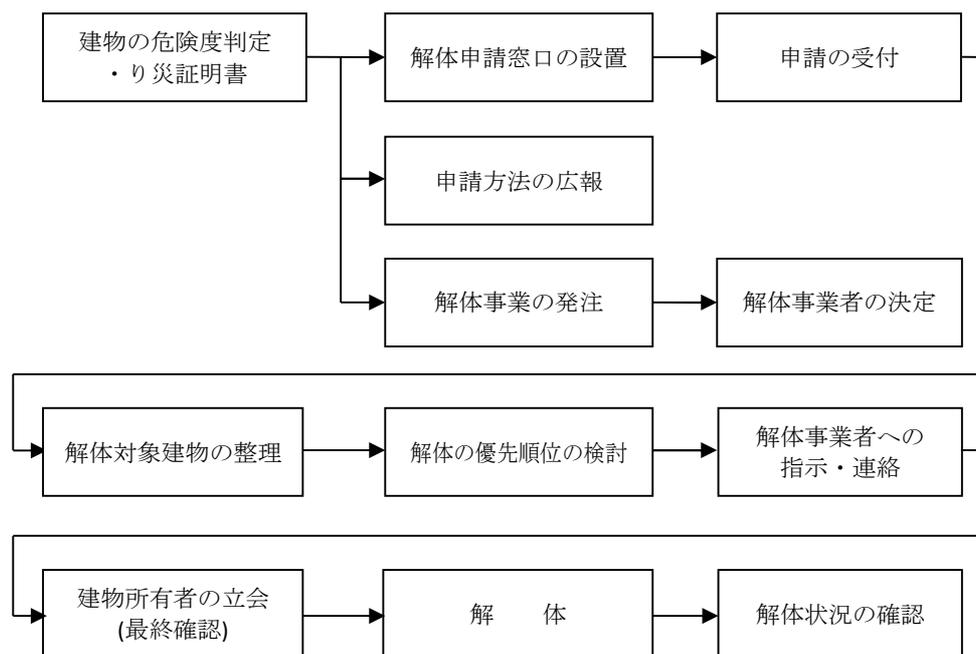


図3-8 支援要請の優先順

ケ 損壊家屋等の解体・撤去

市町村は、分別を考慮しながら、倒壊の危険性のある損壊家屋等から優先的に解体・撤去します。解体に当たっては、アスベスト調査を実施の上、アスベストの使用が確認された場合は関係法令に従い、除去作業を行います。

県は、市町村からの支援要請に基づき、建物の解体・撤去等に関する協定を締結している民間事業者団体等と支援の調整を行います。



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

図3-9 解体・撤去の手順

コ 仮設処理施設の設置

① 設置の検討

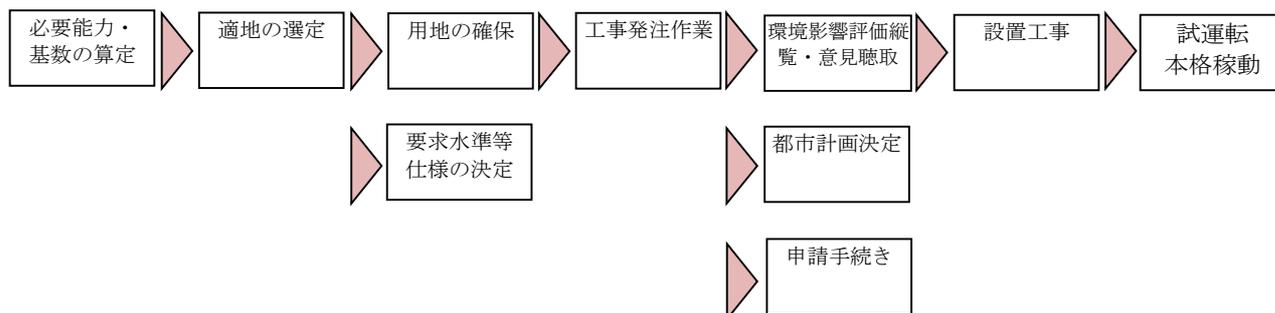
市町村は、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機（以下「仮設処理施設」という。）の必要性、必要基数及び設置場所を検討します。また、設置の決定後は、環境影響評価、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めます。

県は、仮設処理施設の設置について情報提供、技術的支援を行います。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置

○市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置手続の簡素化（廃棄物処理法第9条の3の2、第9条の3の3）。

○産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときは、事後の届出で足りる（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）。



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

図3-10 仮設処理施設の設置フロー（例）

② 管理・運営

市町村は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう仮設処理施設の適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

県は、仮設処理施設の管理・運営について技術的支援を行います。

3 復旧・復興（発災後3年程度）

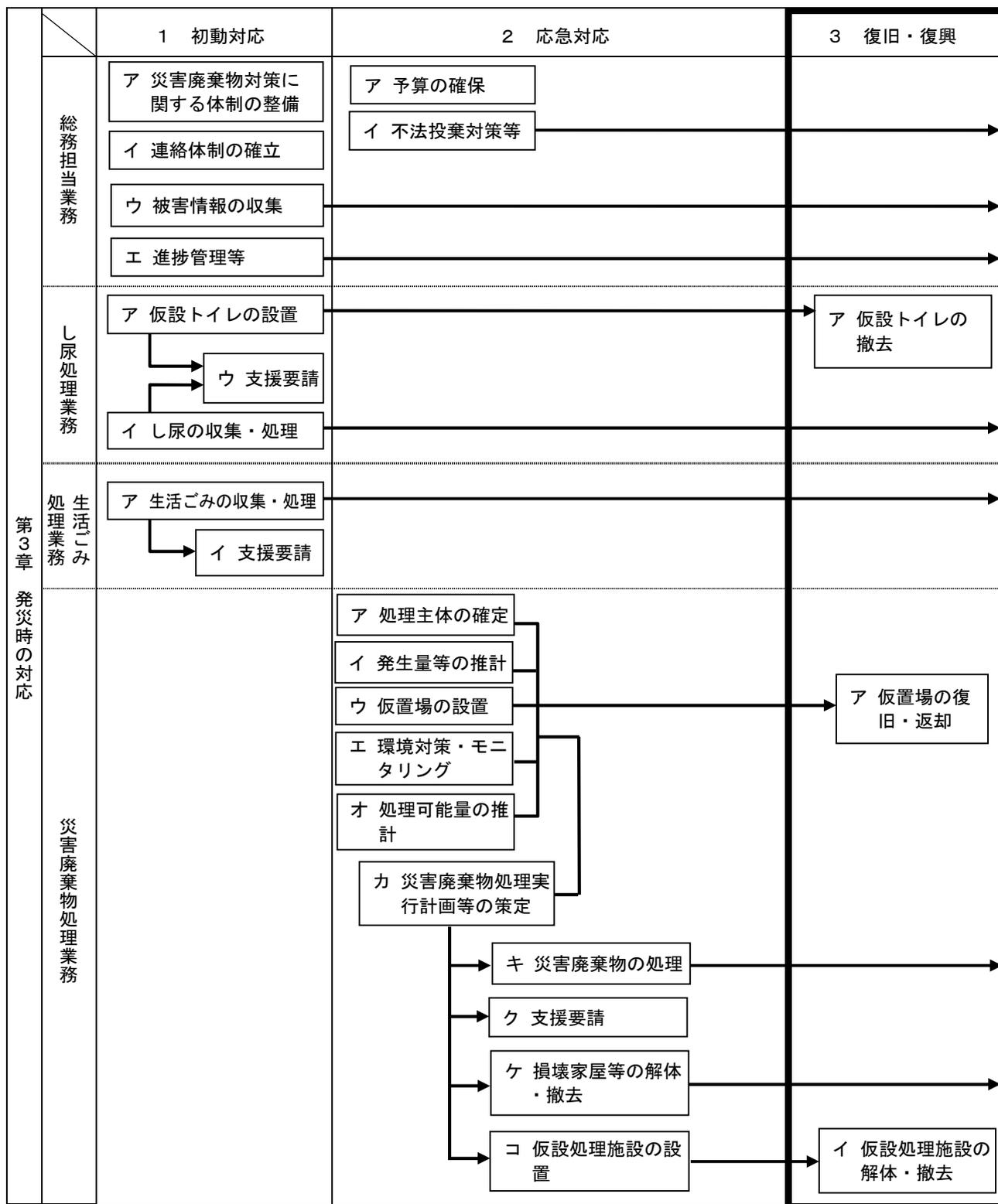


図3-11 発災時における全体業務フロー（再掲）

(1) し尿処理業務

ア 仮設トイレの撤去

市町村は、避難所の閉鎖や下水道の復旧に合わせ、平時のし尿処理体制に移行します。避難所等に設置された仮設トイレの撤去は計画的に行い、利用者の生活に不便が生じないように配慮します。

(2) 災害廃棄物処理業務

ア 仮置場の復旧・返却

市町村は、仮置場を返却するに当たって、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状復旧を行います。

イ 仮設処理施設の解体・撤去

市町村は、仮置場における災害廃棄物処理の完了後、関係法令を遵守し、速やかに仮設処理施設の解体・撤去を実施します。解体・撤去に当たっては、仮設焼却炉等がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後においてダイオキシン類等の環境モニタリングを行います。

神奈川県内消防広域応援実施計画

令和5年4月

神奈川県

神奈川県内消防広域応援実施計画

目 次

第1章 総則

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 適用基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 県消防応援隊の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 応援体制

- 1 県内調整本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 代表消防機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 地区幹事消防機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 各消防本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 事前計画

- 1 県消防応援隊の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 出動体制及び任務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 指揮体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 情報連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 無線体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 補給体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 地区消防応援隊に関わる必要事項の策定・・・・・・・・・・ 7

第4章 災害発生初期の対応

- 1 被災地市町村の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 県の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 県内調整本部の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 応援先の調整及び決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 応援活動等

- 1 県内調整本部の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 被災地消防本部の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 地区幹事消防機関の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 応援消防本部の応援の中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第6章 活動終了

- 1 県消防応援隊の引揚げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 帰署報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 活動結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第7章 その他

- 1 経費の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 各市町村の計画策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

資料等

- 別表第1 神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧・・・・・・・・ 14
- 第一号様式～第二号様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

神奈川県内消防広域応援実施計画

第1章 総 則

1 目的

この計画は、神奈川県内において大規模災害又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、県及び県内消防機関が一致団結し、市町村の区域を越えた広域的な消防応援を行う場合について必要な事項を定め、もって消防応援を円滑かつ迅速に行い、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において使用する用語は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号）において使用する用語の例によるほか、次の各号の例による。

(1) 非常事態

大規模災害等による被害が複数の市町村の区域にまたがり又はその市町村のみの消防力をもって対処することができない事態をいう。

(2) 被災地

大規模災害等が発生した市町村をいう。

(3) 指揮者

被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。

(4) 被災地消防本部

被災地を管轄する消防本部をいう。

(5) 指揮本部

被災地消防本部の指揮本部をいう。

(6) 県内調整本部

被災地の応援等のため神奈川県（以下「県」という。）及び神奈川県内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、神奈川県知事（以下「知事」という。）が設置する神奈川県消防広域運用調整本部をいう。

(7) 代表消防機関

県内の消防本部を代表して各消防本部及び県との連絡調整等を行う消防本部をいう。

(8) 代表消防機関代行

被災等により代表消防機関が任務を行うことができない場合に、代表消防機関の任務を代行する消防本部をいう。

(9) 地区

神奈川県消防長会で定めた地区をいう。

(10) 地区幹事消防機関

各地区の消防本部の幹事として、地区内の消防本部及び県と調整等を行う消防本

部をいう。

(11) 応援消防本部

消防隊等の応援を実施又は実施しようとする県内の消防本部をいう。

(12) 災害即応部隊

大規模災害等の発生時、県内調整本部の求めに基づき迅速に出動する、次の部隊の総称をいう。

情報収集航空隊：被災地の情報収集を行う消防航空隊

県内指揮支援隊：被災地消防本部の指揮活動を支援する指揮隊及び通信支援隊

陸上先遣隊：災害初期活動を行う陸上部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、事前に指定しておくものとする。(指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊)

特殊な部隊：NBC等の特異災害に派遣する部隊(エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊)

(13) 県消防応援隊

県内の消防本部から被災地へ派遣される神奈川県消防広域応援隊をいう。

(14) 地区消防応援隊

地区内の消防本部で編成する県消防応援隊の隊をいう。

(15) LINE WORKS

ワークスマバイルジャパン株式会社が提供する、企業向けチャットサービスをいう。

(16) 主運用波6

消防救急デジタル無線主運用波6(電波法関係審査基準に基づき神奈川県に割り当てられた県内共通波)

3 適用基準等

(1) 適用基準

本計画の適用基準は次のとおりとする。

ア 地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、被災地の消防力によっては防ぎよが困難として、被災地の市町村長が応援を要請した場合

イ 被災地消防本部との連絡がとれない状況において、災害の状況及び被災地の消防力を考慮して、応援等が必要な非常事態であると知事が判断した場合

(2) 神奈川県下消防相互応援協定との関係

本計画は神奈川県下消防相互応援協定の効力を妨げるものではなく、被災地消防本部は、災害の規模、種別及び消防力等を勘案の上、本計画又は神奈川県下消防相互応援協定に基づく応援要請のうち、適切と考えられるものを選択するものとする。

なお、本計画が適用された場合、神奈川県下消防相互応援協定より優先するものとする。

4 県消防応援隊の登録

知事は、必要と認める人員及び施設を県消防応援隊として登録するものとする。

登録する県消防応援隊は、消防組織法第 45 条第 4 項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防隊等とする。

第 2 章 応援体制

1 県内調整本部

- (1) 第 1 章 3 の規定に基づき本計画を適用した場合は、神奈川県庁西庁舎 7 階統制部室 B に県内調整本部を設置する。
- (2) 県内調整本部長は、知事をもって充てる。
- (3) 県内調整本部の副本部長は、くらし安全防災局防災部消防保安課長及び代表消防機関職員をもって充てる。
- (4) 県内調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
 - ア くらし安全防災局防災部消防保安課の職員
 - イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
 - ウ 被災地を管轄する消防本部の職員
- (5) 県内調整本部は、「神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）」と呼称するものとし、無線呼出名称は「かながわしょうぼう」とする。
- (6) 県内調整本部の業務
 - ア 県消防応援隊派遣に関する各種調整
 - イ 応援部隊の決定
 - ウ 県内の被害情報の集約
 - エ 消防庁、地区幹事消防機関及び県内消防本部への連絡調整
 - オ 県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）との調整（消防、警察、自衛隊等の応援隊との調整等）
 - カ 応援及び活動終了の連絡

2 代表消防機関

- (1) 代表消防機関
代表消防機関は横浜市消防局とする。
ただし、被災のため横浜市消防局が任務を遂行することが困難な場合は、次の順位により代表消防機関の代行を知事が指定するものとする。
 - 第 1 順位：川崎市消防局
 - 第 2 順位：相模原市消防局
 - 第 3 順位：被害程度の小さい地区幹事消防機関
- (2) 代表消防機関の任務
代表消防機関の任務は次のとおりとする。
 - ア 県内調整本部への職員派遣
 - イ 出動可能隊数のとりまとめ

- ウ 県内消防応援隊の派遣先・派遣隊数の調整
- エ 県内消防応援隊の全体的な指揮・調整
- オ 地区幹事消防機関との連絡調整
- カ 消防航空隊との連絡調整
- キ その他、必要な事項

3 地区幹事消防機関

(1) 地区幹事消防機関

各地区の地区幹事消防機関は次のとおりとする。ただし、自らが被災した等により任務を遂行することが困難な場合は、地区幹事消防機関の代行を県内調整本部が別に指定するものとする。

横浜地区：横浜市消防局

川崎地区：川崎市消防局

相模原地区：相模原市消防局

湘南地区：藤沢市消防局

三浦半島地区：横須賀市消防局

県央地区：厚木市消防本部

県西地区：小田原市消防本部

(2) 地区幹事消防機関の任務

地区幹事消防機関の任務は次のとおりとする。

- ア 地区内の県消防応援隊の指揮・調整
- イ 県内調整本部との連絡調整
- ウ 地区内の消防本部に対する連絡調整
- エ その他、必要な事項

4 各消防本部

県消防応援隊として消防隊等を出動させる。

第3章 事前計画

1 県消防応援隊の編成

- (1) 県消防応援隊の編成は、各消防本部への出動可能隊数の調査結果等に基づき、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊を県内調整本部が決定する。県消防応援隊は、原則として地区ごとに編成するものとする。
- (2) 応援活動の長期化による応援消防本部の負担を軽減するため、第1次派遣となる県消防応援隊は、政令市（横浜市、川崎市及び相模原市）消防局以外の消防本部を優先して編成するものとし、第2次派遣以降は政令市消防局を中心に編成するよう配慮するものとする。
- (3) 県消防応援隊を指揮する隊長（以下「県隊長」という。）は、原則として代表消防機関の職員をもって充てる。

- (4) 地区ごとに、指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊、航空小隊及び水上小隊のうち、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成するものとする。

なお、災害の状況によっては、県隊長の指示により任務別に各中隊を編成して活動するものとし、県消防応援隊の各中隊長は、県隊長が指定するものとする。

- (5) 地区で編成する県消防応援隊の名称は、各地区の名称を付け「〇〇地区消防広域応援隊（以下「地区消防応援隊」という。）とする。

- (6) 地区消防応援隊を指揮する隊長（以下「地区隊長」という。）は、原則として地区幹事消防機関の職員をもって充てる。

なお、地区隊長は、当該消防本部の実動隊の隊長を兼ねることができる。

- (7) 各消防本部は、事前に県消防応援隊として出動する部隊を指定しておくものとする。

2 出動体制及び任務

- (1) 災害即応部隊

ア 災害即応部隊は、下記表1に基づき県内調整本部が編成、県内調整本部の求めにより迅速に出動し、被害情報の収集、被災地消防本部の指揮支援及び災害初期活動を行う。

表1

被災地区	情報収集航空隊		県内指揮支援隊			陸上先遣隊		
	第1次	第2次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
横浜	川崎市	—	川崎市	相模原市	—	相模原市	川崎市	—
川崎	横浜市	—	横浜市	相模原市	—	相模原市	横浜市	—
相模原	川崎市	横浜市	横浜市	川崎市	—	川崎市	横浜市	—
湘南	横浜市	川崎市	相模原市	横浜市	川崎市	川崎市	横浜市	相模原市
三浦半島	横浜市	川崎市	川崎市	相模原市	横浜市	横浜市	相模原市	川崎市
県央	川崎市	横浜市	相模原市	川崎市	横浜市	横浜市	川崎市	相模原市
県西	横浜市	川崎市	川崎市	横浜市	相模原市	相模原市	横浜市	川崎市

※ 情報収集航空隊出動地区は、「神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領」（神奈川県消防長会）に基づく応援担当区域

※ 応援活動が長期化する場合、第2次以降の順位により部隊交替を行う。（情報収集航空隊及び陸上先遣隊は1日、県内指揮支援隊は2日を目安に交替する。）

- イ 災害即応部隊の任務

- (ア) 情報収集航空隊

航空機で被災地の被害状況等を収集し、県内調整本部に連絡する。

- (イ) 県内指揮支援隊

指揮車で被災地の指揮本部に出動し、被害情報等を収集するとともに、主に県消防応援隊の運用について指揮支援活動を行う。

(ウ) 陸上先遣隊

被災地に赴いて被害情報の収集及び消防活動を実施する。陸上先遣隊の隊長は、県隊長が被災地に到着するまでの間、県隊長代行として地区消防応援隊を指揮し消防活動を行う。

(エ) 特殊な部隊

被災地の消防本部の要請に応じ編成し消防活動を実施する。

なお、県隊長到着前は、陸上先遣隊指揮者の指揮の下に活動する。

(2) 県消防応援隊

県消防応援隊は、県内調整本部の求めに応じ、県内調整本部が指定する被災地の活動拠点に地区ごとに迅速に出動し、県隊長の指揮の下、消防活動を実施する。

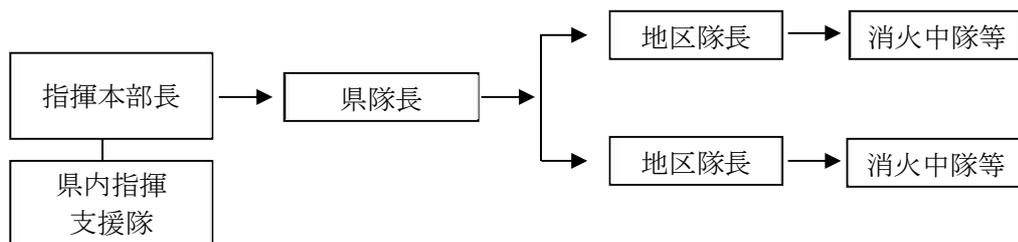
なお、県隊長到着前は、陸上先遣隊指揮者の指揮の下に活動する。

3 指揮体制

(1) 県消防応援隊は、指揮本部の長（以下「指揮本部長」という。）の指揮の下に行動するものとする。

(2) 指揮体制は、図1のとおりとする。

図1



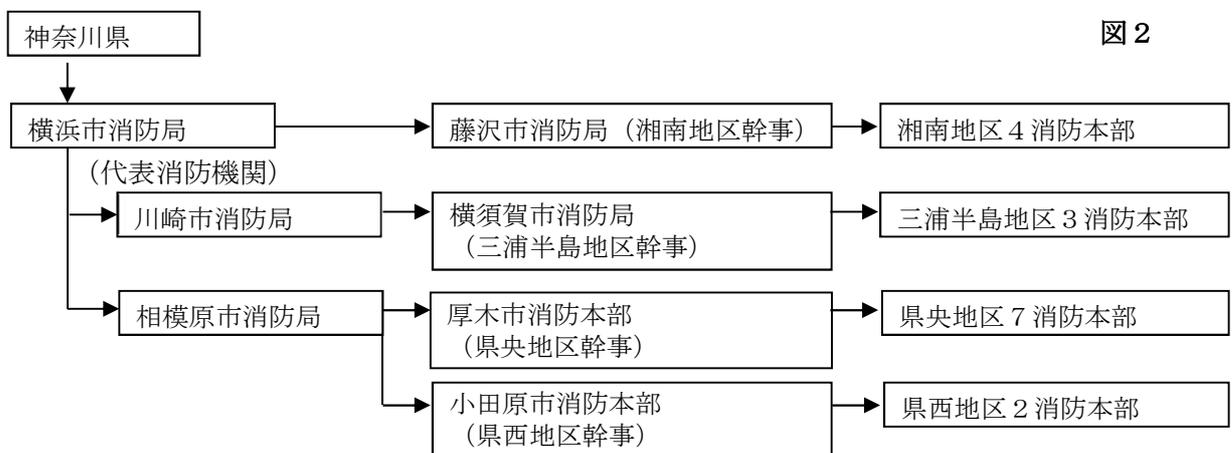
4 情報連絡体制

(1) 情報連絡系統

情報連絡系統は、原則としてLINE WORKSにより、県及び各消防本部間で一斉に情報共有を図り、LINE WORKSを活用できない場合は図2のとおりとする。

なお、各消防本部から県内調整本部へ報告等をする場合は、図2の逆の経路で行うものとする。

図2



※ 出動可能隊数調査時のLINE WORKSまたは県防災行政通信網は県内23消防機関へ一斉送信

- (2) 情報連絡窓口
別表第1のとおりとする。
- (3) 情報連絡方法及び内容
 - ア 情報連絡は、原則としてLINE WORKSにより行う。ただし、LINE WORKSを活用できない場合は、有線通信により行い、有線途絶時には、地域衛星通信ネットワーク、神奈川県防災行政通信網及び主運用波6等の方法により行うものとする。
 - イ 県は各消防本部に同一内容の調査及び連絡を一斉に通知をする場合は、LINE WORKS又は神奈川県防災行政通信網により行う。
 - ウ LINE WORKSの運用は、原則として、県が通知する「県内消防広域応援でのLINE WORKSの運用手順」に沿って行う。
 - エ 文書等の通信については、LINE WORKSに加え、ファクシミリ、電子メールを活用し、円滑な情報連絡に努める。
 - オ 各消防本部は、原則として情報連絡系統を通じて県へ報告する。
 - カ LINE WORKSの活用により、本計画中の規定様式での通知等を省略した場合には、活動終了後、ファクシミリにより行うこととする。

5 無線体制

各消防本部は、災害現場における無線運用を円滑に行うため、次の事項を考慮し、通信体制の確立に努める。

- (1) 主運用波6や署活動波等を有効に活用し、県消防応援隊間及び指揮本部との通信手段の確保に努めるものとする。
- (2) 電波法第70条の7の規定に基づき、必要に応じて無線機の貸与を相互に行い、無線連絡を同一周波数で行えるように努めるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊が県内に派遣されている場合の統制波1, 2, 3の使用にあたっては、指揮支援部隊長の調整に従う。

6 補給体制

- (1) 各消防本部は、消防活動が長期に及ぶことを想定し、出動隊に対する食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立に努める。
- (2) 県は、地区幹事消防機関等と連絡をとり、食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立のため支援調整を行う。

7 地区消防応援隊に関わる必要事項の策定

各地区幹事消防機関の長は、地区内消防本部の長と協議し地区消防応援隊の出動時の集合場所等の必要な事項を事前に定めるものとする。

第4章 災害発生初期の対応

1 被災地市町村の対応

- (1) 災害状況の連絡
大規模災害等を覚知した被災地市町村長は、県及び代表消防機関等に対し、被害

状況を直ちに LINE WORKS 又は電話により連絡するものとする。

(2) 指揮本部の設置

被災地消防本部は、管内において大規模災害等が発生した場合、県消防応援隊等を円滑に運用し、災害防ぎよ、人命救助等の消防活動を円滑に実施するため、原則として、当該市町村災害対策本部と緊密な連携がとれる場所に指揮本部を設置するものとする。

(3) 応援要請

ア 被災地の市町村長は、県消防応援隊の要請が必要であると判断した場合は、知事に対して、直ちに LINE WORKS により応援要請を行うものとし、災害の状況等が明らかになり次第、順次 LINE WORKS により応援等に必要な隊の種別・規模等に関する連絡を行うものとする。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には、電話により応援要請を行い、第一号様式により応援等に必要な隊の種別・規模等に関する連絡を行うものとする。

なお、消防の事務を委託している市町村は、委託先の消防本部を通じて要請するものとする。

イ 前記アによる応援要請を行った場合、被災地の市町村長は、速やかに地区幹事消防機関の長にその旨を報告する。

ウ 知事は、被災地の市町村長から、前記アによる応援要請がなくとも、災害規模等に照らし、緊急を要し、かつ応援要請を待ついとまがないときは、被災地から応援要請を待たないで、当該市町村の消防応援のために次各項に規定する必要な措置をとることができるものとする。

2 県の対応

(1) 県内調整本部の設置

第1章3の規定に基づき本計画を適用した場合は、知事は速やかに県内調整本部を設置するとともに、代表消防機関に連絡する。

夜間、休日等で県内調整本部の設置に時間を要する場合は、県くらし安全防災局防災部消防保安課職員が登庁し、県内調整本部の設置が完了するまでの間、代表消防機関がその役割を担う。

(2) 消防応援活動調整本部への移行

本計画を適用した災害により、本県に緊急消防援助隊が出動した場合は、県内調整本部は神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱に基づき、消防応援活動調整本部に移行するものとする。

なお、県消防応援隊の活動については、県内調整本部が消防応援活動調整本部に移行した後も本計画に基づき継続するものとする。

3 県内調整本部の対応

(1) 災害即応部隊の出動依頼

県内調整本部は、災害即応部隊を出動させる消防本部に対し、LINE WORKS 又は電話により出動を要請する。ただし、LINE WORKS 又は電話を活用できない場合に

は第三号の一様式により行う。

なお、災害の規模及び状況により、災害即応部隊の一部又は全部を出動させる必要がない場合は、当該部隊の出動準備を依頼することができるものとする。

(2) 出動可能隊数調査

ア 県内調整本部は、前記1(3)による応援要請を受けかつ必要と認めた場合は、LINE WORKSにより、出動可能隊数調査を行う。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には第二号の一様式により行う。

イ 前記アの調査依頼を受けた消防本部は、応援出動の可否について、LINE WORKSにより、県及び地区幹事消防機関に報告する。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には、情報連絡系統を通じて、第二号の二様式により行う。

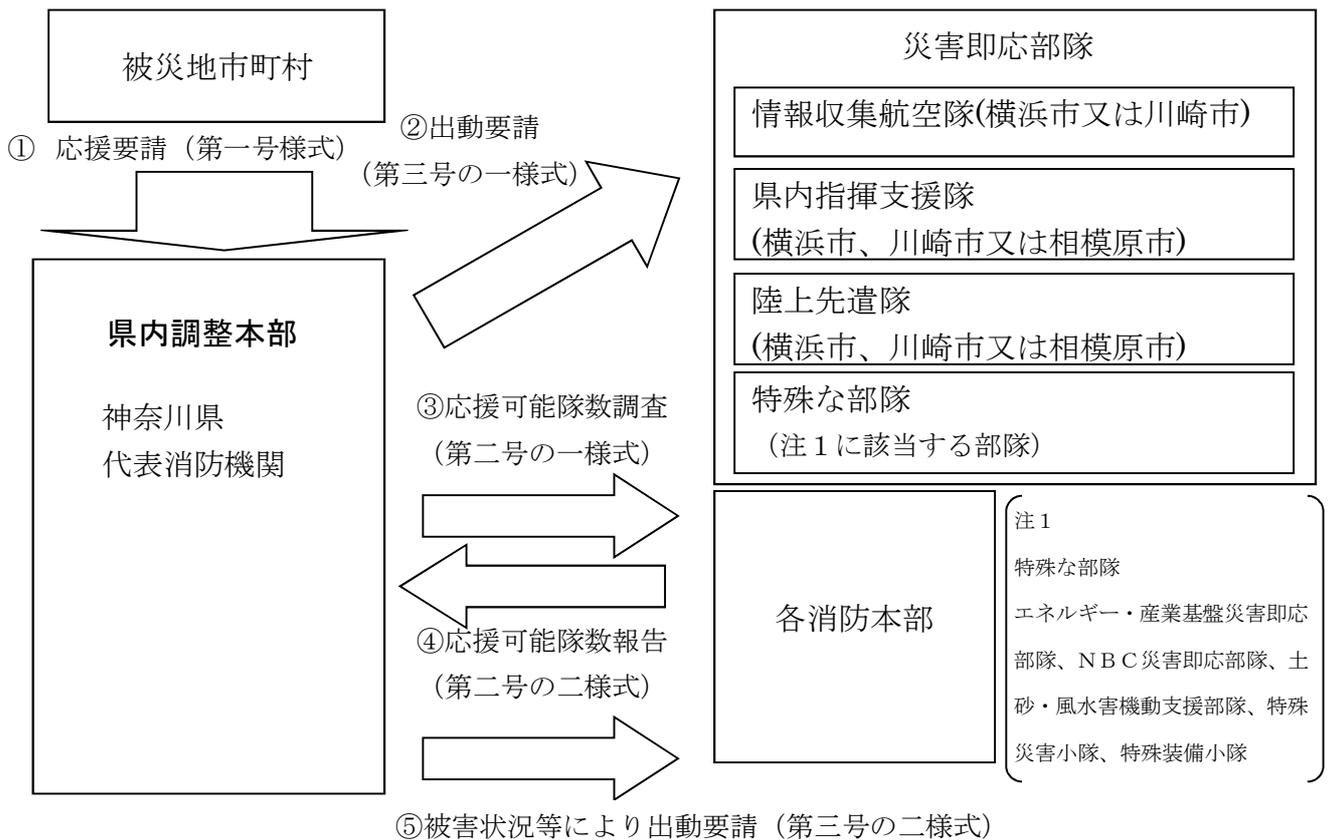
(3) 県消防応援隊の出動

災害即応部隊の被害状況の把握の結果、県消防応援隊の出動が必要と認めた場合は、各消防本部に対し、LINE WORKSにより県消防応援隊の出動を要請する。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には第三号の二様式により行う。

(4) 応援要請の流れ

応援要請の流れは、図3のとおりとする。

図3



4 応援先の調整及び決定

(1) 県内調整本部は、県消防応援隊の応援先を決定する。

なお、災害の規模により、全ての地区が応援出動する必要がない場合は、表2の応援優先順位や被害状況、派遣期間等を総合的に判断し、応援地区を決定するものとする。

表 2

要請地区 ／ 応援順位	応 援 地 区						
	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位
横浜地区	湘 南	三 浦	県 央	県 西	川 崎	相模原	—
川崎地区	三 浦	県 央	湘 南	県 西	横 浜	相模原	—
相模原地区	県 央	県 西	湘 南	三 浦	川 崎	横 浜	—
湘南地区	湘 南	三 浦	県 西	県 央	横 浜	相模原	川 崎
三浦半島地区	三 浦	湘 南	県 央	県 西	横 浜	川 崎	相模原
県央地区	県 央	県 西	湘 南	三 浦	相模原	横 浜	川 崎
県西地区	県 西	県 央	湘 南	三 浦	相模原	横 浜	川 崎

※ 同一地区内での応援が可能な場合は、同一地区を優先する。また、近隣市町消防本部のみで対応が可能な場合は、地区消防隊の編成を行わず、近隣市町消防本部での対応を優先する。

- (2) 県内調整本部は、前記(1)により応援先を決定した場合は、LINE WORKSにより、応援を行う市町村の長に出動を要請するとともに、地区幹事消防機関等に連絡し、被災地の市町村長に通知する。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には、第三号の二様式により、応援を行う市町村の長に出動を要請するとともに、地区幹事消防機関等に連絡し、第三号の三様式により被災地の市町村長に通知する。

第5章 応援活動等

1 県内調整本部の対応

(1) 活動拠点

ア 活動拠点を被災地消防本部と協議し決定する。

なお、この際は、警察や自衛隊の活動拠点を県災対本部に確認し、調整を行う。

イ 決定した活動拠点を、各地区幹事消防機関に連絡する。

(2) 被災地消防本部の受入体制の調整

下記2(4)に定める要請を受けた場合、又は被災地消防本部で県消防応援隊の受入体制が整わないと判断した場合は、県内の被害状況を勘案し、受入体制の支援をする消防本部について、地区幹事消防機関等と調整を行う。

(3) 情報収集及び連絡

被害状況、活動状況、その他必要な事項について情報を収集し、適宜、被災地消防本部及び地区幹事消防機関に連絡する。

(4) 資機材の貸出し

必要に応じ、県保有の資機材の貸出しについて、県災害対策本部と協議を行う。

(5) 代表消防機関への調整依頼

県内調整本部が行う応援活動に関わる各種業務について、必要に応じ、代表消防機関にその調整を依頼することができる。

2 被災地消防本部の対応

(1) 指揮本部

指揮本部を設置し、指揮本部内に指揮班、情報連絡班、広報班、補給班等を配置し、円滑な指揮体制の確立に努める。

(2) 活動拠点

ア 県消防応援隊の活動拠点を、県内調整本部と調整する。

イ 県消防応援隊の誘導等を行うため、連絡員を活動拠点に派遣させる。

(3) 県消防応援隊への指示内容等

指揮本部長は、到着した県隊長等に次の内容の連絡、指示及び確認を行う。

ア 災害の状況

イ 現在の活動状況

ウ 他地区の県消防応援隊の状況

エ 県消防応援隊の任務及び担当区域

オ 指揮体制

カ 活動場所に至る道路の状況

キ 連絡窓口

ク その他、活動上必要な事項

(4) 受入体制が整わない場合の対応

県消防応援隊の受入体制が整わないと判断する場合は、その任務に係る調整を県内調整本部に求めることができる。

(5) 職員派遣の検討

県消防応援隊の要請を行った場合は、県内調整本部への職員派遣を検討する。この場合において、派遣される職員は消防組織法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号に規定する「災害発生市町村の長の指名する職員」として、次の役割を担うものとする。

ア 被災地消防本部と県内調整本部との連絡体制の構築

イ 県消防応援隊の進入ルートを選定等に係る情報提供

3 地区幹事消防機関の対応

(1) 集結場所の指定

地区幹事消防機関の長は、地区内の県消防応援隊の集結場所及び集結時間を指定し、応援可能な消防本部に連絡する。

(2) 被災地への出動

地区隊長は、県消防応援隊の集結場所において、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認並びに点検を行うとともに、要請内容及び活動拠点を全員に周知させた上、地区消防応援隊を出動させる。

(3) 出動報告

地区幹事消防機関は、地区消防応援隊が集結場所から被災地へ出動したときは、次の事項を県内調整本部に連絡する。

- ア 地区消防応援隊の出動時間及び現地到着予定時間
 - イ 地区隊長の階級及び氏名
 - ウ 地区消防応援隊の人員数、車両数
 - エ その他、必要な事項
- (4) 被災地到着時の報告

地区隊長は、指揮本部長に到着の報告を行い、必要な指示を受ける。

4 応援消防本部の応援の中止

応援出動中の部隊に事故が発生した場合等、県消防応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じたときは、応援消防本部は、地区隊長を通じ県隊長に状況を説明の上、応援を中止することができる。この場合、県隊長は、応援の中止の旨を地区幹事消防機関及び県内調整本部に報告する。

第6章 活動終了

1 県消防応援隊の引揚げ

- (1) 被災地の市町村長は、県内指揮支援隊長からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を総合勘案し、当該市町村の区域内における県消防応援隊の活動終了を判断するものとし、県内調整本部へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- (2) 県内調整本部は、県内指揮支援隊長及び県隊長に引揚げの連絡をする。
- (3) 地区隊長は、県隊長から引揚げの連絡を受けた場合は、応援活動を終了し、人員・車両・資機材等の異常の有無を確認の上、引揚げるものとする。

2 帰署報告等

- (1) 応援消防本部は、県消防応援隊が帰署した場合は、その旨を被災地消防本部及び地区幹事消防機関に報告する。
- (2) 地区幹事消防機関は、地区内の前記(1)の報告をとりまとめ、県内調整本部に報告する。
- (3) 県内調整本部は、地区幹事消防機関からの報告をもって、解散とする。

3 活動結果報告

- (1) 県消防応援隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署後、地区幹事消防機関に第四号様式により活動報告を行う。
- (2) 地区幹事消防機関は、地区内の前記(1)の報告をとりまとめ、県内調整本部に報告する。

第7章 その他

1 経費の負担

原則として、神奈川県下消防相互応援協定のとおりとする。
なお、応援のために要した経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 応援隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費
- (2) 県消防応援隊の活動のために使用した当該部隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、県消防応援隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費

2 各市町村の計画策定

各市町村は、この計画に基づき、県内消防広域応援について必要な事項を定めるものとする。

附 則

この計画は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

なお、神奈川県消防広域応援基本計画（平成 2 年策定）は、廃止する。

附 則

この計画は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧

別表第1

地区	名称	地区幹事	連絡窓口(昼間)		連絡窓口(夜間)		電話		防炎行政通信網		FAX	e-mail アドレス	住所
			NTT	NTT	IP/庁内スマホ	閉域スマホ	IP/庁内スマホと 同番号*2	地域衛星通信ネットワーク	NTT				
一	神奈川県くらし安全防災局		消防グループ	045-210-3436	3429、3430	3583、3584	IP/庁内スマホと 同番号*2	045-210-8829	fm0313.n9f@pref.kanagawa.jp	231-8588	横浜市中区日本大通1		
			指令情報室	045-210-3456	3400、3401	3501、3502	IP/庁内スマホと 同番号*2	045-201-6409	higaihokoku.393@pref.kanagawa.jp				
横浜	横浜市消防局	○	警防課	045-334-6712	2012	3011	IP/庁内スマホと 同番号*1	045-334-6710	sy-keibo@city.yokohama.lg.jp	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9		
			司令課	045-334-6412					045-331-5221	sy-shirei@city.yokohama.lg.jp			
川崎	川崎市消防局	○	警防課	044-223-2606	2020	3023	IP/庁内スマホと 同番号*1	044-223-2619	84keibou@city.kawasaki.lg.jp	210-8565	川崎市川崎区南町20-7		
			指令課	044-223-2645					044-223-2654	84sirei@city.kawasaki.lg.jp			
相模原	相模原市消防局	○	指令課	042-751-9111(代)	2030、2031、 2032	3034	IP/庁内スマホと 同番号*2	042-751-9284	sirei@city.sagamihara.lg.jp	252-0239	相模原市中央区中央2-2-15		
三浦半島	横須賀市消防局	○	指令課	046-822-0119	2042	3041	IP/庁内スマホと 同番号*2	046-823-3920	ii-fb@city.yokosuka.lg.jp	238-8550	横須賀市小川町11番地		
			指令情報課	0467-44-0119	2062	3061	IP/庁内スマホと 同番号*2	0467-44-5551	0467-44-5551	sirei@city.kamakura.lg.jp	247-0056	鎌倉市大船3-5-10	
三浦半島	逗子市消防本部		通信指令室	046-871-0119	2102	3346	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-872-4330	honsho@city.zushi.lg.jp	249-0005	逗子市桜山2-3-31		
			消防署	046-876-0119	2200	3203	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-876-1263	046-876-1263	shobosho@town.hayama.lg.jp	240-0112	三浦郡葉山町堀内2050-10	
湘南	平塚市消防本部		消防救急課	0463-21-3240	2051	3051	IP/庁内スマホと 同番号*2	0463-24-0119	kyukyu@city.hiratsuka.lg.jp	254-8686	平塚市浅間町9-1		
			情報指令課						0466-22-8182	fj-keibou@city.fujisawa.lg.jp	251-8601	藤沢市朝日町1-1	
湘南	藤沢市消防局	○	警防課	0467-85-9945	2092	3091	IP/庁内スマホと 同番号*2	0467-85-1112	fire_keibou@city.chigasaki.lg.jp	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1		
			指令情報課	0467-85-4591					0463-61-7412	s-keibou@town.oiso.lg.jp	255-0003	中郡大磯町大磯1075	
湘南	大磯町消防本部		通信指令室	0463-61-0911	2220	3223	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-61-7412					
			消防署	0463-72-0015	2230	3233	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-72-0117	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131	中郡二宮町中里711-1		

*1 防炎行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可

*2 防炎行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧

別表第1

地区	名称	地区幹事	連絡窓口(昼間)		連絡窓口(夜間)		電話			FAX		e-mail アドレス	住所
			警防課	情報指令課	警防指令課	警防指令課	NTT	IP/庁内スマホ	閉域スマホ	防炎行政通信網	NTT		
県央	秦野市消防本部		警防課	情報指令課	0463-81-0119	2120	3123	IP/庁内スマホと同番号*1	0463-83-0022	f-keibou@city.hadano.lg.jp f-sirei@city.hadano.lg.jp	257-0031 秦野市曹屋757		
	厚木市消防本部	○	警防指令課	警防指令課	046-221-2331	2130	3133	IP/庁内スマホと同番号*1	046-224-5370	lg6400c@city.atsugi.lg.jp lg6450c@city.atsugi.lg.jp	243-0003 厚木市寿町3-4-10		
	大和市消防本部		警防指令課	警防指令課	046-261-1119	2145	3141	IP/庁内スマホと同番号*1	046-264-8327	sh_keibo@city.yamato.lg.jp sh_shire@city.yamato.lg.jp	242-0018 大和市深見西4-4-6		
	伊勢原市消防本部		警防指令係	警防救急指令係	0463-95-2119	2152	3151、3152	IP/庁内スマホと同番号*1	0463-97-2158	keibou-kyukyu@city.ishihara.lg.jp keibi@city.ishihara.lg.jp	259-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20		
	海老名市消防本部		警防課	警防情報指令係	046-231-0355	2162	3162(開庁時) 3164(閉庁時)	IP/庁内スマホと同番号*1	046-234-7541	syobo-keibo@city.ebina.lg.jp	243-0411 海老名市大谷816		
	座間市消防本部		消防総務課	消防管理課指令係	046-256-2211(代)	2170	3173	IP/庁内スマホと同番号*1	046-256-2215	syoubous@city.zama.lg.jp syoubouk@city.zama.lg.jp	252-0011 座間市相武台1-48-1		
	綾瀬市消防本部		消防総務課	消防署管理担当	0467-76-0119	2190	3193	IP/庁内スマホと同番号*1	0467-77-9200	wm.762113@city.ayase.lg.jp wm.760119@city.ayase.lg.jp	252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30		
	愛川町消防本部		警備通信班	警備通信班	046-285-3131	2322	3321	IP/庁内スマホと同番号*2	046-285-9119	syoubou@town.aikawa.lg.jp	243-0301 愛甲郡愛川町角田286-1		
	小田原市消防本部	○	情報司令課	情報司令課	0465-49-4410	受検時 2082 応援時 2080	3083	IP/庁内スマホと同番号*1	0465-49-2591	keibokei@city.odawara.lg.jp johhou@city.odawara.lg.jp	256-0813 小田原市前川1183-18		
	箱根町消防本部		消防通信指令室	消防通信指令室	0460-82-4511	2292	3291	IP/庁内スマホと同番号*1	0460-87-0911	shoubousho@town.hakone.lg.jp sirei@town.hakone.lg.jp	250-0404 足柄下郡箱根町宮ノ下467-1		
湯河原町消防本部		警防情報指令小隊	警防情報指令小隊	0465-60-0119	2310	3313	IP/庁内スマホと同番号*1	0465-63-7669	syokeibo@town.yugawara.lg.jp tsuushin@town.yugawara.lg.jp	259-0303 足柄下郡湯河原町土肥1-5-22			

*1 防炎行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可

*2 防炎行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

県内消防広域応援の要請

第	報
〇〇 年 月 日 時 分	

神奈川県知事 殿

_____ 市町村長

災害発生により消防力が劣勢であると判断したため、消防応援を要請しますので応援隊の派遣について調整をお願いします。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	市区町村 (地名)
災害種別・状況	
被害状況	
	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明

応援等要請日時	〇〇 年 月 日 時 分			
必要とする応援隊 (必要な隊の種別に○を付ける。 必要隊数が判断できる場合は、隊数を記入。	出動可能な全隊	()	その他()	()
	指揮支援隊	()	()	()
	指揮隊	()	()	()
	消防小隊	()	()	()
	救助小隊	()	()	()
	救急小隊	()	()	()
連絡事項 (必要資機材等)				

<連絡責任者>

所 属		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
防災行政通信網電話		防災行政通信網FAX	
電子メール			

出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼

〇〇 年 月 日 時 分

関係各消防(局)長 殿

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課長

神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、次のとおり出動可能隊数調査を行いますので、第二号の二様式により、情報連絡システムを通じて30分以内に報告願います。また、応援隊の出動要請を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	〇〇 年 月 日	時	分頃
災害発生場所			
災害名			
被害状況	原子力施設等	有・無	被害 有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害 有・無・不明

出動準備を依頼する隊 (○の付いた隊)	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N 災害対応小隊	
	指揮隊			B 災害対応小隊	
	消火小隊			C 災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
			その他()		
連絡事項 (必要資機材等)					

<連絡責任者>

	担当者	所属	氏名
連絡先	平日(時間内)	防災行政通信網 IP/庁内スマホ: 3429・3430 閉域スマホ: 3583・3584 NTT回線電話 : 045-210-3436 NTT回線FAX : 045-210-8829	
	休日 平日(時間外)	防災行政通信網 IP/庁内スマホ: 3400・3401 閉域スマホ: 3501・3502 NTT回線電話 : 045-210-3456 NTT回線FAX : 045-210-6409	
	電子メール	shoubou_saigaitaiou@pref.kanagawa.lg.jp (災害時の消防保安課連絡アドレス。平日、夜間、休日共通)	

出動可能隊数の報告

〇〇 年 月 日 時 分

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課長 } 殿
 地区幹事消防機関消防長 }

_____ 消防長

次のとおり隊数を報告します。

種 別	可能隊数	人数	備考
指 揮 支 援 隊			
指 揮 隊			
消 火 小 隊			
救 助 小 隊			
救 急 小 隊			
後 方 支 援 小 隊			
通 信 支 援 小 隊			
航 空 小 隊			
水 上 小 隊			
特 殊 災 害 小 隊	毒劇物等対応小隊		
	N災害対応小隊		
	B災害対応小隊		
	C災害対応小隊		
	大規模危険物火災等対応小隊		
	密閉空間火災等対応小隊		
特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊		
	消防活動二輪小隊		
	震災対応特殊車両小隊		
	水難救助小隊		
	その他()		
合 計			

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

災害即応部隊の出動要請又は準備依頼

〇〇 年 月 日 時 分

_____ 市長 殿

神奈川県知事

神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、次のとおり応援隊の出動を要請します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所				
災害名				
被害状況				
	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

要請日時	〇〇 年 月 日 時 分				
要請する隊	情報収集航空隊		県内指揮支援隊		
	陸上先遣隊				
	特殊な部隊				
	県消防応援隊	指揮隊		救助小隊	
消火小隊			救急小隊		
連絡事項					

	担当者	所属	氏名
	連絡先	平日(時間内)	防災行政通信網 IP/庁内スマホ: 3429・3430 閉域スマホ: 3583・3584 NTT回線電話 : 045-210-3436 NTT回線FAX : 045-210-8829
休日 平日(時間外)		防災行政通信網 IP/庁内スマホ: 3400・3401 閉域スマホ: 3501・3502 NTT回線電話 : 045-210-3456 NTT回線FAX : 045-210-6409	
電子メール		shoubou_saigaitaiou@pref.kanagawa.lg.jp (災害時の消防保安課連絡アドレス。平日、夜間、休日共通)	

応援隊出動要請

〇〇 年 月 日 時 分

_____市町村長殿
(兼地区幹事消防機関 連絡)

神奈川県知事

神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、次のとおり応援隊の出動を要請します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所				
災害名				
被害状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

要請日時	〇〇 年 月 日 時 分			
要請する 隊の規模	出動可能隊数調査 で回答した全隊	特殊災害小隊	毒劇物等対応隊	
	指揮支援隊		N災害対応小隊	
	指揮隊		B災害対応小隊	
	消火小隊		C災害対応小隊	
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊	
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊		水難救助小隊	
その他()				
応援先				
進出拠点				
連絡事項				

	担当者	所属	氏名
	連絡先	平日(時間内)	防災行政通信網 IP/庁内スマホ: 3429・3430 閉域スマホ: 3583・3584 NTT回線電話 :045-210-3436 NTT回線FAX :045-210-8829
休日 平日(時間外)		防災行政通信網 IP/庁内スマホ: 3400・3401 閉域スマホ: 3501・3502 NTT回線電話 :045-210-3456 NTT回線FAX :045-210-6409	
電子メール		shoubou_saigaitaiou@pref.kanagawa.lg.jp (災害時の消防保安課連絡アドレス。平日、夜間、休日共通)	

県内消防本部の応援等決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

_____ 市 町 村 長 殿

神奈川県知事

次のとおり、県内の消防本部に対して、貴(市・町・村)への応援を要請しましたので、受援体制を整えてください。

災 害 名							
要 請 した 日 時	〇〇 年 月 日 時 分						
要 請 した 隊 数		指揮 支援	指揮	消火	救助	救急	その他
	横浜地区						
	川崎地区						
	相 模 原 地 区						
	湘南地区						
	三 浦 半 島 地 区						
	県 央 地 区						
	県 西 地 区						
連 絡 事 項							

連絡先	担当者	所 属	氏 名
	平日(時間内)	防災行政通信網 IP/庁内スマホ: 3429・3430 閉域スマホ: 3583・3584 NTT回線電話 : 045-210-3436 NTT回線FAX : 045-210-8829	
	休日 平日(時間外)	防災行政通信網 IP/庁内スマホ: 3400・3401 閉域スマホ: 3501・3502 NTT回線電話 : 045-210-3456 NTT回線FAX : 045-210-6409	
	電子メール	shoubou_saigaitaiou@pref.kanagawa.lg.jp (災害時の消防保安課連絡アドレス。平日、夜間、休日共通)	

応援活動報告書

報告日	〇〇	年	月	日
災害名				
市町村名				
担当者				

1. 出動の状況

出動先	市町村				
	出動日時	〇〇	年	月	日 時 分
	集結完了日時	〇〇	年	月	日 時 分
	進出拠点到着日時	〇〇	年	月	日 時 分
	活動開始日時	〇〇	年	月	日 時 分
	活動終了日時	〇〇	年	月	日 時 分
	被災地引揚日時	〇〇	年	月	日 時 分
	帰署(所)日時	〇〇	年	月	日 時 分
	出動期間	出動日	～	帰署(所)日	日間
	活動期間	活動開始日	～	活動終了日	日間
隊種別		実数		延べ数	
指揮支援隊	隊	名	隊	名	
指揮隊	隊	名	隊	名	
消火小隊	隊	名	隊	名	
救助小隊	隊	名	隊	名	
救急小隊	隊	名	隊	名	
後方支援小隊	隊	名	隊	名	
通信支援小隊	隊	名	隊	名	
特殊災害小隊	隊	名	隊	名	
特殊装備小隊	隊	名	隊	名	
航空小隊	隊	名	隊	名	
水上小隊	隊	名	隊	名	
合計	隊	名	隊	名	

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
	/			中等症	名
				重症	名
				その他	名
合計	名	合計	名		
活動概要					
隊員の負傷の有無					
車両・資機材の損傷					

第四号様式(県内消防広域応援)

応援活動に関する 奏功事例等	
応援活動に関する 困難事例等	
応援活動に関し、 有効であった 資機材等	
応援活動 に関する課題等	
上記課題に対する 改善策等	

総合防災センター・消防学校の概要

1 設置目的

総合防災センターは、大規模な広域災害の発生に備え、県内を一体とした広域的・総合的な災害応急活動の中央基地として、また平常時には、広く県民に対し、防災に関する教育・研修、模擬災害の体験、防災情報の展示・提供を行うなど、防災知識の普及啓発の拠点施設として平成7年4月に開設された。

併設する消防学校は、県内の消防職員、消防団員等の教育訓練の拠点として、多様化する都市災害等に対応した高度な訓練施設が整備されている。

2 設置場所等

所在地：厚木市下津古久280番地

敷地面積：81,018m²

延床面積：26,970m²

3 総事業費

247億円（建物211億円、土地36億円）

4 建物等の概要

- | | | | |
|--------|----------|-----------|---------|
| ・防災管理棟 | ・教育棟 | ・宿泊棟 | ・第1訓練棟 |
| ・第2訓練棟 | ・屋内訓練棟 | ・水難救助訓練場 | ・車庫棟 |
| ・機械室棟 | ・ガスガバナ一棟 | ・脱水機棟 | ・道路上空通路 |
| ・救助訓練塔 | ・環境装置 | ・危険物屋内貯蔵所 | ・電車 |
| ・その他 | | | |

5 施設の内容

(1) 災害応急活動の中央基地

応急活動のための、各種の防災資機材や物資を備蓄するとともに、応急活動要員の集結・待機・出動、応急物資の集積・仕分け・搬出の拠点となる。

[主な備蓄物資]

- | | | |
|------------|---|--|
| ・人命救助用資機材 | — | 赤外線カメラ、ファイバースコープ、地中音響探知機、油圧カッターなど |
| ・応急活動用資機材 | — | 発電機、投光機、災害用テント、担架、簡易ベッド、ボール、スコップ、組立式リアカーなど |
| ・応急活動用生活物資 | — | 保存食、組立式煮炊レンジ、濾水機、カーペット、簡易型組立トイレなど |
| ・原子力防災資機材 | — | 防護服、サーバイメーターなど |

(2) 防災知識の普及啓発拠点（防災情報・体験フロア）

一般県民や自主防災組織員等に対する教育訓練・学習施設として、日常体験することの少ない災害を疑似体験できる各種の体験コーナーの他、映像や展示による防災情報の提供を行っている。

[主な内容]

- | | | |
|---------|---|--|
| ・体験コーナー | — | 地震体験コーナー、風水害体験コーナー、消火体験コーナー、煙避難体験コーナー、通報体験コーナー |
| ・展示コーナー | — | 神奈川県災害コーナー、防災用品コーナー、消防用具発達の歴史コーナー、防災教育資料コーナー |
| ・その他 | — | 防災シアター、ガイダンスコーナー、防災Q&A、フリースペース、ギャラリー、コミュニケーション・ルーム |

(3) 消防学校

全国有数の施設・設備により、複雑多様化する災害に立ち向かう消防職員や消防団員などに対する高度な教育訓練を行っている。

神奈川県広域防災活動拠点運営要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下、「災害」という。）が発生した場合に、県が広域的な災害応急活動を行うための広域防災活動拠点の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 広域防災活動拠点 災害が発生した場合に、県が広域的に災害応急活動を行うため、あらかじめ指定した救援物資集積配分場所及びヘリコプター臨時離着陸場を有する場所をいう。
- (2) 現地災害対策本部等 神奈川県地震災害警戒本部要綱第17条に規定する県地震災害警戒本部現地対策本部、神奈川県災害対策本部要綱第17条に規定する県災害対策本部現地災害対策本部及び第24条に規定する県現地対策本部、神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第18条に規定する現地対策本部をいう。
- (3) 救援物資集積配分場所 広域防災活動拠点にあつて救援物資の受け入れ、集積及び配分を行う場所をいう。
- (4) ヘリコプター臨時離着陸場 広域防災活動拠点にあつてヘリコプターにより、緊急に応急物資・資機材等の輸送及び被災者・防災活動要員等の搬送を行う場所をいう。
- (5) 防災資機材 災害応急活動を適切かつ確実に実施するために、救援物資集積配分場所に配備された資機材をいう。
- (6) 貯水槽 災害応急活動を行う者等に対する給水のための非常用飲料水兼用貯水槽及びその付帯設備をいう。

(広域防災活動拠点の設置)

第3条 広域防災活動拠点は、現地災害対策本部等を設置できる地域県政総合センターの所管区域を単位に設置する。

2 前項の場合において、地域県政総合センターの所管区域が相模川によって分断される湘南地域及び県央地域については、両地域それぞれを相模川を境界とした東西の地域に分け、その地域ごとに設置するものとする。

また、県西地域県政総合センターの所管区域については、足柄上地域と西湘地域に分け、その地域ごとに設置するものとする。

3 広域防災活動拠点の設置場所は、別表1のとおりである。

(広域防災活動拠点の機能)

第4条 広域防災活動拠点の機能は、次のとおりとする。

- (1) 救援活動
- (2) 情報の収集及び伝達
- (3) その他必要な災害応急活動

第2章 災害時の運営

(広域防災活動拠点の運営)

第5条 広域防災活動拠点は現地災害対策本部等の長が運営するものとし、その運営にあたっては、現地災害対策本部等の実施するその他の災害応急活動と連携を図るよう努めなければならない。

(広域防災活動拠点で実施する災害応急活動)

第6条 現地災害対策本部等が広域防災活動拠点において実施する災害応急活動の種類は、次のとおりとする。

災害応急活動の種類
1 救援活動 (1) 救援物資の受け入れ、集積及び配分 (2) ヘリコプター臨時離着陸場の開設 (3) 国及び他県等の応援部隊の受け入れ及び防災資機材の貸与 (4) 市町村への防災資機材の貸出し
2 情報連絡活動
3 その他現地災害対策本部等の長が必要と認めた活動

(防災資機材の使用)

第7条 広域防災活動拠点において災害応急活動を実施する場合は、防災資機材を効率的に使用するものとする。

2 防災資機材は別表2に定めるとおりとする。

(広域防災活動拠点間の防災資機材の相互使用)

第8条 現地災害対策本部等の長は、災害対策上必要があると認めた場合は、他の広域防災活動拠点を運営する現地災害対策本部等の長に防災資機材の使用を要請できるものとする。この場合において、要請を受けた現地災害対策本部等の長は、自ら実施する災害応急活動の状況を勘案し、可能な限り使用させるものとする。

第9条 現地災害対策本部等の長が災害対策上必要があると認めた場合は、別に定める広域防災活動拠点防災資機材貸出要綱に基づき、市町村等へ防災資機材を貸出することができるものとする。

第10条 第5条、第8条及び第9条の規定は、現地災害対策本部等が設置されるに至らない場合の広域防災活動拠点の運営及び防災資機材の貸出しについて準用する。

この場合において第5条中「現地災害対策本部等」とあるのは「地域県政総合センター」と、第5条、第8条及び第9条中「現地災害対策本部等の長」とあるのは「地域県政総合センター所長」と読み替えるものとする。

第3章 平常時の業務

(管理)

第11条 地域県政総合センター所長は、防災資機材及び貯水槽を管理するものとする。

2 地域県政総合センター所長は、防災資機材を使用するにあたって必要となる燃料の備蓄に努めるものとする。

(防災資機材の点検)

第12条 地域県政総合センター所長は、防災資機材の点検を行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 日常点検 隔月1回日常点検を実施する。
- (2) 定期点検 年1回点検委託業者により定期点検を実施する。
- (3) 臨時点検 地域県政総合センター所長が必要と認めた場合は臨時点検を実施する。

(貯水槽の点検結果報告)

第13条 地域県政総合センター所長は、非常用貯水タンク維持管理協定に基づき、貯水槽の点検結果を貯水槽の点検を行う水道事業者から受けとるものとする。

(故障時の報告と措置)

第14条 地域県政総合センター所長は、防災資機材及び貯水槽に故障、障害等が発生した場合は、ただちに危機管理防災課長に報告するものとする。

2 危機管理防災課長は、前項の報告を受けたときは速やかに修理等の必要な措置をとるものとする。

(防災資機材及び貯水槽の取扱い訓練)

第15条 地域県政総合センター所長は、年1回以上、現地災害対策本部等の構成機関の職員に対して、防災資機材及び貯水槽の取扱い訓練を実施するものとする。

2 現地災害対策本部等の構成機関の職員は、防災資機材及び貯水槽の取扱いの習熟に努めるものとする。

(防災資機材の整備拡充)

第16条 危機管理防災課長は、防災資機材の増強の必要があると認めた場合は、地域県政総合センター所長と協議し、防災資機材の整備、拡充に努めていくものとする。

附 則

この要綱は、平成2年12月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

広域防災活動拠点一覧

地 区	種 類	施 設	所 在 地
横須賀・三浦	物資倉庫	県立横須賀工業高校	横須賀市公郷町4-10
	貯水槽	〃	〃 〃
	臨時ヘリポート	横須賀市立不入斗公園 (陸上競技場)	〃 不入斗1-2
県 央 (厚木)	物資倉庫	県立厚木高校	厚木市戸室2-24-1
	貯水槽	〃	〃 〃
	臨時ヘリポート	厚木市宮厚木野球場	〃 厚木 2325
県 央 (相模原)	物資倉庫	県立弥栄高校	相模原市中央区弥栄3-1
	貯水槽	相模原市淵野辺公園	〃 〃 弥栄3
	臨時ヘリポート	県立弥栄高校	〃 〃 弥栄3-1
県 央 (津久井)	物資倉庫	県立津久井高校	相模原市緑区三ヶ木272-1
	貯水槽	県津久井合同庁舎	相模原市緑区中野937-2
	臨時ヘリポート	〃 相模原市又野総合運動公園	〃 〃 〃 〃 又野829-1
湘 南 (東)	物資倉庫	県立体育センター	藤沢市善行7-1-2
	貯水槽	〃	〃 〃
	臨時ヘリポート	〃	〃 〃
湘 南 (西)	物資倉庫	平塚市総合公園	平塚市大原 1-1
	貯水槽	〃	〃 〃
	臨時ヘリポート	〃	〃 〃
県 西 (足柄上)	物資倉庫	足柄上合同庁舎	開成町吉田島 2489-2
	貯水槽	〃	〃 〃
	臨時ヘリポート	〃	〃 〃
県 西 (小田原)	物資倉庫	小田原合同庁舎	小田原市荻窪350-1
	貯水槽	〃	〃 〃
	臨時ヘリポート	酒匂川スポーツ広場	〃 寿町 5-22番地先

注) 非常用飲料水貯水槽の規格：耐震性、地下埋没型、緊急遮断装置付き
100m³ (直径 3 m×長さ15m)

広域防災活動拠点防災資機材一覧

令和6年4月1日現在

品名・規格等	横須賀 ・三浦	県 央 (厚木)	県 央 (相模原)	県 央 (津久井)	湘 南 (東)	湘 南 (西)	県 西 (足柄上)	県 西 (小田原)
トランシーバー	2	2	-	8	2	2	2	2
発電機	6	6	5	9	6	6	6	8
投光機	12	13	12	15	12	13	13	12
テント 2×3間	4	4	4	4	4	4	10	10
組立式リヤカー	2	2	2	3	2	2	5	5
手動リフト	1	1	1	1	1	1	1	1
簡易組立トイレ	10	11	10	12	10	9	15	15
油圧式救助器具	1式	-	-	1式	1式	1式	1式	-
空気呼吸器ボンベ 50.1	-	-	-	-	-	-	-	-
移動式炊飯器	-	-	-	-	-	-	-	-
担架	5	5	5	14	5	5	5	5
レスキューカー	3	3	3	3	3	3	3	3
車いす	3	3	3	3	3	3	1	3
簡易ベッド	10	10	10	10	10	10	9	8
防災資機材倉庫	9.6×4.5 1式	9.6×4.5 1式	9.6×4.5 1式	6.1×2.4 1式	9.6×4.5 1式	市倉庫 利 用	合庁倉庫 利 用	合庁倉庫 利 用
品目 数量	12 59	11 60	10 55	12 83	12 59	12 59	12 71	11 72

神奈川県広域防災活動備蓄拠点運営要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下、「災害」という。）が発生した場合に、県が広域的な災害応急活動を行うための、広域防災活動備蓄拠点の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 広域防災活動備蓄拠点 災害が発生した場合に、総合防災センター内に設置する災害活動中央基地の機能を分散・補完するために、あらかじめ指定した備蓄倉庫を有する場所をいう。
- (2) 現地災害対策本部等 神奈川県災害対策本部要綱第17条に規定する現地災害対策本部、同第24条に規定する現地対策本部、神奈川県地震災害警戒本部要綱第17条に規定する現地対策本部及び神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第18条に規定する現地対策本部をいう。
- (3) 防災備蓄資機材 広域防災活動備蓄拠点にあって、自衛隊・消防・警察等の広域応援部隊（以下、「広域応援部隊」という。）等への貸出し等用に、あらかじめ整備した資機材をいう。
- (4) 備蓄倉庫 広域防災活動備蓄拠点にあって、防災備蓄資機材を保管する倉庫をいう。
- (5) ヘリコプター緊急離着陸場 広域防災活動備蓄拠点にあって、ヘリコプターにより、緊急に応急物資・資機材等の輸送及び被災者・防災活動要員等の搬送を行う場所をいう。
- (6) 貯水槽 広域防災活動備蓄拠点にあって、災害応急活動を行う者等に対する給水のための非常用飲料水兼用貯水槽及びその付帯設備をいう。

(広域防災活動備蓄拠点の設置)

第3条 広域防災活動備蓄拠点は、大規模な災害の発生により、広域的な道路交通が途絶した場合を想定し、県西地区、湘南地区（相模川左岸）及び三浦半島地区にそれぞれ設置するものとする。

2 広域防災活動備蓄拠点の設置場所は、別表1のとおりである。

(広域防災活動備蓄拠点の機能)

第4条 広域防災活動備蓄拠点の機能は、次のとおりとする。

- (1) 広域応援部隊等の災害応急活動の支援
- (2) (1)の支援を行うために必要な資機材の備蓄

第2章 災害時の運営

(広域防災活動備蓄拠点の運営)

第5条 広域防災活動備蓄拠点は、その所在地を管轄する現地災害対策本部等の長が運営するものとし、その運営にあたっては、現地災害対策本部等の実施するその他の災害応急活動と連携を図るよう努めなければならない。

(広域防災活動備蓄拠点で実施する災害応急活動)

第6条 現地災害対策本部等が、広域防災活動備蓄拠点において実施する災害応急活動は、次のとおりとする。

災害応急活動の種類

1 広域応援部隊等の活動の支援

- (1) 防災備蓄資機材等の貸出し・提供
- (2) ヘリコプター緊急離着陸場の開設（県西地区）
- (3) 一時待機場所の提供（湘南地区）
- (4) (1)～(3)に関する情報連絡活動

2 その他現地災害対策本部等の長が必要と認めた活動

(防災備蓄資機材の貸出し)

第7条 防災備蓄資機材の貸出しを受けようとする者は、現地対策本部等の長に対し借り受けの要請を行い、引渡しを受けるものとする。なお、災害応急活動を行う際は、防災備蓄資機材を効率的に使用するものとする。

2 前項の貸出しに関して必要な事項については、別に定める「広域防災活動備蓄拠点防災備蓄資機材貸出要綱」によるものとする。

3 防災備蓄資機材の区分・品目等は、別表2に掲げるものとする。

(防災備蓄資機材の相互使用)

第8条 現地災害対策本部等の長は、災害対策上必要があると認めた場合は、他の現地災害対策本部等の長に対し、防災備蓄資機材の使用を要請できるものとする。この場合において、要請を受けた現地災害対策本部等の長は、管轄する地域における災害応急活動の状況を勘案し、可能な限り使用させるものとする。

(読み替え規定)

第9条 第5条、第7条及び第8条の規定は、現地災害対策本部等が設置されるに至らない場合の広域防災活動備蓄拠点の運営及び防災備蓄資機材の貸出しについて準用する。この場合において、第5条中「現地災害対策本部等」とあるのは「地域県政総合センター」と、第5条、第7条及び第8条中「現地災害対策本部等の長」と

あるのは「地域県政総合センター所長」と読み替えるものとする。

第3章 平常時の業務

(管理)

第10条 地域県政総合センター所長は、管轄する広域防災活動備蓄拠点を、総合防災センター所長と共同で管理するものとする。

(防災備蓄資機材の点検)

第11条 地域県政総合センター所長は、次のとおり防災備蓄資機材の点検を、総合防災センター所長と共同で行うものとする。

(1) 担当職員による点検を、年に2回以上実施する。この他、動力装置等が付加された資機材については、点検業者による点検を年1回以上実施する。

(2) 前号のほか、地域県政総合センター所長が必要と認めた場合は、臨時点検を実施する。

2 前項のほか、防災備蓄資機材の点検に関し必要な事項については、別に定める「広域防災活動備蓄拠点防災備蓄資機材点検要領」によるものとする。

(貯水槽の点検結果報告)

第12条 地域県政総合センター所長は、貯水槽の点検を行った庁舎管理者に対し、点検結果の報告を求めるものとする。

(故障時等の報告と措置)

第13条 地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長は、広域防災活動備蓄拠点の施設及び防災備蓄資機材に故障、障害が発生した場合、及び、その他運営に支障を及ぼす事態が発生した場合は、ただちに危機管理防災課長に報告するものとする。

2 危機管理防災課長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置をとるものとする。

(取扱い訓練)

第14条 地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長は、年1回以上、現地災害対策本部等の構成機関の職員及び緊急参集職員が参加する広域防災活動備蓄拠点の設置及び運営に関する訓練を実施し、機能の検証及び職員の業務習熟を図るものとする。

(防災備蓄資機材の整備拡充)

第15条 危機管理防災課長は、広域防災活動備蓄拠点の設置・運営に関し、必要があると認めた場合は、地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長と協議し、広域防災活動備蓄拠点の整備、拡充に努めていくものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

広域防災活動備蓄拠点一覧

地 区	施 設	種 類	所在地
県 西	小田原合同庁舎	備蓄倉庫 ヘリコプター緊急離着陸場	小田原市荻窪 350 の 1
湘 南	衛生研究所	備蓄倉庫 広域応援部隊等一時待機場所 貯水槽（災害時備蓄用受水槽）	茅ヶ崎市下町屋 1 の 3 の 1
三浦半島	鎌倉三浦地域 児童相談所	備蓄倉庫	横須賀市日の出町 1 の 4 の 7

別表 2

広域防災活動備蓄拠点備蓄資機材一覧表

令和7年4月1日現在

区 分	品 目	県西地区	湘南地区	三浦半島 地区	合 計
食糧類	サバイバルフーズ	-	-	180	180
	ポリタンク	80	70	20	170
寝具・生活用具類	カーペット	750	600	150	1,500
	毛布	750	600	150	1,500
	ロールマット	756	600	150	1,506
	寝袋	24	20	15	59
	簡易ベッド	25	20	5	50
	簡易トイレ	63	69	5	137
	携帯トイレ	7,000	6,700	6,500	20,200
応急活動支援用 資機材	骨伝導型携帯無線機	-	4	2	6
	災害用天幕	60	50	10	120
	エアーテント	1	1	-	2
	トランシーバー	13	8	5	26
	野外作業ラジオ	13	10	10	33
	雨具	90	70	20	180
	防塵メガネ	1,694	-	-	1,694
	胴長	50	-	-	50
	耐熱手袋	468	370	179	1,017
	軍手	595	504	156	1,255
	水筒	120	90	30	240
	懐中電灯	49	21	31	101
	ヘッドライト	85	24	25	134
	拡声器	2	2	3	7
	災害組織用救急箱	20	15	5	40
	スコップ	100	80	20	200
	ツルハシ	100	80	20	200
	バール	90	54	18	162
	片歯のこぎり	72	60	12	144
	ハンマー	42	36	12	90
	防水シート	827	900	230	1,957
	自転車	8	6	3	17
	組立式リヤカー	9	9	2	20
一輪車	8	6	2	16	
オイルマット	1,300	2,000	1,400	4,700	
林野火災用資機材	消火薬剤	200	-	-	200
切断・破壊用器具 類	万能斧	48	46	12	106
	とび口	50	30	10	90
	ワイヤーカッター	42	36	12	90
重量物排除 器具類	ウインチ	6	5	1	12
	手動ジャッキ	45	35	10	90
	Xジャッキ	22	18	5	45
呼吸器類	空気呼吸器	-	2	-	2
	同上用ボンベ	-	-	-	-

区 分	品 目	県西地区	湘南地区	三浦半島 地区	合 計	
搬送用器具類	ベッド兼用担架	12	10	3	25	
人命救 助シス テム器 材	分隊用 器材 セット	エンジンカッター	8	4	4	16
		ピック付バール	8	4	4	16
		ピストン付き破壊工具	8	4	4	16
		油圧式ジャッキ爪付	8	4	4	16
		油圧式カッター	8	4	4	16
		チェーンソー	8	4	4	16
		手動ウィンチ(750k g)	8	4	4	16
		携帯用トイレ(50回分)	8	4	4	16
		携帯用拡声器	8	4	4	16
		探索用投光器	8	4	4	16
		救助用ロープ(ドラム付)	8	4	4	16
		収納用アルミ箱	32	16	16	64
		専用台車	8	4	4	16
	小隊用 器材 セット	手動ウィンチ(1,600k g)	6	2	2	10
		エンジン式削岩機	5	2	2	9
		救助用誘導棒	6	2	2	10
		背負式消火ポンプ	6	2	2	10
		作業用照明具	6	2	2	10
		収納用アルミ箱	24	8	8	40
	中隊用 器材 セット	専用台車	6	2	2	10
		スプレッダーセット	3	1	1	5
		万能搬送具	3	1	1	5
		可燃性ガス検知器	2	1	1	4
		検電器	3	1	1	5
		破壊構造物探索器	2	1	1	4
		音響探知機	3	1	1	5
		三連伸縮はしご	3	1	1	5
折畳式リヤカー		3	1	1	5	
救助用三脚		3	1	1	5	
収納用アルミ箱	15	4	5	24		
合 計	品目	70	69	68	73	
	数量	15,916	13,358	9,521	38,795	

広域応援活動拠点指定状況一覧

令和7年4月1日現在

市区町村名		拠点施設名 (地積 m ²)		
横浜市 26	神奈川区	三ツ沢公園(286,976m ²)		
	中区	根岸森林公園(193,102m ²)		
	港南区	県立永谷高校(33,657.77m ²)	県立横浜南陵高校(46,790.84m ²)	
	保土ヶ谷区	県立保土ヶ谷公園(340,000m ²)	県立光陵高校(32,578.00m ²)	県立保土ヶ谷高校 (33,675.32m ²)
	旭区	県立横浜旭陵高校(42,604.97m ²)	県立二俣川看護福祉高校 (36,507.88 m ²)	
	磯子区	県立横浜氷取沢高校 (37,273.96m ²)		
	港北区	県立新羽高校(34,365.41m ²)	新横浜公園(501,667m ²)	
	緑区	県立白山高校(34,419.00m ²)	県立霧が丘高校(34,501.00m ²)	
	青葉区	県立市ヶ尾高校(38,497.75m ²)	県立元石川高校(31,677.08m ²)	県立田奈高校(28,378.00m ²)
	都筑区	県立荏田高校(36,159.30m ²)	県立新栄高校(29,346.00m ²)	県立川和高校(38,057.00m ²)
	栄区	県立柏陽高校(37,633.62m ²)	県立横浜栄高校(41,172.00m ²)	
	泉区	県立松陽高校(34,477.00m ²)	県立横浜修悠館高校 (32,526.15m ²)	県立横浜緑園高校(42,979.71m ²)
瀬谷区	県立瀬谷高校(38,259.52m ²)			
川崎市 16	川崎区	県立川崎高校(約12,500m ²)	川崎競馬場場内駐車場他 (約24,500m ²)	川崎富士見球技場及び周辺 (約8,157m ²)
		富士見球場(28,678m ²)		
	中原区	等々力陸上競技場(35,048m ²)	等々力緑地東駐車場(約6,450m ²)	等々力緑地運動広場(9891.7m ²)
		等々力緑地多目的広場(9332.1m ²)	等々力催し物広場(5,500m ²)	等々力緑地テニスコート(6,858m ²)
		等々力球場(13,616m ²)		
宮前区	消防訓練センター(3,700m ²)			
多摩区	県立百合丘高校(約20,500m ²)	県立生田高校(約15,000m ²)	県立生田東高校(約11,000m ²)	
相模原市 21	緑区	さがみ湖MORIMORI来園者 駐車場(1,470,000m ²)	名倉グラウンド(15,000m ²)	(一社)全国警備業協会研修 センターふじの(-m ²)
		相模湖林間公園(6,000m ²)	原宿公園(19,100m ²)	県立相模原城山高校 (48,318m ²)
		県立橋本高校(-m ²)	県立相原高校(9,600m ²)	
	中央区	キャンプ淵野辺留保地多目的広場 (25,500m ²)	県立相模原高校(9,600m ²)	県立相模田名高校(-m ²)
		県立上溝南高校(-m ²)	(独)国民生活センター (44,757m ²)	スポーツクラブ&スパ ルネサンス 相模原24(-m ²)
	南区	下溝防災消防訓練場(7,800m ²)	相模原ギオンスタジアム一 帯(133,272m ²)	相模原麻溝公園一帯 (453,000m ²)
		県立麻溝台高校(11,000m ²)	県立上鶴間高校(29,809m ²)	県立神奈川総合産業高校 (-m ²)
		県立相模原中等教育学校(-m ²)		

市区町村名		拠点施設名 (地積 m ²)		
横須賀三浦12	横須賀市	うみかぜ公園(52,506m ²)	佐原2丁目公園(29,363m ²)	長井海の手公園ソレイユの丘第3駐車場(21,700m ²)
		横須賀市消防総合訓練センター(9,833m ²)	不入斗公園(野球場)(11,900m ²)	
	鎌倉市	鎌倉海浜公園由比ヶ浜地区(-m ²)	(一財)康信会 鎌倉霊園(-m ²)	県立フラワーセンター大船植物園駐車場(-m ²)
	逗子市	池子の森自然公園(32096m ²)	逗子中学校(7,800m ²)	
	三浦市	県立三浦初声高校 入江キャンパス(-m ²)		
	葉山町	南郷上ノ山公園(44,698.00m ²)		
県央21	厚木市	厚木市文化会館(約4535m ²)	県立厚木西高校(11,500m ²)	県立厚木北高校(11,500m ²)
	大和市	引地台公園(73,569m ²)	柏木学園高校(9,000m ²)	大和ゆとりの森(174,650.23m ²)
		イオン大和店第6駐車場(790m ²)	三機工業(株)三機テクノセンター(1,335m ²)	
	海老名市	海老名運動公園(-m ²)	ザ・ウィングス海老名(-m ²)	海老名プライムタワー(-m ²)
	座間市	市民体育館(19,377m ²)	市民文化会館(17,385m ²)	タイムズスカイグリーンパーク座間(4,990m ²)
		芹沢公園(158,000m ²)		
	綾瀬市	市民文化センター(-m ²)	綾瀬スポーツ公園(-m ²)	
	愛川町	三増公園陸上競技場(-m ²)	中津工業団地第1号公園(-m ²)	
	清川村	南山運動公園(1,7276.48m ²)	道の駅「清川」駐車場(3,564.42m ²)	
湘南39	藤沢市	藤沢市消防防災訓練センター(18,789.73m ²)	八部公園(-m ²)	引地川親水公園球技場(-m ²)
		県立スポーツセンター(-m ²)		
	茅ヶ崎市	第一カッターきいろ公園(中央公園)、市役所前広(44,350.603m ²)	小出暫定スポーツ広場(16,621.53m ²)	県立茅ヶ崎北陵高校グラウンド(37,831m ²)
		円蔵スポーツ広場(6,936m ²)	県立鶴嶺高校(35,054m ²)	
		柳島スポーツ公園(64,696.50m ²)	東邦チタニウム(株)(141,999.03m ²)	東海カーボン(株)湘南工場(96,339m ²)
	平塚市	平塚市総合公園(79,231m ²)		
	伊勢原市	総合運動公園(自由広場・野球場)(25,780m ²)	総合運動公園(第1駐車場)(5160.5m ²)	伊勢原市体育館(小体育室)(527m ²)
		市民文化会館(展示室・練習室)(333.1m ²)	こどもみらいプラザ(2階)(579.6m ²)	
	秦野市	(株)島津製作所秦野工場グラウンド(15,243m ²)	県立西部総合職業技術校(8,300m ²)	秦野市文化会館(356m ²)
		県立秦野高校(20,835m ²)	県立秦野総合高校(29,192m ²)	県立秦野曾屋高校(32,754m ²)
		県立秦野戸川公園(10,139m ²)	桜土手古墳展示館(643m ²)	上智大学短期大学部(49,900m ²)
	寒川町	川とのふれあい公園(59,000m ²)	倉見スポーツ公園(9,940m ²)	県立寒川高校(-m ²)
		(宗)寒川神社(-m ²)	日産工機(株)(-m ²)	JX金属(株)倉見工場(-m ²)
	大磯町	たかとり幼稚園(1718m ²)	おおいそ学園(8100m ²)	大磯運動公園(16000m ²)
	二宮町	東京大学二宮果樹園跡地(m ²)	町民センター(m ²)	武道館(m ²)

市区町村名		拠点施設名 (地積 m ²)		
足柄上11	南足柄市	足柄台中学校(3,500m ²)	中部公民館(1,080m ²)	南足柄幼稚園(340m ²)
		福沢幼稚園(560m ²)	南足柄市運動公園(6,200m ²)	南足柄市文化会館(-m ²)
	中井町	中井中央公園(17,800m ²)		
	大井町	県立小田原支援学校		
		大井分教室(31,746.11m ²)		
	松田町	松田中学校(7,798m ²)		
山北町	県立山北高校(12,000m ²)			
開成町	足柄上合同庁舎(-m ²)			
西湘23	小田原市	上府中公園(15,490m ²)	鴨宮運動広場(8,750m ²)	
		生命の星・地球博物館(約9,000m ²)	株式会社鈴廣蒲鉾本店(約1,849m ²)	相日防災株式会社(約400m ²)
		川東タウンセンターマロニエ(8,026m ²)		
	箱根町	湯本小学校(2259m ²)	県立恩賜箱根公園(-m ²)	
		箱根中学校(2514m ²)	箱根の森小学校(1766m ²)	仙石原小学校(2464m ²)
		湖尻集団施設地区(-m ²)	箱根やすらぎの森(1296m ²)	
	真鶴町	荒井城址公園(4300m ²)	まなづる小学校グラウンド(3876m ²)	真鶴中学校グラウンド(12906m ²)
	湯河原町	湯河原町民体育館駐車場(2,602m ²)	湯河原中学校グラウンド(11,839m ²)	湯河原総合運動公園(16,800m ²)
		幕山公園及び公園駐車場(-m ²)	湯河原小学校グラウンド(4,000m ²)	吉浜小学校グラウンド(3,500m ²)
		東台福浦小学校グラウンド(3,200m ²)		

県内広域応援活動拠点数 計 169 施設

注) 地積は災害時に、救出・救助等の活動を実施する部隊(人員・車両)の侵入が可能な土地面積の概要を指す。

注) (-m²)は未計測箇所を指す。

県西部地震対策応急資機材倉庫一覽

年度	所在地及び整備理由
平成 3年	<p>【山北町中川字城山921-93 町営駐車場内(町有地)】 丹沢湖周辺の中川地区は、年間165万人の観光客が訪れる。 この地区は、県道山北藤野線があるだけであり、崖崩れ等により、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p>
	<p>【湯河原町福浦402-1 湯河原町消防団第9分団敷地内(町有地)】 湯河原地区は、年間700万人(日帰り客600万人、宿泊客100万人)の観光客が訪れる。 この地区は、国道135号、県道湯河原箱根仙石原線、湯河原パークウェイ等があるものの、山間部を通る路線であることから、崖崩れ等により、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p>
平成 5年	<p>【箱根町元箱根旧札場110-105(町有地)】 箱根町は、年間約2,200万人の観光客が訪れる。 この地区は、緊急輸送路である国道1号、138号に面した崖などが崩れる危険性が高く、これらの道路が寸断され、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p>
	<p>【真鶴町真鶴1717-2(町有地)】 真鶴町は、年間約32万人の観光客が訪れる。 この地区は、海岸線を通過する国道135号(真鶴道路)に面した崖などが崩れる危険性が高く、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p>
平成 6年	<p>【小田原市根府川534-1 市立片浦小学校内(市有地)】 片浦地区は、国道135号に面した崖などが崩れる危険性が高く、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p>
	<p>【南足柄市矢倉沢2172-1 地藏堂駐車場内(市有地)】 地藏堂地区は、今後観光客の増加が見込まれる。 この地区は、県道関本御殿場線に面した崖などが崩れる危険性が高く、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p>
	<p>【松田町寄3141 寄りやま運動広場(町有地)】 寄地区は、新松田駅など町の中心地域から離れた山間地域にあり、山沿いの道路が崖崩れで被災した場合、住民が孤立する可能性が高い。</p>

県西部地震対策応急資機材倉庫防災資機材一覧

(令和6年4月1日現在)

品名・規格等	山北町	湯河原町	真鶴町	箱根町	小田原市	南足柄市	松田町
トランシーバー	6	—	—	6	—	6	6
発電機	4	3	3	2	2	4	4
投光機	10	10	10	10	5	5	5
テント 2×3間	5	5	5	5	4	4	4
組立式リヤカー	7	7	7	7	2	2	12
簡易組立トイレ	5	5	5	5	2	2	8
スコップ	30	28	30	25	18	20	20
ツルハシ	30	30	30	30	20	20	20
ヘルメット	50	50	50	50	20	20	20
爪付きジャッキ	2	2	2	2	2	2	2
空気ジャッキ	1	—	—	—	—	1	1
担架	5	5	5	5	5	5	5
レスキューカー	3	3	1	1	—	1	1
車いす	2	2	2	2	—	—	—
簡易ベッド	8	10	10	10	10	10	10
削岩機	1	1	—	1	—	1	1
チェーンソー	6	5	4	5	5	6	6
防水シート	30	20	20	20	20	30	30
防災資機材倉庫 (7.2×4.52)	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
品目数	18品目	16品目	15品目	17品目	13品目	17品目	17品目
数量	205点	186点	184点	186点	115点	139点	155点
合計	18	品目	1170点	点			

自主防災組織育成基本方針

地震災害による被害の軽減、減少を図るためには、県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、自主防災組織を結成し、市町村等と連携した防災活動を行うことが極めて重要です。そのため、次の基本方針により自主防災組織の育成を図っていきます。

1 自主防災組織の育成指導

市町村は、地域防災活動の推進を図るため、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進する。また、県及び市町村は、結成された自主防災組織が災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るため、指導、支援を行う。

2 自主防災組織の編成基準

(1) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じ、次に点に留意する。

① 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

② 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

(2) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

3 自主防災組織の活動基準

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするために日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練としては通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

(ア) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練

(イ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにするための訓練

(ウ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急方法等を拾得するための訓練

(エ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火用機器を使用して消火に必要な技術等を拾得するための訓練

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して、非常時にすぐ使用できるようにする。

(2) 警戒宣言時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、警戒宣言には防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- 連絡を取る防災関係機関
- 防災関係機関との連絡のための手段
- 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプなどを使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を認識しておくものとする。

エ 避難の実施

市町村長、警察官等から避難命令が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。避難の実施に当たっては、次のことを留意する。

(ア) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- 市街地 …火災、落下物、危険物
- 山間部・起伏の多いところ…崖崩れ、地滑り
- 海岸部 …津波

避難誘導に当たっては、危険防止のため避難路ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。

(イ) 住民が避難するときに不必要なものを携帯していくことは、火災による危険性を増大する要因になりかねないので、十分注意する。

(ウ) 高齢者、障害者、乳幼児、病人等自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織としてもそれぞれが保持している食糧等の配布を行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

市町村自主防災組織状況一覧表

令和7年4月1日現在

区分 市町村名	自主防災 組織数	自主防災組織数内訳			組織されて いる地域の 世帯数	規約等を 定めている 自主防災 組織数
		町内会（自治 区、地区等を 含む）単位	小学校区 単位	その他		
(単位)	(組織)	(組織)	(組織)	(組織)	(世帯)	(組織)
横浜市	3,066	2,607	459	0	1,278,481	0
川崎市	769	633	0	136	480,555	0
相模原市	579	579	0	0	347,560	579
横須賀市	360	360	0	0	129,189	360
平塚市	223	221	0	2	76,403	223
鎌倉市	186	186	0	0	62,437	186
藤沢市	469	456	0	13	137,285	469
小田原市	249	249	0	0	85,965	249
茅ヶ崎市	135	135	0	0	77,771	135
逗子市	72	0	0	72	17,445	72
三浦市	54	54	0	0	16,006	54
秦野市	236	236	0	0	39,194	0
厚木市	213	213	0	0	59,027	213
大和市	150	150	0	0	116,461	150
伊勢原市	101	101	0	0	35,546	101
海老名市	60	60	0	0	37,031	0
座間市	118	118	0	0	18,968	109
南足柄市	34	34	0	0	10,444	34
綾瀬市	14	14	0	0	22,355	14
葉山町	28	28	0	0	10,536	28
寒川町	22	22	0	0	22,755	0
大磯町	28	24	2	2	14,748	26
二宮町	20	20	0	0	11,771	20
中井町	27	27	0	0	2,239	27
大井町	19	19	0	0	4,795	19
松田町	26	26	0	0	4,894	26
山北町	54	54	0	0	3,294	0
開成町	14	14	0	0	7,824	14
箱根町	35	35	0	0	4,261	0
真鶴町	8	8	0	0	3,379	8
湯河原町	11	11	0	0	10,910	10
愛川町	21	21	0	0	18,904	0
清川村	32	32	0	0	1,269	32
県 計	7,433	6,747	461	225	3,169,702	3,158

神奈川県災害救援ボランティア支援センター
設置・運営マニュアル

平成28年4月

(平成30年4月 県庁組織再編による改訂)

かながわ県民活動サポートセンター

はじめに

かながわ県民活動サポートセンターは、ボランティア活動を総合的に支援する施設として、平成8年4月20日、かながわ県民センター内にオープンしました。これは、平成7年1月17日の早朝発生した阪神・淡路大震災における被災地支援を行う百数十万名と推定されるボランティアの活動があり、この年が「ボランティア元年」と呼ばれるほど社会がボランティア活動や市民活動の重要性を改めて認識したことが大きな契機となったことによるものです。

このような設立経緯のあるかながわ県民活動サポートセンターには、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に基づき、大規模地震災害発生等により神奈川県災害対策本部が設置されたとき、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県災害救援ボランティア支援センターが設置されます。

この神奈川県災害救援ボランティア支援センターの開設・運営を迅速・円滑に行うことが出来るよう、かねてより「神奈川県災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアル」を作成しておりましたが、平成23年3月11日午後に発生した東日本大震災での被災状況等を踏まえて、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）が修正されたことを機に、より一層の取り組みの充実を図るため、同マニュアルを大幅に見直し改正したものが本書となります。

本書は、神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運用体制・担うべき役割等について、運営関係者間で共通認識を持つことを目的にまとめたもので、当支援センターの県地域防災計画における位置付け等の紹介、当支援センターの組織体制、設置・運営にかかる役割・取り組み方を中心に構成しており、事例研究や平常時の取り組みも取り上げました。

なお、災害は、規模、発生場所、時期等の違いにより被災状況が異なりますので、本書に掲載されている事項に従い対応することが、一様に適切とはいえない状況も考えられます。本書はあくまでもガイドラインと認識し、災害発生時には、被災状況等を踏まえ、臨機応変に対応してください。

神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

目 次

(頁)

神奈川県災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアル

I	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）[災害救援ボランティア関連抜粋]	2
1.	災害時の応急活動対策	2
2.	災害時応急活動事前対策	5
II	神奈川県災害救援ボランティア支援センターの体制	8
1.	役割	8
2.	設置場所	8
3.	運営体制・構成	9
4.	担当・役割分担	10
5.	必要な資機材等の整備	11
	神奈川県災害救援ボランティア支援センターと関係機関等の関連概略図	12
III	神奈川県災害救援ボランティア支援センターの設置・運営	13
	【概要】	
1.	発災直後の初動業務について	15
2-1.	神奈川県災害救援ボランティア支援センターの立ち上げ	17
2-2.	神奈川県災害救援ボランティア支援センター 基本的日常業務フロー	18
2-3.	神奈川県災害対策本部と神奈川県災害救援ボランティア支援センターの関係	19
	【個別業務解説】	
3.	庶務・施設管理等	20
4-1.	被災地情報の収集	21
4-2.	市町村ボランティアセンター設置・運営情報収集(ボランティアニーズの把握を含む)	22
4-3.	先遣隊の編成・派遣	23
4-4.	ホームページによる情報発信	24
4-5.	登録ボランティアへの情報配信	25
5-1.	市町村ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣	26
5-2.	活動拠点の提供	27
5-3.	資機材・資金調達支援	28
5-4.	各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請	29
5-5.	県内外ボランティア受入調整	30
5-6.	県外自治体等への支援要請	31
5-7.	県募集ボランティアの被災地派遣	32
5-8.	県支援センター現地事務所の開設運営	33
IV	ケーススタディ	34
1.	標準運営シミュレーション	34
2.	その他災害時事象への対応	36
V	平常時に行う対策	38
1.	災害救援ボランティア受入体制の整備	38
2.	ネットワークづくりの促進	39
3.	人材の育成と活用	40
4.	マニュアルの作成等	41
別紙	神奈川県災害救援ボランティア支援センター連絡(依頼)票 様式	42
別表	神奈川県災害救援ボランティア支援センター関係機関・団体連絡先一覧	43

I 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）[災害救援ボランティア関連抜粋]

災害時の応急活動対策の概要

県の対策

1. ボランティア活動拠点の設置

県災害救援ボランティア支援センターの設置

2. 情報の収集・発信

- (1) 発災直後における被災地情報等の収集
 - ・先遣隊の編成・派遣
- (2) 県ホームページによる情報の収集・発信
 - ・市町村災害ボランティアセンター設置・運営情報
- (3) 登録ボランティア（個人・団体）に対する情報配信

3. 災害救援ボランティアの受入れ

- ・被災市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- ・県内外ボランティア受入調整
- ・県募集ボランティアの被災地派遣
- ・県現地支援事務所の開設運営

4. 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援

- ・災害救援ボランティア活動場所・資機材・資金等確保への支援
- ・各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請
- ・県外自治体等への支援要請

※本表は、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）第4章第13節の各項目に該当する神奈川県災害救援ボランティア支援センターの分掌項目を記載した。

市町村の対策

1. ボランティア活動拠点の設置

市町村災害ボランティアセンターの設置

2. 災害救援ボランティアの受入れ

災害救援ボランティア団体の活動の円滑な実施に向けた支援

3. 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援

災害救援ボランティア活動場所・資機材・資金等確保への支援

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）では、大規模災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合においては、県及び市町村等は、関係団体などと連携し、災害救援ボランティアの活動を支援する市町村災害ボランティアセンター及びその支援を行う県災害救援ボランティア支援センターをそれぞれ設置・運営し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努めるとしている（第4章第13節）。

同計画では、神奈川県災害救援ボランティア支援センターの位置付けを始め、次のとおり、県が行う災害時の応急活動対策及び災害時応急活動事前対策を定めている。

1. 災害時の応急活動対策

1 ボランティア活動支援拠点の設置

(1) 県災害救援ボランティア支援センターの設置（参照 第4章第13節－1－（1））

<関連 III－2－1>

県は、県災害対策本部を設置した時は、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター（災害等の状況により設置しがたい場合は、予め定めた別の場所）に県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

【県災害救援ボランティア支援センターの主な役割】

- ・災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信
- ・被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- ・市町村災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
- ・災害救援ボランティア活動への支援

2 情報の収集・発信（参照 第4章第13節－2）

(1) 発災直後における被災地情報等の収集<関連 III－4－1～3>

県は、発災後速やかに災害救援ボランティアコーディネーター等により組織された先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況やボランティアニーズ、災害ボランティアセンターの設置に向けた状況等を把握します。

(2) 県ホームページによる情報の収集・発信<関連 III－4－4>

県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。

(3) 登録ボランティア（個人・団体）※に対する情報配信<関連 III－4－5>

県災害救援ボランティア支援センターは、災害救援活動を希望するボランティアに対して、電子メールやファックス等の通信手段により、ボランティアニーズ等に関する情報の配信を行います。

※登録ボランティア：災害救援活動に関する情報配信希望を申し出たボランティア（個人・団体）

3 災害救援ボランティアの受入れ（参照 第4章第13節-3）

<関連 III-5-1、III-5-5、III-5-7・8>

県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。

4 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援（参照 第4章第13節-4）

<関連 III-5-2~4、III-5-6>

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び市町村は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。

【参考 連携が必要となる関係機関の災害時の応急活動対策】

1 ボランティア活動支援拠点の設置（参照 第4章第13節-1-（2））

(1) 市町村災害ボランティアセンターの設置

市町村、市町村社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害ボランティアセンターを設置します。

【市町村災害ボランティアセンターの主な役割】

- ・被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信
- ・災害救援ボランティアの受入れとコーディネート
- ・災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- ・市町村域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

2 災害救援ボランティアの受入れ（参照 第4章第13節-3）

市町村においても、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとします。

県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。（再掲）

3 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援（参照 第4章第13節-4）

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び市町村は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。（再掲）

2. 災害時応急活動事前対策

災害時の応急活動事前対策の概要

県の対策

1. 災害救援ボランティア受入体制の整備

- (1) 先遣隊派遣体制の整備
- (2) 災害時ボランティア活動拠点の整備
- (3) 災害時ボランティア活動の資機材確保

2. ネットワークづくりの促進

- (1) 災害救援ボランティア活動促進への側面支援
- (2) 災害救援ボランティア情報収集・発信のしくみの構築
- (3) 多様な分野のボランティア・NPO等との連携強化
- (4) 企業・業界団体等との災害時における協力関係構築

3. 人材の育成と活用

- (1) 災害救援ボランティアコーディネーターの育成促進
- (2) 災害救援ボランティアコーディネーターの活動促進

4. マニュアルの作成等

災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアルの検証・見直し

市町村の対策

1. 災害救援ボランティア受入体制の整備

災害救援ボランティアの受入・活動環境等の整備

2. ネットワークづくりの促進

災害救援ボランティア団体や地域住民等と発災時を想定した連携協力体制の構築

3. 人材の育成と活用

災害時のボランティア活動円滑化に向けた体制整備

4. マニュアルの作成等

災害救援ボランティア支援マニュアル等の検証・見直し

1 災害救援ボランティア受入体制の整備（参照 第3章－第17節－1）

- 県は、発災直後、被災地におけるボランティア活動の拠点となる市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を支援するため、災害救援ボランティアコーディネーター等によって組織される先遣隊の派遣を可能とする体制整備を図ります。〔政策局〕
- 県は、市町村との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努めます。〔政策局、くらし安全防災局〕

2 ネットワークづくりの推進（参照 第3章－第17節－2）

- 県は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供や相談などの支援を行います。〔政策局、くらし安全防災局〕
- 県は、災害時のボランティア活動が効果的に行われるようにするため、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関との連携によるボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。〔政策局〕
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステム作りを進めます。〔政策局〕
- 県は、情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。〔政策局〕

3 人材の育成と活用（参照 第3章－第17節－3）

- 県は、大規模地震の発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした講座等に職員を派遣します。また、人命救助に必要な基礎的技能等を身につけるセーフティリーダーの養成を行っている神奈川県災害救援ボランティア推進委員会を支援します。〔くらし安全防災局〕
- 県は、災害時におけるボランティアの需給調整等を行う災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座をかながわコミュニティカレッジ講座等において災害救援ボランティア支援団体と協働で実施します。
また、受講者が、実践の場を踏み即戦力となれるよう、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供など受講後のフォローアップに取り組めます。
さらに、市町村と協力し、受講者に限らず、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努めます。〔政策局〕

4 マニュアルの作成等（参照 第3章－第17節－4）

- 県及び市町村は、大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボ

ランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成します。[政策局]

- また、県及び市町村は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。[政策局、くらし安全防災局]

【参考 連携が必要となる関係機関の災害時応急活動事前対策】

1 災害救援ボランティア受入体制の整備（参照 第3章－第17節－1）

- 市町村は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、市町村地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。

2 ネットワークづくりの推進（参照 第3章－第17節－2）

- 市町村は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

3 人材の育成と活用（参照 第3章－第17節－3）

- 市町村は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

4 マニュアルの作成等（参照 第3章－第17節－4）

- 県及び市町村は、大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成します。[政策局]
- また、県及び市町村は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。（再掲）

Ⅱ 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの体制

神奈川県は、県災害対策本部を設置した時、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県共同募金会、神奈川県災害ボランティアネットワークと協働・連携し、原則として、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センター（以下、県支援センターという。）を設置する。

本書は、県自らが被災し、県内の被災地支援活動を行う際の手引きとして活用するよう、まとめたものであり、県支援センターの設置・運営においては、Ⅱ章以降の記載事項を基本とすること。

1 役割

県支援センターの主な役割は、次のとおり。

【県災害救援ボランティア支援センターの主な役割】

- ・災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信
- ・被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- ・市町村災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
- ・災害救援ボランティア活動への支援

2 設置場所

県支援センターは、かながわ県民活動サポートセンター（かながわ県民センター内）に設置する。

かながわ県民活動サポートセンターが被災し設置できないときは、県の現地災害対策本部が設置される各地域県政総合センターの協力を得るなどして、被災の状況等に応じ、適切な場所に設置することとする。

【関連施設所在地等一覧】

名称	所在地	電話番号
＜県支援センター基本設置場所＞		
かながわ県民活動サポートセンター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2（かながわ県民センター内）	045-312-1121
＜各地域県政総合センター＞		
横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19（横須賀合同庁舎内）	046-823-0210
県央地域県政総合センター	厚木市水引2-3-1（厚木合同庁舎内）	046-224-1111
湘南地域県政総合センター	平塚市西八幡1-3-1（平塚合同庁舎内）	0463-22-2711
県西地域県政総合センター	小田原市荻窪350-1（小田原合同庁舎内）	0465-32-8000

3 運営体制・構成

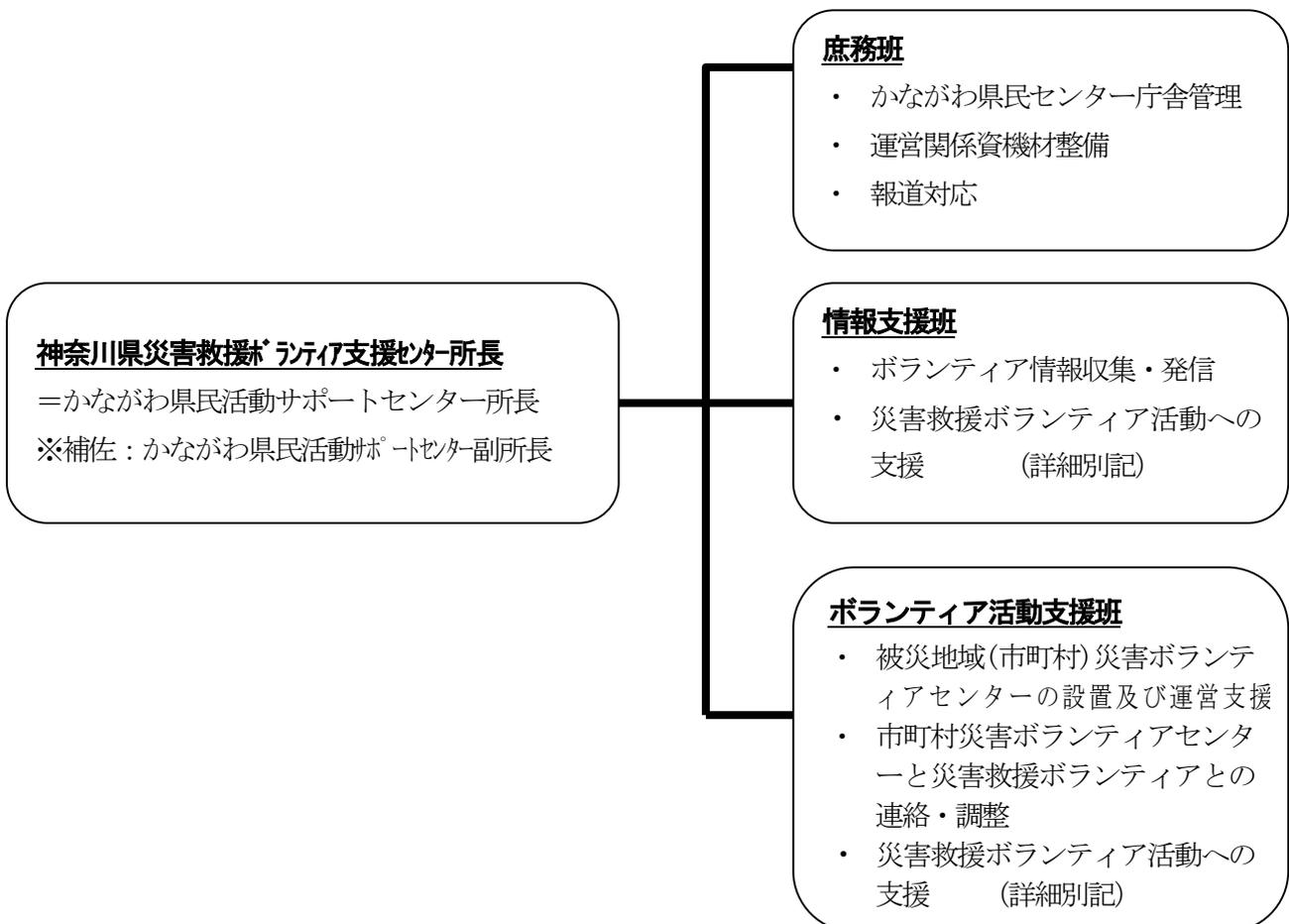
県支援センターの役割を担うため、運営は、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県共同募金会、神奈川県災害ボランティアネットワーク等と協働・連携して行うものとする。

具体的な運営体制・構成は次のとおりとし、構成員となる各機関・団体は、県支援センターの運営に必要な人員を参集させ、分担して役割を担っていくものとする。また、災害時に迅速な対応ができるよう、あらかじめ各機関において、次項に掲げる担当・役割分担を担う人員を指定しておくものとする。

【神奈川県災害救援ボランティア支援センターの組織体制】

区分	構成員
設置・運営主体	かながわ県民活動サポートセンター
運営協力者	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
	特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク
	社会福祉法人神奈川県共同募金会 (災害ボランティアセンターの財政的支援及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議との連絡調整等に関して協力を行う)

※必要に応じて、全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議等、上記運営協力者と関係の深い団体へ協力要請等を行う。



4 担当・役割分担

県支援センターの運営を行うに当たり必要な担当・役割分担の詳細は、関係機関・団体所属者を含めて次のとおりとする。

(1) 県支援センター 組織分掌

①庶務班

人員体制	分掌
庶務班 (構成) ● 班長 運営サービス課長 ● スタッフ 運営サービス課職員	【庶務・施設管理等】 1. かながわ県民センター庁舎管理 2. 県支援センター運営関係資機材整備 3. 報道対応 4. その他

②情報支援班

人員体制	分掌
情報支援班 (構成) ● 班長 基金事業課長 ● スタッフ ボランティア活動サポート課職員 基金事業課職員 県社会福祉協議会 神奈川災害ボランティアネットワーク	【情報の収集・発信、ボランティア活動支援】 1. 被災地情報の収集 2. 市町村災害ボランティアセンター設置・運営情報収集 (ボランティアニーズ把握含む) 3. 先遣隊の編成・派遣 4. ホームページによる情報発信 (被災地の情報、ボランティア募集情報) 5. 登録ボランティアへの情報配信 6. その他

③ボランティア活動支援班

人員体制	分掌
ボランティア活動支援班 (構成) ● 班長 ボランティア活動サポート課長 ● スタッフ ボランティア活動サポート課職員 基金事業課職員 県社会福祉協議会 神奈川災害ボランティアネットワーク	【市町村災害ボランティアセンター支援、ボランティア活動支援】 1. 市町村災害救援ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣 2. ボランティア活動拠点の提供 (県民センター施設提供、市町村ボランティアセンター支援対応) 3. 資機材・資金調達支援 (ボランティア支援対応、市町村ボランティアセンター支援対応) 4. 各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請 5. 県内外ボランティア受入調整 6. 県外自治体等への支援要請 7. 県募集ボランティアの被災地派遣 8. 県支援センター現地事務所の開設運営 9. その他

※各班は連携し、情報共有の徹底を図ること。また、状況に応じて、各班の人員を増減するものとする。

(2) 関係する機関・団体と役割

区分	名称	分掌	
関係機関	日本赤十字社神奈川県支部	・被災地災害ボランティアセンターへの各種支援	
県	県政策局NPO協働推進課	(県災害対策本部政策部災害救援ボランティア支援班) ・県災害救援ボランティア支援センターの応急活動と連携が必要な県災害対策本部関係局との連絡調整	
	県国際文化観光局国際課	専門ボランティア関係調整	通訳・翻訳ボランティア
	県福祉子どもみらい局地域福祉課		福祉ボランティア
	県健康医療局健康危機管理課		医療ボランティア
県県土整備局建築安全課	応急危険度判定士		

5 必要な資機材等の整備

具体的な県支援センターの設置場所にかかる方針及び運営に必要な主な物品は次とし、平常時から、必要な物品類の整備に努めるものとする。

<p>(1) 県支援センター設置場所関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かながわ県民活動サポートセンター所長室を、県支援センター所長室とする。 ○ かながわ県民センター11階 かながわ災害救援ボランティア活動支援室に、県支援センター運営事務局を設置し、必要な物品類を整備する。 ○ かながわ県民活動サポートセンター事務室を、県支援センターの運営に活用する。
<p>(2) 県支援センター運営時に必要な物品類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テーブル、いす、ホワイトボード、マーカー、電話、FAX、コピー機、パソコン（インターネット接続環境含む）、プリンタ、テレビ、ラジオ、地図、事務用品、ヘルメット、ファイリングキャビネット、ゴミ袋、傘立て ※ かながわ県民活動サポートセンター事務室の装備品も情報収集等に活用する。
<p>(3) その他運営スタッフ支援等で必要となることが想定される物品類</p> <p>【生活支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝袋、毛布、食料品、飲料水、タオル、ろうそく、救急医薬品、懐中電灯 <p>【活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車、工具、拡声器、携帯電話、簡易トイレ、懐中電灯、長靴、カップ、手袋、カイロ

神奈川県災害救援ボランティア支援センターと関係機関等の関連概略図

被災者・被災地域（個人、避難所など）

ボランティア活動

ボランティアニーズ

市町村災害ボランティアセンター

【神奈川県地域防災計画記載の主な役割】

- 被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信
- 災害救援ボランティアの受入れとコーディネート
- 災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- 市町村域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

【構成員の例】

- 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会
- 市町村災害ボランティアネットワーク

支援活動総合調整

情報提供支援要請

神奈川県災害救援ボランティア支援センター

【役割】

- 災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信
- 被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- 市町村災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
- 災害救援ボランティア活動への支援

【構成員】

- 神奈川県 ・ 神奈川県社会福祉協議会 ・ 神奈川県共同募金会
- 神奈川災害ボランティアネットワーク

県支援C 現地事務所
(随時設置)

- 地域支援
- 地域間調整
- 課題調整

ボランティア活動

情報発信

情報発信

運営支援

神奈川県内外からのボランティア

連携

人的支援

物的支援等

- 神奈川県災害対策本部
- 県専門ボランティア所管部署

- 日本赤十字社 神奈川支部
- その他

- 各分野NPO
- 企業・業界団体
- 他都道府県
- その他

Ⅲ 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの設置・運営

次に、県支援センターの設置・運営に伴い、時系列で実施する事項における役割と対応方法等の標準的なガイドラインを示す。

なお、県支援センターの活動は、災害の種類や規模によって大きく変わってくるのが想定され、このガイドラインを踏まえながらも、随時、適切な対応を検討・実施していくことが望まれる。

【災害時における時系列標準対応フロー】

フェーズ	時系列	主な実施項目	備考
☒発災☒ 初動活動期 (初日・2日目)		かながわ県民センター自衛消防隊活動	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速にスタッフを招集 ・ ホームページの活用 ・ 市町村ボランティアセンター設置支援方法は、人材派遣、資機材・資金調達支援等
		県支援センター立ち上げ	
		<u>県支援センター初動活動</u> ○被災地情報の収集 ○市町村ボランティアセンター設置情報収集 ○先遣隊の編成 ○情報発信 ○市町村ボランティアセンター設置支援	
応急活動期 (3日目～1・2週目)		<u>県支援センター応急活動</u> ○市町村ボランティアセンター運営情報収集 ○被災地情報の収集 ○先遣隊の派遣 ○情報発信・情報配信	<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ県民センター施設内の活用 ・ NPO、企業のスキルを生かした支援を要請
		○市町村ボランティアセンター設置・運営支援 ○ボランティア活動支援 ○各団体・県外への支援要請 ○ボランティア受入調整 ○ボランティア被災地派遣 ○現地支援事務所の開設運営	
復旧活動期 (1・2週間後以降)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制が整い次第、ボランティアバスの運行実施

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 組織（班別）分掌詳細と解説ページ

班名	分掌	内容解説 ページ	発生フェーズ		
			初期活動期	応急活動期	復旧活動期
(全体)	1. かながわ県民センター自衛消防 隊活動	Ⅲ-1	→		
	2. 県支援センターの立ち上げ	Ⅲ-2-1	→		
1 庶務班	1. かながわ県民センター庁舎管理 2. 県支援センター運営関係資機材整備 3. 報道対応	Ⅲ-3	→	→	
2 情報支援班	1. 被災地情報の収集	Ⅲ-4-1	→	→	→
	2. 市町村ボランティアセンター設置・運営情報収集 (ボランティアニーズ把握含む)	Ⅲ-4-2	→	→	→
	3. 先遣隊の編成・派遣	Ⅲ-4-3	→	→	
	4. ホームページによる情報発信	Ⅲ-4-4	→	→	→
	①被災地の情報 ②市町村ボランティア募集情報				
	5. 登録ボランティアへの情報配信	Ⅲ-4-5		→	→
3 ボランティア 活動支援班	1. 市町村ボランティアセンター運営スタッフ 人材派遣	Ⅲ-5-1		→	→
	2. 活動拠点の提供	Ⅲ-5-2		→	→
	①県民センター施設提供 ②市町村ボランティアセンター支援対応				
	3. 資機材・資金調達支援	Ⅲ-5-3		→	→
	①ボランティア支援対応 ②市町村ボランティアセンター支援対応				
	4. 各種NPO・企業へのボラン ティア活動に対する支援要請	Ⅲ-5-4		→	→
	5. 県内外ボランティア受入調整	Ⅲ-5-5		→	→
	6. 県外自治体等への支援要請	Ⅲ-5-6		→	→
7. 県募集ボランティアの被災地派遣	Ⅲ-5-7			→	
8. 県現地支援事務所の開設運営	Ⅲ-5-8			→	

Ⅲ－１ 発災直後の初動業務について

発災直後の初動業務として、神奈川県立かながわ県民センター消防計画に基づき、かながわ県民活動サポートセンター及びかながわ県民センター入庁機関・団体により、かながわ県民センター自衛消防隊を設置し、次のとおり、かながわ県民センターの被害状況の把握、負傷者救護、安全確保等の業務を行う。

【かながわ県民センター自衛消防隊の業務内容】

- 情報通信機器の稼動確認
- 来館者、入庁機関・団体向けの全館放送
- テレビ・ラジオ、防災行政通信網情報収集
- 建物、各設備（自家発電・受変電・消防・給排水）の点検整備
- 火気使用設備器具の使用停止
- 被害状況の集約、NPO協働推進課への報告
- 庁内出入口の警備及び地下駐車場の閉鎖
- 負傷者の応急救護・搬送、救急隊、病院との連絡
- 各室の落下物、転倒危険物の安全確認
- 各階来庁者、職員の避難誘導（一時避難場所への誘導）
- 各階防火扉の閉鎖
- 各階の被害状況の調査及び館内の安全確保（2次被害の防止）

【かながわ県民センター入庁機関・団体勤務職員が少ない場合】

上位の職の者が順次責任者となる。職員が少数であっても最高責任者は8階に常駐し、必要な指示を出すとともに、できるだけ補佐する職員も常駐する。

【来館者の安全確保】

防災扉の復旧、立入禁止区域（ガラス破損箇所等）の表示

【負傷者がいた場合】

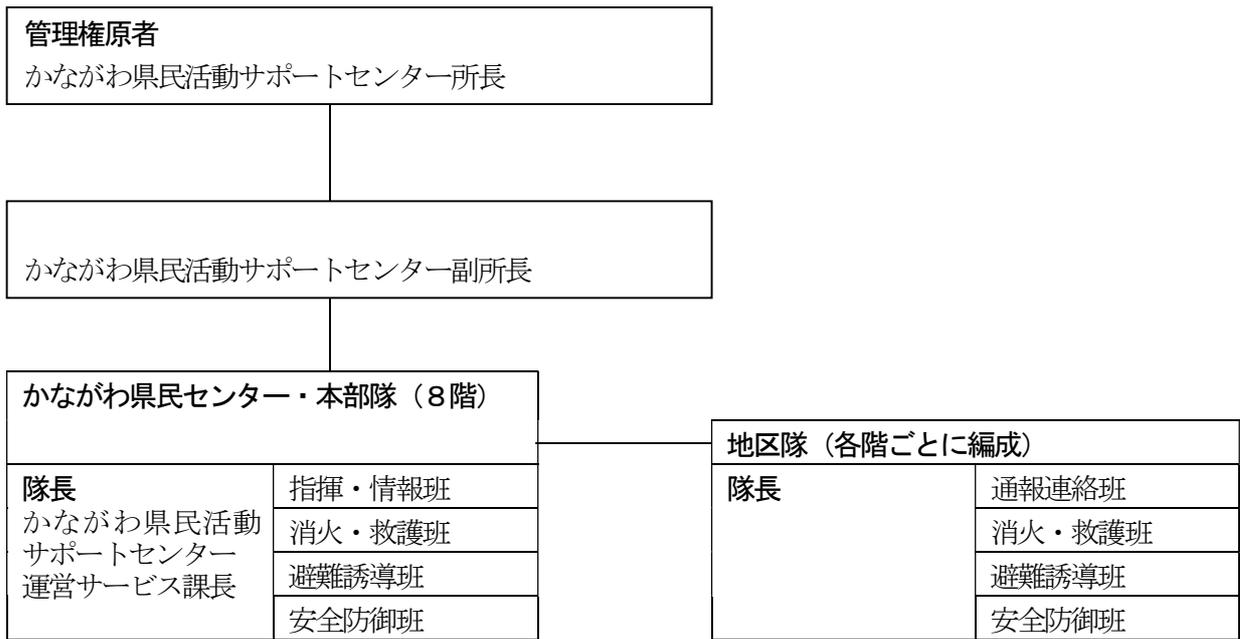
運営サービス課へ報告。119番通報、救護班へ連絡。

※ 自衛消防隊の組織は、P16 かながわ県民センター自衛消防隊編成図を参照。業務、配置等は別途、毎年度定められるかながわ県民活動サポートセンター配備編成計画による。

【勤務時間外、休日に発災した場合におけるかながわ県民活動サポートセンター職員の留意事項】

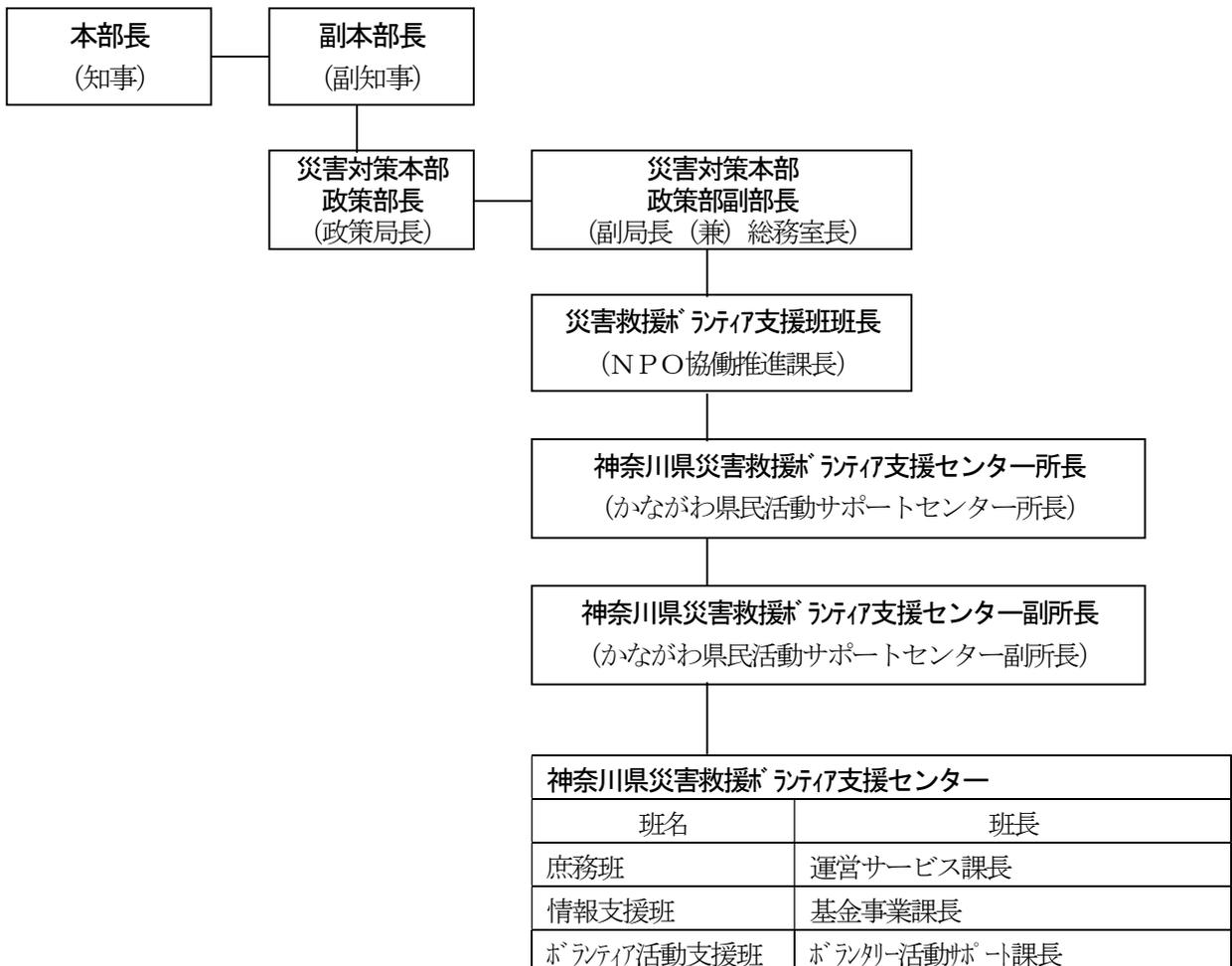
区分	行動内容
被災地外の職員	・ かながわ県民活動サポートセンターに緊急参集する。
被災地の職員	・ 連絡手段の確保に努め、被災状況等を県支援センターへ報告する。 ・ 交通機関などの状況を把握し、かながわ県民活動サポートセンターに参集する。 ・ 被災地の被災状況等を県支援センターに報告する。

かながわ県民センター自衛消防隊 編成図



※配置職員は別途、毎年度定められるかながわ県民活動サポートセンター配備編成計画による。

災害対策本部設置時のかながわ県民活動サポートセンターの位置付け



Ⅲ-2-1 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの立ち上げ

【担当】 全体	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

発災直後、神奈川県立かながわ県民センター消防計画に基づき行った、かながわ県民センター自衛消防隊活動の終了後、県支援センター開設・運営に移行することとする。

対応の概要

(1) かながわ県民センター自衛消防隊活動からの移行

かながわ県民センター自衛消防隊による以下の主な活動項目のメドが立ち次第、県支援センターの開設・運営に移行する。

【かながわ県民センター自衛消防隊の主な活動項目】
P15のとおり

(2) 県支援センター開設

かながわ県民センター11階 かながわ災害救援ボランティア活動支援室に運営事務局の開設。

(3) 担当スタッフの参集・配置、役割の確認

運営団体（かながわ県民活動サポートセンター、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県共同募金会、神奈川県災害ボランティアネットワーク）スタッフ参集（Ⅱ-3、4参照）

(4) 県NPO協働推進課(災害救援ボランティア支援班)へ県支援センターの開設・スタッフ配備状況報告

(5) 関係団体、専門ボランティア所管部局へ県支援センター立ち上げの連絡

（関係機関・団体連絡先一覧 P43～44 参照）

(6) 来館者向けに県支援センター開設の情報提供（館内放送、1階9階に掲示）

(7) かながわ県民活動サポートセンターホームページにて県支援センター立ち上げの情報発信

Ⅲ-2-2 神奈川県災害救援ボランティア支援センター 基本的日常業務フロー

県支援センターの基本的な1日の流れ

県支援センターの運営体制整備後の業務実施における1日の基本的なフローは次のとおりとする。1日の活動がほぼ終了した後に、運営関係機関等が一堂に会し、情報共有・課題対応協議のための会議の開催がポイントとなる。支援者側の認識統一がなされることにより、サポート対象の重複や地域ごとの支援の強弱の発生といった事態を防ぎ、効率的な被災地支援につながるが見込まれる。

時間	庶務班	情報支援班	ボランティア活動支援班
8:30	スタッフ集合		
8:40	各班リーダーミーティング		
8:50	担当ごとの打合せ・準備		
9:00	県支援センター運営業務の実施		
	【主要取組項目等】 情報共有 ← 情報共有 ← ①庁舎管理 (運営資機材整備) ②報道対応 ③他班支援	【主要取組項目等】 ①被災地情報の収集 ②市町村ボランティアセンター情報の 収集(先遣隊編成・派遣) ↓ ③ホームページによる情報発信 ④登録ボランティアへの情報配信	【主要取組項目等】 → 情報共有 → 情報共有 ①市町村運営スタッフ派遣調整 ②活動拠点確保・提供調整 ③資機材調達等各種支援調整 (企業等への支援要請・調整) ④ボランティア受入調整 (ボランティア参集先の調整) ⑤県外自治体等への支援要請 ⑥県募集ボランティア被災地派遣準備 (ボランティアバスの運行) ⑦県現地支援事務所開設調整
17:00	県支援センター運営会議 ・本日の実施事項、収集情報、課題等の報告・情報共有 ・(県現地事務所、県派遣ボランティア活動報告) ・翌日以降の対応・運営体制等の協議 【会議運営主体】 ・かながわ県民活動サポートセンター、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県災害ボランティアネットワーク、神奈川県共同募金会 【会議参集機関等】 ・日本赤十字社神奈川県支部など関係機関・団体に広く参加を呼び掛け、情報交換を行うとともに、連携強化を図るものとする。		
会議後	各担当により、必要に応じて業務継続		

※県支援センターと市町村災害ボランティアセンター等との相互連絡・依頼に用いるため、P42に神奈川県災害救援ボランティア支援センター連絡(依頼)票様式を添付しているので適宜、活用すること。

Ⅲ－２－３ 神奈川県災害対策本部と神奈川県災害救援ボランティア支援センターの関係

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）では、知事は、地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規程に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置すると規定している。

県災害対策本部の組織は、本部に統制部を置き、災害対策本部各部の緊急・応急対策の実施に関する指導・調整及び警察、自衛隊、市町村、関係機関等との連絡調整を行う。

県災害対策本部組織上において、県支援センターの設置・運営は、政策部災害救援ボランティア支援班の分担業務と位置付けられており、庁内の必要な連絡・調整を行う際には、災害救援ボランティア支援班の役割を担う政策局政策部NPO協働推進課を通じて行うこととする。

神奈川県災害対策本部組織及び分担業務抜粋

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
政策部	部長 政策局長 副部長 政策局副局长 兼総務室長 部付 政策部長	災害救援ボランティア支援班	NPO協働推進課長	災害救援ボランティア支援センター（かながわ県民活動サポートセンター内）の設置及び運営に関すること。
	(略)	(略)	(略)	(略)

(神奈川県災害対策本部要綱 別表第1より)

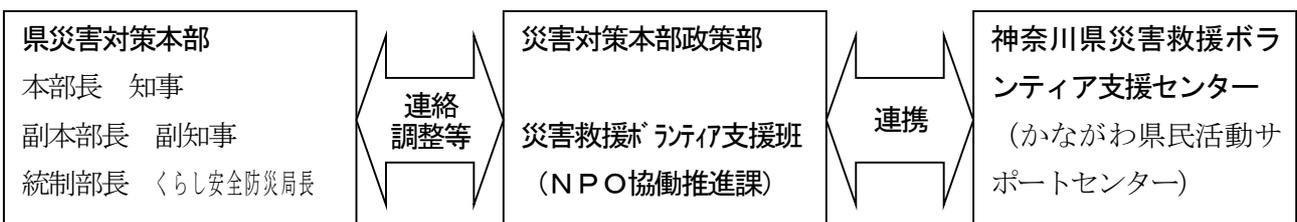
神奈川県災害対策本部災害救援ボランティア支援班の役割について

県支援センターの運営において、県災害対策本部や県庁内連絡・調整等に関する事項は、災害救援ボランティア支援班（県NPO協働推進課）を通じて行うこととするが、具体的に想定される内容は次のとおりである。

災害救援ボランティア支援班を通じて行う取組事項の例

- 県災害対策本部が持つ被災地その他関連情報の収集、県支援センターへの情報提供
- 市町村災害ボランティアセンター運営及びボランティア活動支援に関する支援要請
(活動拠点の確保、資機材等の確保、県現地ボランティア支援事務所設置場所に関する相談応対・支援)
- その他他都道府県災害対策本部災害救援ボランティア支援担当部署及び庁内関係調整等

【庁内関係図】



Ⅲ-3 【庶務】庶務・施設管理等

【担当】 庶務班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

発災直後のかながわ県民センター自衛消防隊活動に引き続き、神奈川県災害救援ボランティア支援センターを置くかながわ県民センターが施設として機能するよう、庁舎の運営管理に努めるほか、県支援センターの運営支援に関する業務を行う。

対応の概要

(1) かながわ県民センター庁舎管理

かながわ県民センター自衛消防隊活動に引き続き、以下のような業務を行い、庁舎管理に努める。

庁舎管理関係の主な業務

- 来館者、入庁機関・団体向けの情報提供
- 建物、各設備（自家発電・受変電・消防・給排水）の損傷箇所修復
- 県災害対策本部災害救援ボランティア支援班へ職員参集状況等の報告
- 防災行政通信網における情報収集・報告

(2) 県支援センター運営関係資機材整備

県支援センターの運営に必要な主要物品類は下記のとおりで、原則として平常時から準備しているものを活用するが、運営状況の推移を踏まえて、整備強化に努める。

県支援センター運営時に必要な物品類

- テーブル、いす、ホワイトボード、マーカー、電話、FAX、コピー機、パソコン（インターネット接続環境含む）、プリンタ、テレビ、ラジオ、地図、事務用品、ヘルメット、ファイリングキャビネット、ゴミ袋、傘立て
- ※ かながわ県民活動サポートセンター事務室の装備品も情報収集等に活用するので平常時と同等の整備環境となるよう努める。

(3) 報道対応

県支援センターの活動に対する報道機関の取材対応結果をとりまとめ、県NPO協働推進課（県災害対策本部災害救援ボランティア支援班）へ報告を行う。

Ⅲ-4-1 【情報支援】被災地情報の収集

【担当】 情報支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

被災状況等を把握するため、関係各方面から電話等の通信手段や相手方訪問による直接聞き取りを行う等により、必要な情報の収集を行う。

対応の概要

(1) 情報収集

情報収集先等は次のとおりで、手分けして行っていく。

※電話による情報収集が基本だが、相手方も混乱しており、電話対応が業務停滞を招く場合も考えられる。情報が集まる場所を見極め、そのような場所にピンポイントで情報収集活動を行ったり、必要に応じ一部スタッフを相手方に派遣し、直接、情報収集を行う等、相手方の状況を踏まえた対応を行うこと。

相手方	主担当	情報収集内容
市町村	県サポ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの開設状況 ・ボランティア支援活動の状況 ・ボランティア受入体制
市町村社会福祉協議会	県社協	<ul style="list-style-type: none"> 〔 ボランティア活動が可能な場所・不可能な場所 活動場所までの交通手段、活動場所に行く までの問題点 等を随時、確認する 〕
市町村災害ボランティア団体	KSVネット	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村災害ボランティア団体の活動状況
県災害対策本部	県サポ（県NPO協働推進課）	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害、物的被害、ライフライン、交通機関の被災状況
専門ボランティア関係 （国際課、地域福祉課、健康危機管理課、建築安全課）	県サポ	<ul style="list-style-type: none"> ・所管専門ボランティアの活動状況
テレビ、ラジオ等マスコミ情報	県サポ	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等による被害、復旧情報等

※県サポ：かながわ県民活動サポートセンター、県社協：県社会福祉協議会、KSVネット：神奈川災害ボランティアネットワークの略称とする。

(2) 収集情報の整理・分析

収集した情報を一覧にまとめ整理し、情報共有の上、分析を行う。

(3) 重要情報（対応すべき情報・広報すべき情報）の選別

(4) 県支援センター内情報伝達

県支援センター内で情報共有する。

Ⅲ-4-2 【情報支援】市町村ボランティアセンター設置・運営情報収集（ボランティアニーズの把握を含む）

【担当】 情報支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

県支援センターの主要役割のひとつである、市町村災害ボランティアセンターへの支援のため、被災の明らかな地域のほか、県内全市町村災害ボランティアセンターの設立や運営状況・支援要請など、必要な情報収集を行う。

また、市町村災害ボランティアセンター等を通じ、ボランティア募集情報の一元的な発信に向け、各地で寄せられているボランティアニーズの把握に努めることとする。

対応の概要

(1) 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営状況確認

市町村、市町村社会福祉協議会から収集した情報に基づき、各地の設置・運営状況を随時にまとめる。必要に応じて、各センターの支援要請を聴取する等、追加調査を行う。

【主要事例と対応】

主要聴取内容	想定支援内容
設置場所の不足	近隣市町村等との調整など、場所確保に向けた必要な支援の実施
運営人材の不足	県支援センターから運営要員派遣、運営ボランティア募集支援
物資の不足	必要な資機材の確保のため、企業・業界団体等への協力要請
運営資金の不足	県共同募金会等、財政的支援を行う団体への協力要請

※なお、中央共同募金会が主体で、企業や社会福祉協議会、災害救援に関わるNPO等が構成員となって設置されている災害ボランティア活動支援プロジェクト会議は、災害時に被災地支援活動を行うとともに、幅広く災害関連情報が集積されると想定される。

災害時においては、県支援センターと協働・連携する神奈川県共同募金会を通じ、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議と連絡体制を構築するものとする。

(2) 各市町村センターからボランティアニーズ情報の収集

各市町村センターが把握した被災者ニーズやすでに行っているボランティア活動状況を情報収集する。

(3) ニーズのとりまとめ・情報共有

収集した情報を一覧化し、県支援センター内で情報共有する。

(4) 市町村ボランティアセンター支援に向けた情報分析

随時、市町村ボランティアセンターの運営やボランティア募集支援に向けて情報分析し、対応検討につなげる。

Ⅲ-4-3 【情報支援】先遣隊の編成・派遣

【担当】 情報支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

被災状況の把握等を行うため、災害救援ボランティアコーディネーターにより構成された先遣隊の編成を行う。

収集した被災情報により先遣隊派遣の必要性の検討を行う。派遣決定した場合、派遣者・派遣先・派遣ルート・派遣目的を定めて、派遣決定する。

定めた先遣隊編成方針に基づき、具体的に先遣隊メンバーを決定・招集し、現地派遣・情報収集等を行うこととする。

対応の概要

(1) 派遣先

派遣先、ルートは、被災に関する情報を踏まえ対象箇所を決定し、当該市町村に伝達する。

(2) 編成

先遣隊は、被災地ごとに、原則として災害救援ボランティアコーディネーター2名で編成するものとし、必要がある場合、増員を行う。他機関・団体の先遣隊との連携・協力にも留意し、効率的な活動に努める。

(3) 目的

- ・被災地における被災状況確認
- ・市町村災害ボランティアセンターの設置・運営状況確認・必要な支援
- ・ボランティア受入体制の確認（ボランティア拠点・宿泊場所有無・交通手段等）

(4) 活動期間

原則として活動期間は1日とし、活動当日に帰着し、被災地の状況等の報告を行うものとする。

(5) 事前準備

先遣隊の編成においては、あらかじめ先遣隊の候補者を定め、発災時に迅速に編成できるよう、調整しておくとともに、次の資機材を利用できるよう保管・管理するものとする。

先遣隊派遣に準備すべき主な資機材

- ・リュックサック ・寝袋 ・雨具 ・長靴、安全靴 ・釘踏み抜き防止インソール
- ・軍手・作業用手袋(皮革等) ・携帯電話 ・ラジオ ・懐中電灯 ・スコップ ・救急医療品 ・カメラ

(6) 先遣隊構成員の招集

派遣者を決定し、県支援センターに招集する。

(7) 目的の説明・共有

活動目的や注意事項等を伝達する。

(8) 現地派遣

借上車両等、移動手段を確保した上で、計画ルートで目的地に赴く。

(9) 被災地情報の収集等

(10) 報告

Ⅲ-4-4 【情報支援】 ホームページによる情報発信

【担当】 情報支援班	フェ ーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

収集情報に基づき、神奈川県コンテンツマネジメントシステムにより、県支援センターの設置の周知や災害ボランティア情報の提供を行うためのホームページを作成し、かながわ県民活動サポートセンターのホームページにより公開する。

対応の概要

(1) 情報発信内容

主に情報収集された被災地の情報及び市町村災害ボランティアセンターから収集したボランティア募集情報を掲載対象とし、ボランティア募集情報は、各市町村の募集状況を一覧化して閲覧できるよう図るものとする。

(2) ホームページ作成・公開方法例

発災直後の情報発信に関する手順は次のとおり。

- ①神奈川県コンテンツマネジメントシステムにログインする。
- ②サブサイト「災害ボランティア情報」中のページ「災害ボランティア情報（支援センター立上げ時様式）」を抽出し、「修正」をクリックする。
- ③タイトル及び内容を適宜修正し、下方の「点検・申請」をクリックする。

<ホームページ例と基本修正箇所>



様式中の●で仮置きしてあるところをすべて差し替えるものとする。

差し替え前	差し替え後の例
201●年●月●日	2012年1月1日
●地震について	神奈川県地震について
第●報	第1報
201●年●月●日 (●曜日) ●時●分現在情報	2012年1月1日 (日曜日) 0時0分現在情報

- ④あわせて、当該ページをかながわ県民活動サポートセンターのトップページからリンク付けする。
- ⑤承認権者に申請した旨伝える。システム上の承認処理の実行後、ページが公開される。

Ⅲ-4-5 【情報支援】登録ボランティアへの情報配信

【担当】 情報支援班	フェ ーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			—————→	—————→

ボランティア希望者の円滑な活動実施を支援するため、県支援センターが、被災地での「災害救援ボランティア活動」を希望する県民に対して、災害救援ボランティア関連情報を電子メールシステムにより発信する。

対応の概要

(1) 県民からの申込み

配信希望者は、電子メールシステムにより情報配信先アドレスを県支援センターの所定アドレスに送信する。

(2) 配信者登録

県支援センターは、申込のあったメールアドレスを一括登録し、整理する。

(3) 情報発信

県支援センターは、ボランティア募集情報など、災害救援ボランティア関連情報を随時にとりまとめ、配信希望者へ情報発信する。

※収集した個人情報は、神奈川県が所管することとし、神奈川県個人情報保護条例に基づき取り扱う。

【配信情報の例】

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 災害救援ボランティア関連情報

〇〇〇〇年〇月〇〇日現在情報

被災地ボランティア活動等の情報

災害ボランティアセンターの設置が進み、ボランティアの受入体制が整備され、ボランティア募集を行う地域が増えてきています。

一方で、依然として、支援拠点が手狭なため、ボランティアの受け入れが十分できないところも残っています。被災地のインフラや交通も徐々に回復する中、より適切な場所に災害救援ボランティアセンターを移行するなどし、ボランティア受け入れのための環境整備が進められています。

なお、地域によっては、電気・水の供給が復旧していないところや、宿泊場所が十分にとれないところなどもあり、本格化なボランティア活動が困難な地域も見られます。

ボランティア募集を行っている災害ボランティアセンター等は次のとおりです。

ボランティア募集を行っている災害ボランティア支援センター等

- ・〇〇市災害ボランティア支援センター

[詳細はこちらから](#)

- ・〇〇町災害ボランティア支援センター

[詳細はこちらから](#)

Ⅲ-5-1 【ボランティア活動支援】市町村ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
				→

被災市町村では、ボランティアの活動拠点となる市町村災害ボランティアセンターを設置・運営することが求められるが、運営スタッフとなるべき人材が被災する等により、自らの地域のみでは十分な運営体制を組織できない場合も想定される。

そのような市町村からのボランティアセンター運営のための人材派遣要請に対し、対応するものとする。

対応の概要

(1) 派遣決定

被災地の状況、支援要請内容を踏まえて、派遣すべきチームの規模を決定する。派遣チームの宿泊場所・生活必要物資は確保しておくほか、P23 Ⅲ-4-3 「先遣隊の編成・派遣」(5)記載の「先遣隊派遣に準備すべき主な資機材」を参考に、現地から必要装備等を聞き取り、資機材を備えること。

(2) 派遣チーム体制

原則として、県、県社会福祉協議会、神奈川災害ボランティアネットワークの中から適当数のチームを組み、ローテーションにより派遣する。派遣においては、所属先の服務上の整理を行うこと。

なお、県支援センターの人員にも限りがあり、すべての派遣要請に応じることが困難な場合がある。そのような場合は、運営を担うスタッフを志すボランティアを募り、充てる対応を基本とする。

ボランティア募集においては、当該市町村災害ボランティアセンターからの募集広報とあわせ、県支援センターにおいても募集広報を行い、協力する。

市町村災害ボランティアセンター運営スタッフの確保のヒント

県支援センターに運営スタッフ派遣要請があった場合で、スタッフ派遣が困難なときの対応策には、構成団体の県社会福祉協議会及び神奈川災害ボランティアネットワークが有するネットワークを活用し、スタッフ派遣を呼びかける方法も考えられる。

(3) 派遣市町村での役割

- ① 派遣先の災害ボランティアセンター設置にかかる支援
- ② 派遣先の運営スタッフとして業務従事
- ③ 県支援センターとの連絡・調整

(4) その他

- ① 派遣を行う際は、スタッフの派遣計画を作成し、1回の派遣期間は概ね1週間を超えない範囲でローテーションすることとする。
- ② 派遣するスタッフには、派遣先の状況・派遣先での役割等を周知しておくものとする。

Ⅲ-5-2 【ボランティア活動支援】活動拠点の提供

【担当】 ボランティア活動支援班	フェ ーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
				→

大規模な災害が発生すると、災害救援ボランティア活動を行う意欲のある方・団体への活動支援が求められる。

具体的には、県地域防災計画に掲げる、活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供を図ることになるが、ここでは活動場所の提供を取り上げる。

方法は、広域的な活動を行う災害救援ボランティア支援団体の本部機能を主用途としたかながわ県民センター内施設の提供と、現地活動ボランティアへの拠点確保に向けた調整を想定する。

対応の概要

(1) かながわ県民センター内施設の提供

- ①広域的な被災地支援活動を行う災害救援ボランティア支援団体に必要な本部機能の拠点として、かながわ県民センター内のスペースを提供する。
- ②施設内の安全が確認され、受入体制が整い次第、利用希望団体を募集し、順次、提供していく。
- ③利用団体ごとの提供スペースの調整は、県災害救援ボランティア支援センターが行う。

(2) 現地で活動するボランティア団体への拠点（宿泊場所）の確保支援

- ①市町村災害ボランティアセンターから、現地で活動するボランティア団体への拠点（宿泊場所）の確保について支援要請があった場合、県支援センターが、関係機関・団体等と調整を図り、拠点となる場所のさらなる確保につながる支援を実施する。
- ②調整先は、県くらし安全防災局、県地域県政総合センター、近隣市町村、市町村社会福祉協議会、民間企業など幅広く対象とし、各々連絡を取り、土地・施設の提供などの協力を要請するものとする。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、被災地域の後方支援拠点となった岩手県遠野市では、遠野市総合福祉センターを始め、各地のコミュニティ消防センター、自治集会所、地区センター等が災害救援ボランティアの宿泊場所として提供されたことにより、数多くのボランティアの受入れが可能となった。

ボランティア自己責任の原則は尊重しつつも、このような受入成功事例を踏まえ、被災した市町村内のほか、被災市町村近辺で災害救援ボランティアの宿泊場所となりうる施設提供の協力要請に努めたい。

Ⅲ－５－３【ボランティア活動支援】資機材・資金調達支援

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			→	

大規模な災害発生時に、災害救援ボランティア活動支援に向けて、市町村災害ボランティアセンターやボランティア団体から資機材、資金等の確保に対する支援が求められ、対応に努める必要がある。

対応の概要

(1) 資機材の確保に向けた支援

① 想定する確保すべき資機材

対象には、市町村災害ボランティアセンターの運営に必要で市町村において確保できない物品類の他、ボランティア活動支援としては、ボランティア個人が用意するには限界があり、高度に専門的ではないものを中心とした物品類への対応が求められると想定される（例：下表）。

支援要請が考えられる主な物品類

【市町村災害救援ボランティアセンター運営支援】

- 県支援センター運営必要物品類に類似（Ⅱ－５参照）

【ボランティア活動支援】

- オートバイ、自転車、リヤカー、一輪車（手押車）、発電器、投光器
- 救急医療品、防塵マスク、ヘルメット、懐中電灯、手袋、カップ、タオル、カイロ、長靴、安全靴、釘踏み抜きインソール、清掃用具（ブラシ、ホース、バケツ等）、高圧洗浄機
- 工具（バール、金槌、釘抜き、ノコギリ、ドライバー等）、スコップ、土のう袋、テント、ブルーシート
- 寝袋、毛布、食料品、飲料水、ろうそく、簡易トイレ

② 調達の考え方

防災資機材として備蓄されている物品の活用の他、事前に資機材の提供を申し出ている企業・業界団体等（別途、調整。Ⅲ－５－４参照）に対し、支援要請を行い、資機材の提供を受けることが有力な手段となる。

(2) 資金調達確保に向けた支援

① 取組みの考え方

県としては、団体の活動に寄与する各種助成金情報の提供や、企業・支援団体への寄付呼びかけ等を行う。

市町村災害ボランティアセンターからの資金に関する支援要請については、情報を共同募金会、社会福祉協議会等、ボランティア活動助成制度を持つ団体と情報共有し、必要な支援を行うことができるよう、協力要請を行っていく。

② 主要資金確保先

- ・ 共同募金会「災害準備金」
- ・ 全国社会福祉協議会「福祉救援活動資金援助制度」

Ⅲ-5-4 【ボランティア活動支援】 各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
				→

災害救援ボランティア活動支援において、様々な分野のNPOや企業等に対して、持つ能力を生かした協力を受けることが活動支援につながるケースが見込まれる。

製造、小売、情報通信、運輸、医療福祉といった分野などの災害救援ボランティア活動に必要な資機材やノウハウ・ネットワークを有すると思われる多様なNPOや企業・業界団体などの支援は有効であり、必要に応じて支援要請していくものとする。これらは、事前に協力関係を構築した場合、より災害時に迅速で効果的な支援がなされることが考えられる。

対応の概要

支援要請を求める主な想定される相手方は次のとおり。これらは、平常時において、各分野の団体等に災害時における協力の要請を行っていき、協力関係構築できた団体等は、順次、名称・連絡先の明記を行っていくものとする。

分野	名称	期待する支援
建設・製造、 卸売・小売	資材等製造・販売 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋、側溝の廃材撤去・泥出し・搬出・清掃等のボランティア活動に必要な工具・物品の提供 施設・車両・自転車・仮設トイレ等災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材の提供
運輸	運送事業者 バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に関する資機材の搬送 先遣隊の派遣支援 ボランティアバスの運行への協力
情報通信	通信・情報サービス 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動拠点及び災害ボランティアセンター運営に必要なパソコン等情報通信基盤整備への協力・技術協力
医療・福祉、 教育・学習支援	医療・福祉関係 精神保健関係 子育て支援団体 青少年支援団体	<ul style="list-style-type: none"> 専門人材の派遣 ボランティア活動者メンタルサポート 育児支援 教育支援
その他全体	—	<ul style="list-style-type: none"> 企業社員や労働組合員が母体となったボランティアの派遣

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、企業等から自らの持つ特性を生かして、自社製品の提供や救援物資の輸送等のサービス・専門スキルの提供、専門人材の提供を行ったほか、自社員や労働組合員を母体としたまとまったボランティア派遣といった活動が見られた。

このような取組みは被災地支援活動に向けて大きな力になるとみられ、ボランティア活動支援の面からも平常時から協力体制構築を図りたい。

Ⅲ-5-5 【ボランティア活動支援】県内外ボランティア受入調整

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			→	

災害時に県内が被災すると、県内外から被災地での災害救援ボランティア活動を志願する方が多く現れることが予想される。

これらボランティアを、被災市町村毎の必要数を勘案して、バランスよく配分されるよう受入調整を行う。

対応の概要

(1) 各市町村災害ボランティアセンターのボランティア受入状況の確認

各市町村災害ボランティアセンターにおけるボランティアの必要数と参集状況を確認し、地域ごとのボランティア参集促進に向けた分析を行う。

(2) ボランティア受入調整に向けた広報等の実施

(1)の分析に基づき、ボランティア志願者がより必要とされる地域のボランティアセンターに赴くよう、適切な広報を行う。

【広報の例】

神奈川県内市町村別災害ボランティアセンター ボランティア活動状況 (年月日情報)

名称	活動状況	ホームページリンク
〇〇市 災害ボランティアセンター	募集人数を充足するボランティアの参集があり、十分な活動が来ています。	...
〇〇市 災害ボランティアセンター	募集人数に比較し、ボランティア参集者が少ない状況で、十分な活動には、さらなるボランティアの参集が必要です。	...
〇〇町 災害ボランティアセンター	募集人数に比較し、ボランティア参集者が少ない状況で、十分な活動には、さらなるボランティアの参集が必要です。	...

(3) 他都道府県への周知

(2)の情報を他都道府県に周知し、県外からのボランティアがより必要とされる地域での活動を行うよう促す。

※ 市町村災害ボランティアセンターから、専門ボランティアに特化した支援要請があった場合、該当分野の県所管部署を通じて当該ボランティア(団体)に情報提供・支援依頼といった取組みを行う。

Ⅲ-5-6 【ボランティア活動支援】 県外自治体等への支援要請

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
				→

被災規模が大きい災害ほど、復旧・復興に向けた取り組みを行うのに自県の力では対応が難しく、県外自治体等から支援を受けることが必要となる。

県外への支援調整は、広域的な連絡・調整を行う観点から、神奈川県災害救援ボランティア支援センターの重要な役割となる。

対応の概要

(1) 県外自治体等への支援要請事項とりまとめ

県内市町村から寄せられる支援要請等を踏まえ、県外自治体等へ支援要請すべき災害ボランティアに関する事項をまとめる作業を行う。

【想定される支援要請事項】

- ・被災市町村への災害ボランティアセンター等運営支援（スタッフ派遣等）
- ・災害ボランティアセンター等の運営やボランティア活動支援に関する資機材提供
- ・被災経験のある県外自治体等への対応ノウハウの提供

※その他、県外自治体等からの独自内容の支援の用意を打診されることが見込まれる。

(2) 対象自治体等への連絡・調整

(1)でまとめ、寄せられた支援の受入市町村の決定に向けた検討・調整を行う。

(3) 県外自治体等の支援受入れ

支援を受け入れるに当たって、人材派遣、資機材提供においては受入拠点や運搬手段の確保に関する調整が別途、必要になる場合もあり、さらなる受入市町村への支援受入れ実現へ向けて、各方面に支援要請を行い、環境整備に努める必要がある。

Ⅲ-5-7 【ボランティア活動支援】県募集ボランティアの被災地派遣

【担当】 ボランティア活動支援班	フェ ーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			—————→	

被災市町村の災害ボランティアセンターの設置・運営が進むと、被災地域でのボランティア受入が活発化する。しかし、交通事情などによりボランティアが被災地域に赴くのが困難である場合等には、ボランティアが被災地での支援活動を果たせるような取り組みを実施する必要がある。

その代表的な例としては、被災地へ向かうボランティアバスを仕立て、参加ボランティアを募集し派遣するボランティアバスの運行である。被災状況に応じて、このような市町村災害ボランティアセンターが求めるボランティア派遣の取り組みを進めていくこととする。

対応の概要

【ボランティアバス運行の主要実施フローの例】

(1) 代表者の決定など事務局の体制づくり

(必要な役割)

- ・総合企画
- ・バス会社との調整
- ・市町村災害ボランティアセンターとの受入調整
- ・資金・寄付金管理
- ・物資調達・管理
- ・ボランティアコーディネーターの確保
- ・ホームページの管理等情報発信
- ・問い合わせ対応

(2) 事務局運営支援ボランティアの募集

(1)記載の役割を担うボランティアをホームページ等により、募集する。

(3) 派遣先の決定

(4) 現地打合せ

バス受入先のボランティアセンターに事務局スタッフが赴き、現地スタッフと活動内容・スケジュールの調整及び活動場所の状況、安全性の確認を行う。

(5) バス運行計画の決定

(6) ボランティアバス参加者募集

主にホームページにより、事前研修実施日前を締切日として参加希望者を募集する。

(7) 事前研修の実施

ボランティアバス参加希望者を集め、現地活動場所確認者及び災害救援ボランティアコーディネーターにより、現地活動に備えたオリエンテーションを行う。

(8) ボランティアバスの運行・ボランティア派遣

Ⅲ-5-8 【ボランティア活動支援】県支援センター現地事務所の開設運営

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			—————→	—————→

災害の状況によっては、個々の市町村災害ボランティアセンターだけでは解決できない課題に対する支援や近隣センター間の調整、特に被害が甚大な地域への他地域からの支援等が必要になることも想定される。

このような状況に対応するため、必要な支援の強化・調整等を行うことを目的として、県支援センターと市町村ボランティアセンターの中間支援や地域ごとの相互支援を担う県の支援拠点を設けるべきと判断される場合、被災地域の後方支援拠点として、県支援センター現地事務所を設けるものである。

対応の概要

(1) 設置の時期

市町村災害ボランティアセンターからの要請、センター間調整及び地域間相互支援の必要性等から、県支援センター現地事務所を設けるべきと判断した場合にすみやかに設置することとする。

(2) 設置場所

かながわ県民活動サポートセンターが被災し設置できないときの代替場所選定（Ⅱ-2）と同様に、県の現地災害対策本部が設置される各地域県政総合センターの協力を得るなどして、被災の状況等に応じ、適切な場所に設置する。

(3) 運営体制

現地事務所の運営に当たっては、県支援センターの運営スタッフを派遣し、必要な支援に対応する体制を構築していくこととする。

すべての現地事務所運営スタッフを県支援センターから派遣することが困難な場合は、運営構成団体の県から県外の自治体へ、県社会福祉協議会から県外の社会福祉協議会へ、神奈川災害ボランティアネットワークから同様に他災害救援ボランティア支援団体あてに派遣を呼びかけ、現地事務所運営スタッフに充てることとする。

IV ケーススタディ

災害時に設置される県支援センターは、あらゆる事象への対応が求められる。

県支援センターの迅速・的確な運営には、臨機応変な対応が求められるが、あらかじめ想定される事象には備えておくことが有効である。

ここでは、県支援センターが標準的に対応するであろう時系列フローや、起こりうるケースへの対応のヒントをまとめていく。

1. 標準運営シミュレーション

県支援センターの標準的な運営シミュレーションは次のとおり。

これに沿い、適宜、センター設置・運営訓練を行うなどして実践的な備えを行うことが、災害時における適切な対応につながると思われる。

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 標準運営シミュレーション

時間	事象・対応	主担当
発災初日 ・ 2日目	○ 災害発生	
	○ かながわ県民センター自衛消防隊活動（Ⅲ－1参照）	
	○ 県災害対策本部設置	
	○ 県支援センター開設（Ⅲ－2－1）	<全班体制>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ県民センター11階 かながわ災害救援ボランティア活動支援室に事務局開設 ・ 運営スタッフの参集・配置 ・ 役割分担・伝達確認 ・ 室内環境整備 ・ 関係機関等へ開設連絡 ・ ホームページによる情報提供 	
	○ 被災地情報の収集（Ⅲ－4－1）	情報支援班
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、市町村社協等から被災状況にかかる情報収集 ・ 情報の整理・共有 	
	※ ボランティアを志願する県民等からの問い合わせ対応	情報支援班
※ 各市町村ボランティアセンターからの支援要請対応	ボラ活動支援班	
○ 市町村VC設置・運営情報収集（Ⅲ－4－2）	情報支援班	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、市町村社協等からボランティアセンター設置・運営、ボランティアニーズにかかる情報収集 ・ 情報の整理・共有 		
○ 先遣隊の編成・派遣（Ⅲ－4－3）	情報支援班	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣先・ルート決定 ・ 先遣隊員の参集・派遣 ・ 活動報告 		

※庶務班は継続して主に施設管理に従事する。事象には各班相互に協力して対応すること。

時間	事象・対応	主担当
発災初日 ・ 2 日目	○ ホームページによる情報発信（Ⅲ－４－４） ・ ホームページの作成・公開	情報支援班
3 日目 以降	○ 登録ボランティアへの情報配信（Ⅲ－４－５） ・ メール情報配信希望ボランティア募集 ・ メールによる登録ボランティアへの情報配信	情報支援班
	○ 市町村ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣（Ⅲ－５－１） ・ 派遣チーム体制決定 ・ 派遣計画の作成	ボランティア活動支援班
	○ ボランティア活動拠点の提供（Ⅲ－５－２） ・ かながわ県民センター内施設の提供 かながわ県民センター内スペース整備・提供準備・提供 ・ 市町村支援要請に対するボランティア宿泊拠点確保支援 関係団体との土地・施設提供に向けた協力要請	ボランティア活動支援班
	○ 資機材・資金調達支援（Ⅲ－５－３） ・ 確保すべき資機材の決定 ・ 協力関係にある企業・業界団体に資機材提供依頼 ・ 資金助成団体に支援要請、情報収集・提供	ボランティア活動支援班
	○ 各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請（Ⅲ－５－４） ・ 支援依頼する内容の決定 ・ 協力関係にあるNPO及び企業・業界団体に支援依頼	ボランティア活動支援班
	○ 県内外ボランティア受入調整（Ⅲ－５－５） ・ 各市町村ボランティアセンターのボランティア受入状況の確認・まとめ ・ ボランティア受入調整に向けた広報等の実施 ・ 他都道府県への周知	ボランティア活動支援班
	○ 県外自治体等への支援調整（Ⅲ－５－６） ・ 県外自治体等への支援要請事項とりまとめ ・ 対象自治体等への連絡・調整 ・ 県外自治体等の支援受入れ	ボランティア活動支援班
	○ 県募集ボランティアの被災地派遣（Ⅲ－５－７） ・ ボランティアバス運行に向けた事務局体制づくり ・ バス運行計画決定・ボランティア募集 ・ ボランティアバスの運行・ボランティア派遣	ボランティア活動支援班
	○ 県支援センター現地事務所の開設運営（Ⅲ－５－８） ・ 設置場所の決定 ・ 運営スタッフの派遣	ボランティア活動支援班

※庶務班は継続して主に施設管理に従事する。事象には各班相互に協力して対応すること。

2. その他災害時事象への対応

1. かながわ県民センターが被災し、県災害救援ボランティア支援センターの設置が困難な場合

県支援センターの本来の設置場所は、かながわ県民センター（かながわ県民活動サポートセンター）であるが、建物の損傷が激しく、当面、設置場所とすることが困難な場合、やむを得ず、代替場所に置くこととなる。

この場合、次のような対応が想定される。

【活動の流れ想定】

①設置場所の決定

- ・ 横浜地域が適地と判断されれば、神奈川県庁内の一部のスペースを確保し、代替場所として、県支援センターを設置する。
- ・ 神奈川県庁が機能しないような場合は、県の現地災害対策本部が設置される地域県政総合センターの協力を得るなどして、適当な代替場所を決定し、設置する。
- ・ 設置場所に運営スタッフを招集すると共に、決定した対応結果を次の関係機関等に連絡する。

区分	名称
関係機関	日本赤十字社神奈川県支部
県機関	NPO協働推進課（県災害対策本部災害救援ボランティア支援班）
	国際課（通訳・翻訳ボランティア）
	健康危機管理課（医療ボランティア）
	地域福祉課（福祉ボランティア）
	建築安全課（応急危険度判定士）
市町村関係機関	県内市町村災害ボランティアセンター設置所管部署

②拠点の整備

- ・ 必要な主要物品類は下記のとおり。現地施設管理者等に協力依頼し、行政情報ネットワークに接続され、ホームページによる情報発信ができる環境の利用を含めてパソコン等備付物品の緊急利用の承認を受けるなどし、順次、確保に努める。

テーブル、いす、ホワイトボード、マーカー、電話・FAX（電話回線使用含む）、コピー機、パソコン（インターネット接続環境含む）、プリンタ、テレビ、ラジオ、地図、事務用品、ヘルメット、ファイリングキャビネット、ゴミ袋、傘立て

③運営開始

- ・ 設置場所に運営スタッフを招集し、運営を開始する。

2 甚大な被害により早急な市町村災害ボランティアセンターの設置困難な場合

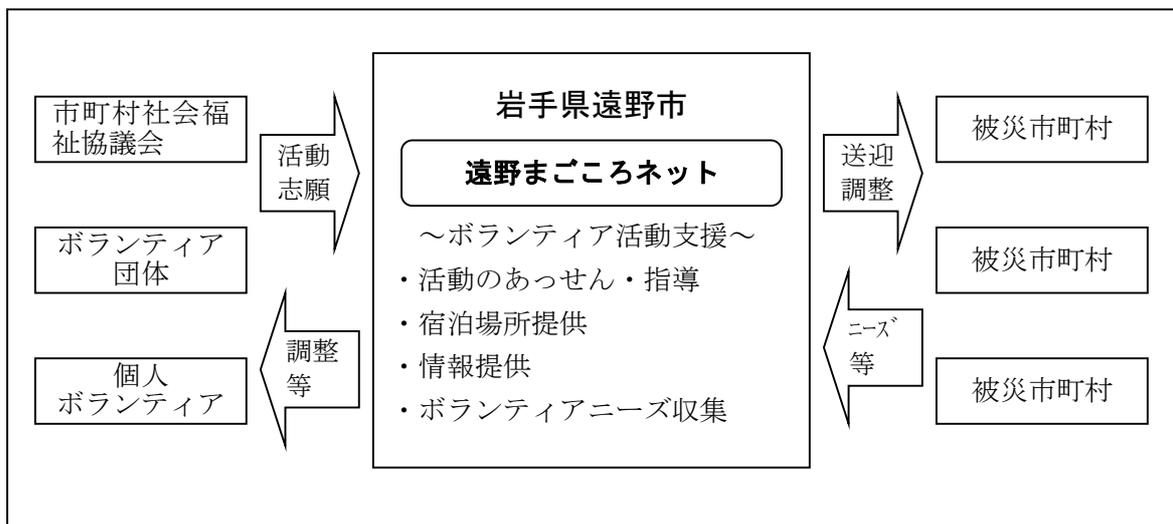
東日本大震災では、甚大な被害を被ったことにより、発災後、すみやかに災害ボランティアセンターを立ち上げることが出来なかった市町が見受けられた。

そこで、ボランティア活動が行われる被災市町以外の自治体にボランティア活動拠点が設けられ、災害救援ボランティア活動が繰り広げられる事例があった。

【具体的事例】岩手県遠野市

- 岩手県遠野市は、岩手県沿岸部まで約 40km の距離に位置し、道路網の整備状況が良好なことや、比較的地盤が安定している土地へ立地している等の理由から、沿岸部で地震・津波災害が発生した際の後方支援拠点構想を持っていた。
- 同市は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、岩手県沿岸の被災地（大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市等）への距離が近いという利点を生かし、自衛隊や消防隊などあらゆる活動の沿岸部へその後方支援拠点として機能した。
- ボランティア支援においても、岩手県沿岸部の被災者支援のため、遠野市民、遠野市社会福祉協議会、ボランティア団体を中心として、遠野市被災地支援ネットワーク「遠野まごころネット」（後に特定非営利活動法人化）が結成され、この団体が中心となって、県内外から集結したボランティアの受入れ、被災地への派遣を行い、ボランティア活動促進に大きな効果をもたらした。
- 神奈川県においても、この事例を参考とし、被災地域から比較的地理的条件の良い場所に後方支援拠点を確保し、各種団体の協力を得てボランティアの受入れ・派遣を行う体制を整えるといった取り組みの有効性を考慮すべきである。

【岩手県遠野市で展開された取り組みの概要図】



V 平常時に行う対策

災害時の応急活動を迅速かつ的確に行うためには、平常時から事前対策を十分に行うことが有効である。

Iにおいて、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）における災害時応急活動事前対策を掲載したが、ここでは、災害時応急活動に備えるため、平常時に行うべき対策を具体的にまとめた。

1. 災害救援ボランティア受入体制の整備

1 先遣隊派遣体制の整備

大規模災害の場合、被災市町村におけるマンパワーの不足により、災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑に進まず、被災地情報の発信やボランティア受入体制の整備が十分ではなく、支援が必要な場合も考えられる。

そこで、被災地の状況把握と災害ボランティアセンターの設置・運営支援等の役割を担う先遣隊の編成・派遣を想定した体制整備を行っていく。

【取組内容】

- 被災地における災害ボランティアセンターの運営に関与した経験を持つ方や専門研修修了者などの災害救援ボランティアコーディネーターから先遣隊を担う用意のある方を募り、順次、先遣隊の一員となる方を確保し、先遣隊体制整備を図る取組みを進めていく。
- 派遣主体は、県支援センターを想定。災害時の先遣隊の編成・派遣方針は、「Ⅲ－4－3【情報支援】先遣隊の編成・派遣」のとおり。

2 災害時ボランティア活動拠点の整備

災害時に行う災害救援ボランティア活動支援の一環として行う、活動拠点の提供に向けた環境整備を図る。

【取組内容】

- 県としての災害時ボランティア活動拠点は、災害救援ボランティア支援センターが設置される「かながわ県民活動サポートセンター（かながわ県民センター）」を想定している。
- 災害時には、かながわ県民センター11階のかながわ災害救援ボランティア活動支援室に県支援センターの事務局機能を設けるほか、同9、10階のボランティアサロンを、広域的な活動を行う災害救援ボランティア支援団体の本部機能設置のためのスペースとして提供することとし、災害時に必要になると想定される資機材の整備を行うこととする。

- かながわ県民センターが被災し、県支援センターの設置が困難な場合、代替施設を確保しなければならないことが想定される。

このような代替施設確保に向けて、安全防災担当部局と十分調整を図り、場所の選定を進めていく。

3 災害時ボランティア活動の資機材確保

ボランティア活動促進に向けた資機材に関する便宜供与を行うため、災害時に必要となることが想定される物品を扱っている企業・業界団体等へ提供に向けた協力依頼、備蓄品活用に向けた環境整備を行っていく。

【取組内容】

- 企業・業界団体等への提供に係る協定締結に向けた協力呼びかけの促進や、状況に応じて通常の防災資機材備蓄品をボランティア用に転用するしくみの検討・調整を進めていく。

2. ネットワークづくりの促進

1 災害救援ボランティア活動促進への側面支援

災害救援ボランティアに関するネットワークづくりを始めとした災害時・平常時の災害救援ボランティア活動支援の充実強化に取り組む。

【取組内容】

- 災害時に、県支援センターの事務局機能を設ける予定であるかながわ県民センター11階のかながわ災害救援ボランティア活動対策室を、平常時においては、災害救援ボランティア活動支援拠点として機能させることとし、必要な物品を備え、県支援センター設置準備活動のほか、災害救援ボランティア関係団体相互の情報交換、ネットワークづくりに資する取り組みを行う。

2 災害救援ボランティア情報収集・発信のしくみの構築

災害時に、災害救援ボランティアが効果的に活動するため、ボランティア活動希望者等が必要な情報を迅速・的確に情報収集できるような情報発信を図る取り組みを進めていく。

【取組内容】

- 関係機関と連携し、それぞれの機関が収集したボランティアに関するニーズ情報を一元化し共有が出来るよう情報提供する場の提供と、ソーシャルネットワークサービス等を活用し、インターネットを通じて情報発信・共有を図るしくみの構築を図っていくこととする。

3 多様な分野のボランティア・NPO等との連携強化

災害救援ボランティア活動支援において、様々な分野のボランティア・NPOが持つ能力を生かし、効果的な活動実施に向けた連携関係の構築・強化に努めていく。

【取組内容】

- 復興復旧ボランティア活動に有効な活動が見込まれる多様な分野のボランティア・NPOについて、災害時にさらなる効果的な活動が行われるよう、平常時から協力関係の構築に努め、連携した活動に向けた認識共有を図っていく。

4 企業・業界団体等との災害時における協力関係構築

企業等から自社製品の提供やサービス・専門スキルの提供、専門人材の提供等を受けることは、ボランティア活動支援に向けて大きな力となる。このような企業・業界団体からの支援が災害時に迅速・効果的に行われるよう、協力・連携関係構築を図っていく。

【取組内容】

- 製造、小売、運輸、情報通信、医療・福祉といった分野などの災害救援ボランティア活動に必要な資機材やノウハウを有すると思われる企業・業界団体等に対し、事前協定締結等の協力関係構築を順次、打診していく。

3. 人材の育成と活用

1 災害救援ボランティアコーディネーターの育成促進

災害時の救援活動にスキルを持つ災害救援ボランティアコーディネーターは、災害時における災害救援ボランティアセンターでのボランティアの需給調整を行う役割を果たすなどボランティア活動促進に大きな力となる。

このような災害救援ボランティアコーディネーターの育成を図る取り組みを行う。

【取組内容】

- 災害救援ボランティアコーディネーターの養成を図る講座をかながわコミュニティカレッジ講座等において災害救援ボランティア支援団体と協働で実施するほか、災害救援ボランティアコーディネーターの養成に向けた取り組みへの支援を行う。

2 災害救援ボランティアコーディネーターの活動促進

災害救援ボランティアコーディネーター養成講座の受講生が、地域において災害ボランティア活動に携わるといった、災害ボランティア活動促進につながる取り組みを進めていく。

【取組内容】

- 災害救援ボランティアコーディネーター養成講座の受講生に対し、災害救援ボランティア支援団体とともに、各地域の災害ボランティアネットワークの活動の紹介や地域ネットワークを立ち上げる際に助言を行うといった協力を行い、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるよう努めていく。

4. マニュアルの作成等

1 災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアルの検証・見直し

災害時により適切なボランティア活動支援を行うことが出来るよう、より洗練された災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアルとなるよう、検証・見直しに努める。

【取組内容】

- 災害救援ボランティア支援センターの設置・運営訓練といった防災訓練においては、具体的なあらゆる事象への対応を通じて、課題が抽出されるといった効果が見込まれる。このようなマニュアルの内容を検討する機会を捉え、随時検証・見直しを行っていく。

地震災害へ備える ～減災に努めましょう～

神奈川県では大規模地震発生の切迫性が指摘されている。災害の発生を防ぐことは出来ないが、地震災害による人的被害等を軽減するには、できる限りの備えを行っておくことが有効である。

内閣府（防災担当）で災害被害の軽減を図るための情報提供を行う等、災害対策に取り組む機関・団体において、「減災」に向けたチェックポイントが多く紹介されている。特に人的被害が軽減されると、災害救援ボランティア人材の拡充及び要支援対象の減少につながることから、ボランティア活動支援の実施においても「減災」の取組みを促進したいものである。

神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運営に携わる皆様においては、これを理解し、平常時から周囲の方々に周知する等の心掛けが望まれる。

神奈川県災害救援ボランティア支援センター連絡（依頼）票

御中

送付日時	年 月 日 () 時 分			
送付方法	直渡 ・ 郵便 ・ FAX ・ E-mail ・ その他 ()			
送付者	所属			
	役職			
	氏名			
所在地				
連絡先	電話		ファックス	
	E-mail			
タイトル				
連絡（依頼）内容				
備考				

收受日時 年 月 日 時 分 收受者所属 氏名 :

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 関係機関・団体 連絡先一覧

名称	担当部署等	電話番号
神奈川県社会福祉協議会	総務企画部企画調整・情報提供担当	045-311-1423
	地域福祉推進部地域福祉推進担当	045-312-4815
神奈川県共同募金会	—	045-312-6339
神奈川災害ボランティアネットワーク	—	045-473-1031 (神奈川県生活協同組合連合会内)
日本赤十字社神奈川県支部	救護課	045-681-2123
横浜市	市民局市民協働推進部市民活動支援課	045-227-7965
川崎市	総務企画局危機管理室	044-200-0337
	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課	044-200-2349
	健康福祉局地域福祉部地域福祉課	044-200-2626
相模原市	健康福祉局福祉部地域福祉課	042-769-9222
横須賀市	福祉部健康保険課	046-822-8283
平塚市	防災危機管理部災害対策課	0463-21-9734
	監査委員事務局	0463-23-1111
鎌倉市	防災安全部総合防災課	0467-23-3000
藤沢市	福祉健康部保険年金課	0466-50-3575
小田原市	防災部防災対策課	0465-33-1855
茅ヶ崎市	監査事務局	0467-82-1111
逗子市	福祉部社会福祉課	046-873-1111
三浦市	総務部防災課	046-882-1111
秦野市	市民部市民活動支援課	0463-82-5111
厚木市	市長室危機管理課	046-225-2190
大和市	市民経済部市民活動課	046-260-5103
伊勢原市	企画部危機管理課	0463-94-4711
海老名市	市長室危機管理課	046-235-4790
座間市	市長室危機管理課	046-252-7395
南足柄市	総務防災部防災安全課	0465-73-8055
綾瀬市	市長室危機管理課	0467-70-5641
葉山町	総務部防災安全課	046-876-1111
寒川町	総務部総務課	0467-74-1111
大磯町	町民福祉部福祉課	0463-61-4100
二宮町	政策総務部防災安全課	0463-71-3311
中井町	福祉課	0465-81-5548

名称	担当部署等	電話番号
大井町	総務安全課	0465-85-5002
松田町	福祉課	0465-83-1226
山北町	福祉課	0465-75-3644
開成町	保健福祉部福祉課	0465-84-0316
箱根町	福祉部福祉課	0460-85-7790
真鶴町	総務課	0465-68-1131
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111
愛川町	民生部福祉支援課	046-285-6928
清川村	保健福祉課	046-288-3861
神奈川県災害対策本部 (政策部災害救援ボランティア支援班)	県政策局政策部 NPO協働推進課	045-210-3703
県国際文化観光局国際課	専門ボランティア (通訳・翻訳)	045-210-3748
県福祉子どもみらい局福祉部 地域福祉課	専門ボランティア (福祉)	045-210-4750
県健康医療局保健医療部健康 危機管理課	専門ボランティア (医療)	045-210-4634
県県土整備局建築住宅部 建築安全課	専門ボランティア (応急危険度判定士)	045-210-6257
横須賀三浦地域県政総合センター	県民・防災課	046-823-0210
県央地域県政総合センター	県民・防災課	046-224-1111
湘南地域県政総合センター	県民・防災課	0463-22-2711
県西地域県政総合センター	防災課	0465-32-8902

※市町村は、市町村災害ボランティアセンター設置前の段階を想定し、情報交換対象の関連部署として「かながわ災害救援ボランティア支援自治体ネットワーク」の連絡窓口部署を記載。

神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運営等に関する協定書

かながわ県民活動サポートセンター所長（以下「サポートセンター」という。）、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長（以下「県社協」という。）、社会福祉法人神奈川県共同募金会会長（以下「県共募」という。）及び特定非営利活動法人神奈川県災害ボランティアネットワーク理事長（以下「KSVネット」という。）は、災害時における神奈川県災害救援ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）の運営等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県災害対策本部設置時に、災害救援ボランティア活動支援のため、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に基づき設置する支援センターの運営及びその協力体制等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第2条 支援センターは、かながわ県民活動サポートセンターに設置することとし、その運営事務局はかながわ県民センター11階に置く。ただし、災害等の状況により設置しがたい場合は、別途定める候補地から最適な場所を選定して設置することとする。

（運営）

第3条 支援センターは、次の団体が協働により運営を行う。

- (1) かながわ県民活動サポートセンター
- (2) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
- (3) 社会福祉法人神奈川県共同募金会
- (4) 特定非営利活動法人神奈川県災害ボランティアネットワーク

（設置時の報告）

第4条 サポートセンターは、支援センターを設置したときは直ちに、県社協、県共募及びKSVネットに報告し、協働により運営することを確認する。

（業務内容）

第5条 サポートセンター、県社協、県共募及びKSVネットは、この協定に従い、次の業務を協働で実施する。

なお、具体的な業務内容及び役割等は、別紙のとおりとする。

- (1) 災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信に関すること。
- (2) 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援及び各種連絡・調整に関すること。
- (3) 災害救援ボランティア活動への支援に関すること。

（責任者と意思決定）

第6条 支援センターの運営責任者は、支援センター長となるかながわ県民活動サポートセンター所長とする。

- 2 支援センターの運営に係る重要案件については、協働4者の合議により決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、運営責任者が決定し、3者に報告する。

（運営経費等）

第7条 支援センターの設置・運営に伴い必要となる経費の確保や支出方法については、あらかじめサポートセンター、県社協、県共募及びKSVネットの4者で協議して定めておくものとする。なお、想定外の支出が生じた又は生じるおそれがある時は、その都度4者で協議して定めるものとする。

(平常時における取組み)

第8条 サポートセンター、県社協、県共募及びK S Vネットは、支援センターの円滑な運営のため、平常時から随時、次の取組みを行うものとする。

- (1) 連絡会議の開催
- (2) 支援センター設置・運営に関する合同訓練の実施
- (3) 県支援センター運営協力及び先遣隊の役割を担う人材の育成
- (4) 県支援センターの運営及び設置準備に必要な資機材の整備
- (5) 県支援センター設置準備に関する活動への支援
- (6) その他神奈川県地域防災計画に掲げる災害救援ボランティアの支援活動の実施

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義の生じたときは、サポートセンター、県社協、県共募及びK S Vネットの4者協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までにサポートセンター、県社協、県共募及びK S Vネットのいずれからでも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、サポートセンター、県社協、県共募及びK S Vネット4者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月18日

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター所長 松田 宏一

神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長 篠原 正治

神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人神奈川県共同募金会会長 牧内 良平

神奈川県横浜市港北区新横浜2-6-23 金子第2ビル3階
神奈川県生活協同組合連合会内
特定非営利活動法人神奈川県災害ボランティアネットワーク
理事長 植山 利昭

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 業務内容等について

支援センターの具体的な業務内容と実施体制は次のとおりとする。

【業務内容等】

業務内容
1. 災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信に関すること (1) 被災地情報の収集 (2) 市町村災害ボランティアセンター設置・運営情報収集 (3) 先遣隊の編成・派遣 (4) ホームページによる情報発信 (5) 登録ボランティアへの情報配信 (6) その他
2. 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援及び各種連絡・調整に関すること (1) 市町村災害ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣 (2) 資機材・資金調達支援 (3) 県外自治体等への支援要請 (4) 県現地支援事務所の開設運営 (5) その他
3. 災害救援ボランティア活動への支援に関すること (1) ボランティア活動拠点の提供 (2) 各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請 (3) 県内外ボランティア受入調整 (4) 県募集ボランティアの被災地派遣 (5) その他

支援センターの運営を担うスタッフは、運営団体（かながわ県民活動サポートセンター、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会、社会福祉法人神奈川県共同募金会、特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク）の職員及び各団体を通じた協力者にて構成するが、各々の運営への役割・関与の考え方は以下のとおりとする。

【実施体制】

名称	運営上の役割
・ かながわ県民活動サポートセンター	設置・運営主体
・ 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	団体が持つ特性を生かし、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援、県内市町村社会福祉協議会、全国社会福祉協議会等県外社会福祉協議会との連絡調整等、業務遂行に必要な支援を行う。
・ 社会福祉法人神奈川県共同募金会	団体が持つ特性を生かし、災害ボランティアセンターの財政的支援及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議との連絡調整等に関する協力を行う。
・ 特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク	団体が持つ特性を生かし、災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信、県内外の災害救援ボランティア団体との連絡調整等、業務遂行に必要な支援を行う。

災害時等における応急対策及び災害ボランティア関連物資等の供給に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等において、応急対策及び災害ボランティア活動支援に必要な物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める

輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金の負担者は、甲とする。ただし、甲乙が協議の上、合意した場合は第三者を負担者とすることができる。

- 2 前項に規定する費用は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、前条に規定された負担者が支払うものとし、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第10条 甲及び乙は、業務の実施中に、自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 30年 12月 21日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長 疋田 直太郎



災害時等において調達可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、リヤカー、手押運搬車、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、拡声器
日用品等	毛布、寝袋、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ティッシュ、ウェットティッシュ、マスク、石鹼、消毒液、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、事務用品
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機
電気用品等	投光器、発電機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ



災害時等における応急対策及び災害ボランティア関連物資等の供給に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社LIXILビバ（以下「乙」という。）は、災害時等において、応急対策及び災害ボランティア活動支援に必要な物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
（1）別表に掲げる物資
（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、原則として、乙が指定するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金の負担者は、甲あるいは甲と乙が協議の上、決定した者とする。

2 前項に規定する費用は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、前条に規定された負担者が支払うものとし、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

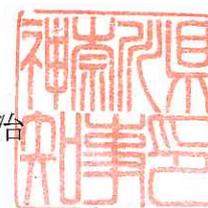
(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐 治



乙 埼玉県上尾市上298番地1
株式会社LIXIL ビバ
代表取締役社長 豆成 勝 博



災害時等において調達可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、リヤカー、手押運搬車、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、拡声器
日用品等	毛布、寝袋、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ティッシュ、ウェットティッシュ、マスク、石鹼、消毒液、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、事務用品
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機
電気用品等	投光器、発電機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時相互協力協定

神奈川県（以下「甲」という。）、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会（以下「丙」という。）は、神奈川県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、効果的な災害救援ボランティア活動支援を行うため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、丙に対して神奈川県災害救援ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）及び市町村災害ボランティアセンターの情報を提供するとともに、必要な要請を行うものとする。丙は、その組織及び機能等を最大限に活用し、次に掲げる協力を行う。

- (1) 被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供
- (2) 災害救援ボランティア活動支援用物資等の調達及び仕分け輸送の協力
- (3) 県支援センター及び市町村災害ボランティアセンターの運営への人的支援

（平常時の協力）

第3条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携・協力し、以下の活動を行う。

- (1) 県支援センターの設置・運営に関する情報等の共有
- (2) 県支援センターの運営に関する協力など災害時における連携体制の確立
- (3) 県支援センターの設置・運営訓練等の実施
- (4) その他、甲、乙及び丙が必要と認めた活動

（連絡会議の運営）

第4条 甲、乙及び丙は、相互の連携・協力のため、以下の方法で連絡会議を開催する。

- (1) 年1回以上の開催
- (2) 甲、乙及び丙が定める担当者の出席
- (3) 甲、乙及び丙の合意による関係者の出席

（体制の引継ぎ）

第5条 甲、乙又は丙いずれかの担当者又は災害活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了の日の3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、これを決定するものとする。

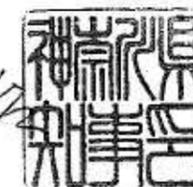
本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年9月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事

黒岩祐治



乙 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

会長 篠原正邦



丙 神奈川県横須賀市平成町2-14-4

公益社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会

会長 武藤修徳



地震災害の防災知識の普及事項

県及び市町村は、地震災害の防災知識の普及について、次のような事項を主に行います。

1 地震災害全般に関する事項

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 現行の地震防災体制
- (3) 地震災害事例
- (4) 本県における被害想定
- (5) 平常時の心得
- (6) 地震発生時の心得

2 地震の事前対策等に関する事項

- (1) 地震発生 of 根拠等
- (2) 地震に関連する情報（観測・注意・予知）の内容と主な防災対策
- (3) 「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」発令時の心得
- (4) 県、市町村等の警戒宣言発令時対策等の内容

3 県民の防災活動に関する事項

- (1) 平常時
 - ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
 - イ 建物の補強、家具の固定をする。
 - ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
 - エ 飲料水や消火器の準備をする。
 - オ 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
 - カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
 - キ 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (2) 地震発生時
 - ア まず我が身の安全を図る。
 - イ すばやく火の始末をする。
 - ウ 火が出たらまず消火する。
 - エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
 - オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
 - カ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
 - キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
 - ク みんなが協力しあって、応急援護を行う。
 - ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震をおそれない。
 - コ 秩序を守り、衛生に注意する。

災害救助に係る神奈川県資源配分計画

1 策定の目的

複数の市町村に災害救助法が適用されることが想定される大規模災害時に、県の広域調整の下で、公平で迅速な救助が行えるよう、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などを定める。

2 策定の理由

これまで大規模災害時には、災害救助法を適用し、県が実施主体となり、市町村への事務委任を通じて救助を実施する体制であったが、平成30年6月に、同法が改正され、国の指定により、政令指定都市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

そこで、救助の主体が複数になることも想定される中で、大規模災害時に県域全体として、公平な救助を迅速に実施するため、災害対策基本法及び改正災害救助法に基づく県の広域調整権の下で、市町村の被災状況に応じて、円滑かつ適切に資源配分を行う必要がある。

3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者へ公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく県の広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

(対象となる資源の例)

- ・被災者に提供する水、食料、生活必需物資などの救援物資
- ・救援物資等の輸送手段や物資拠点
- ・応急仮設住宅（建設型、借上型）
- ・医療資源（保健医療活動チーム、医療機関、医薬品等）
- ・国がプッシュ型で提供する資源、県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会、九都県市など、広域的な枠組みを活用して調達する資源
- ・その他、指定（地方）公共機関など、広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源

(対象外となる資源の例)

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域商店会等から調達する物資などの地域密着型の物資
- ・市町村独自の自治体間協定・カウンターパートによる支援物資等

4 適用する事態

複数の市町村で災害救助法が適用される広域的な災害とする。なお、救助実施市のみが同法の適用となる局所災害においては、計画は適用せず、救助実施市は、自ら資源を確保し、県は、被災市の資源の確保が迅速で適切にできるよう、支援することとする。

5 資源配分の目安

県が平成 25・26 年度に実施した地震被害想定に基づく、資源配分の目安は、「別表」のとおりとする。

これを基に、県、救助実施市は必要な事前の準備を行い、資源配分計画が適用される災害にあっては、次項に基づき、被災の状況に応じて、資源供給計画を策定し、資源の供給を行うこととする。

また、大規模水害など、地震以外の災害においては、目安の設定は行わず、被災状況に応じて、次項の手順に準じて資源の配分を行うこととする。

なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部（県統制部）と連携して資源配分・供給を行うものとする。

6 資源供給計画の策定

物資の配分については、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援（災害対策基本法第 86 条の 16 第 2 項）」及び市町村の要請を受けて県が調達・供給するプル型支援（同法第 86 条の 16 第 1 項）に分けて、手順を整理する。

（1）プッシュ型支援

国の首都直下地震等の応急対策計画では、国は発災後 3 日目までに県が設置する物資拠点（広域物資拠点）に輸送し、4 日目以降、順次、県が、市町村が設置する物資拠点（地域内輸送拠点）に輸送することとなっている。国のプッシュ型支援における資源の供給計画の策定手順は次のとおりとする。なお、県がプッシュ型支援を行う場合にも、同様とする。

ア 資源配分の目安の確認

県統制部において、震度情報などから、類似の地震を推定し、「別表」に基づく資源配分割合の目安を確認し、資源供給の準備を行う。

イ 資源供給計画の策定

市町村等からの被害報告、県の現地災害対策本部などからの情報を基に、概括的な被害情報を整理し、推定される避難者数などを基に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模、時期など、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。

なお、発災後 3 日目までは家庭及び市町村等の備蓄で物資が賄われることを前提とするが、3 日目までに物資が不足する市町村から要請があった場合には、県が次項のプル型物資の手順による緊急調達を行う。

(2) プル型支援

市町村からの物資等の要請を受け、県は、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関などに対して応援要請を行い、市町村に供給する。その際の資源供給計画の策定手順は次のとおり。

ア 市町村の支援ニーズの把握

県統制部が、県の災害情報管理システムや現地災害対策本部などからの情報を基に、市町村の物資のニーズを把握、整理する。

イ 資源供給計画の策定

県統制部が、物資等供給事業者や全国知事会などの応援による供給可能量、輸送時期を把握し、市町村のニーズに応じた資源供給計画を策定する。

なお、広域調達した物資は、県の広域物資拠点で受け入れ、市町村が指定する地域内輸送拠点等に輸送する。

7 資源供給計画の策定の体制

県統制部・被災者救援班に、救助実施市、物資等輸送関係団体のLO（情報連絡員）等による資源配分連絡調整チーム（仮称）を設置し、資源配分の日安の確認、資源供給計画の策定、物資の集配拠点の指定、輸送手段の確保などの調整を行う。

救助実施市は、発災後、速やかに、資源配分の判断ができる立場の職員及び救助実施市の災害対策本部との連絡調整ができる職員を、県統制部に派遣する。

なお、医療や応急仮設住宅など、個別の計画に基づく資源配分は、県災害対策本部の所管部が、必要に応じ、救助実施市、関係事業者等と連携して調整を行うが、県統制部に設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）で調整が必要になった場合は、第10項の連絡会議（仮称）の構成員を招集し、適宜、調整を行うことができることとする。

8 特別基準の協議

県統制部及び救助実施市は、国と特別基準を協議する場合は、公平な救助を実施するため、できるだけ事前に情報を共有する。また、国との協議結果についても同様に共有する。

なお、個別の計画に基づく配分を行う資源に係る特別基準を協議する場合についても、県災害対策本部の各部は、救助実施市の担当部署との間で情報を共有し、その情報については、県統制部とも共有するものとする。

9 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用（県にあっては、事務委任に基づき委任を受けた市町村が繰替支弁をした費用を含む）について、それぞれ、求償に応じる。

その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないように、留意するものとする。

10 平時における取組

(1) 災害救助に係る連絡会議（仮称）の設置運営

県は、常設の災害救助に係る連絡会議（仮称）を設置し、これを毎年1回以上開催し、資源配分計画の検証、連携体制の確認を行う。

なお、会議は、次の者によって構成するものとし、詳細は別途要綱等により定める。

- ・ 県、救助実施市、市長会、町村会
- ・ 内閣府、国の地方機関
- ・ 物資等輸送関係団体
- ・ 建設・不動産関係団体
- ・ 医療関係団体
- ・ 指定（地方）公共機関（大手輸送事業者、物資供給事業者）
- ・ 協定事業者
- ・ その他 災害救助法に基づく委託団体（日本赤十字社神奈川県支部）

(2) 連絡窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、連絡会議（仮称）の構成機関は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ、関係機関で共有する。

(3) 訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保など、県が設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）の設置、運営訓練を定期的実施する。

(4) 協定等の充実

県は、県域全体を対象とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保するため、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。

また、物資の円滑な供給を確保するため、物資拠点のリスト化を進める。

救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実に努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

11 救助実施市以外の市町村の支援

(1) 平時

県は、本計画に基づき、公平な救助の実施が行えるよう、災害救助法の事務委任に係る事前の取決めに定めた救助の着実な実施に向け、研修等の充実に努める。

また、市町村の資源の確保を迅速で適切に支援できるよう、協定のさらなる充実など、国や民間企業等との連携強化に努める。

(2) 災害発生時の対応

県は、事前の取決めにに基づき、市町村に事務委任を行い、県、救助実施市、救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施する。また、救助実施市は、被災の状況に応じ、自らの資源を活用し、県の広域調整の下で、救助実施市以外の市町村の支援に努める。

別表 (資源配分の目安)

	都心南部 直下型地震	三浦半島 断層群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震
横浜市	6 強	6 強	5 弱	5 強	5 強	7	7
	554,430	259,330	0	19,550	25,260	1,587,310	1,706,930
	4.2%	6.3%	0%	2.2%	2.0%	4.2%	4.2%
川崎市	6 強	6 弱	4	5 強	5 強	7	7
	479,060	5,620	0	14,850	31,040	428,590	484,060
	3.6%	1%	0%	1.7%	2.4%	1.1%	1.2%
相模原市	6 強	5 強	5 弱	5 強	5 強	6 強	6 強
	85,980	450	0	10	430	81,920	81,920
	6%	0%	0%	0%	0%	2%	2%
政令指定 都市以外 の市町村	6 強	6 強	6 強	6 弱	6 弱	7	7
	180,000	142,850	61,520	51,680	69,440	1,647,230	1,710,090
	1.3%	3.4%	10.0%	6.0%	5.5%	4.3%	4.2%

上段は最大震度、中段は避難者数（人）、下段は資源配分割合（小数点以下切り捨てで記載）をそれぞれ示す。

※ 上表は、県の地震被害想定での避難者数を基にした資源配分の目安である。実災害時には、ライフラインや住宅などの被災状況、地域の特性、市町村のニーズなどを総合的に判断した上で、県の広域調整の下、資源配分を行う。

応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画

平成30年12月27日（令和7年6月10日改定）

神奈川県住宅計画課

1 策定の目的

平成30年6月に災害救助法が改正され、国の指定により、政令市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

県内に救助の実施主体が複数になることも想定される中で、県では、大規模災害時に県域全体として、公平で迅速な救助を行うため、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などについて「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局危機管理防災課所管）（以下「県資源配分計画」という。）」を定めることとなった。

この県資源配分計画において、「医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部と連携して資源配分・供給を行うものとする。」とされたことから、応急仮設住宅の供給については、県資源配分計画の個別計画として、建設型応急住宅の設置計画（供給計画）の策定に係る事務オペレーション等について「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を次のとおり定めることとする。

2 資源配分について

(1) 資源配分の対象

○本計画において、資源配分の対象は、建設型応急住宅に係る協定を締結している団体（以下「協定団体」という。）から示される「供給可能戸数」とする。

○一方、賃貸型応急住宅は、県下共通の供給ルールで運用する必要があることや、建設型応急住宅の配分をする上で民間賃貸住宅の供給戸数を把握する必要があることなどから、広域調整が必要な資源として県資源配分計画の対象としているが、次の理由により、配分は設定しない。

（理由）

- ・今後、都心南部直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、被災した市町村だけでは賃貸型応急住宅を確保することが困難な場合には、当該市町村又は県を越えた広域的な避難も余儀なくされる可能性が高い。
- ・このような大規模の災害においては、被災者が民間賃貸住宅を自ら探すことが主流となることが想定される。実際に、東日本大震災時には、全国各地に避難が行われ、本県でも民間賃貸住宅等に被災者を受入れており、被災者が自ら選択して契約をした。
- ・このような大規模の災害において、救助の実施主体毎に空き住戸を配分すると、被災者の避難行動を制約し、迅速な住宅提供を損ねる可能性がある。

(2) 資源の事前配分

大規模災害において、救助実施市が発災直後から速やかに建設準備に着手できるように、協定団体から示される初動期（1ヶ月）の供給可能戸数について、人口割合に応じて事前に配分することとし、次表のとおり事前配分戸数をあらかじめ設定する。

なお、事前配分の適用については、発災直後の県内の被災状況（震度分布、津波高さ・浸水範囲、水害の浸水範囲等）を踏まえ、県及び救助実施市で協議して決定する。

■事前配分戸数（令和7年4月1日時点の総人口数により設定）

救助主体	総人口数		事前配分戸数（戸）	
	（人）	（地域比）	割合	合計
横浜市	3,769,150	40.9%	41%	767
川崎市	1,553,920	16.9%	17%	318
相模原市	722,148	7.8%	8%	149
県（政令市除く）	3,167,841	34.4%	34%	636
合計	9,213,059	100%	100%	1,870

【参考】県内の供給可能戸数^{※1}（単位：戸（29.7 m²※4））

協定団体	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	備考
プレハブ建築協会（プレ協） ^{※2}	(3,000) 300	(18,000) 1,800	(45,000) 4,500	(関東) 神奈川県
全国木造住宅産業協会（全木協）	500	1,500	3,000	神奈川県
日本木造住宅産業協会神奈川支部（木住協）	1,000	3,000	6,000	神奈川県
日本ムービングハウス協会（ムビ協） ^{※3}	(500) 70	(1,500) 210	(3,000) 420	(関東) 神奈川県
合計	1,870	6,510	13,920	

※1 各協定団体の供給可能戸数は、協定に基づき報告を受けた建設能力としている。（令和7年5月時点）

※2 プレ協の本県への供給可能戸数は、関東圏域（10都県）の供給可能戸数の10%と想定している。

※3 ムビ協の本県への供給可能戸数は、関東圏域（7都県）の供給可能戸数の14%と想定している。

※4 ムビ協の単位は戸（32.2 m²）とする。

3 建設型応急仮設住宅の設置計画の策定に係る事務オペレーション

(1) 平時

①早期着工可能地の選定（市町村）

- ・市町村は、建設候補地データベースを適時に更新し、早期着工可能地を選定して県に報告する。

②事前対策の情報共有及び検討（県、市町村）

- ・県及び市町村は、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会において、応急仮設住宅の供給に係る事前対策の情報共有及び検討を行う。

(2) 発災直後～1週間頃

①事前配分の適用の可否の判断（県、救助実施市）＜発災直後＞

- ・県及び救助実施市は、2（2）に基づき、資源の事前配分の適用の可否を協議して決定する。

②供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）

- ・県は、公的賃貸住宅（事業主体）及び賃貸型応急仮設住宅（協定団体）の提供可能戸数、並びに建設型応急仮設住宅（協定団体）の供給可能戸数を把握して、市町村と情報共有する。

③必要建設戸数の推計（県）

- ・①の事前配分の適用を踏まえて、県は、次の推計方法に基づき、必要建設戸数を推計し、市町村と情報共有する。

【必要建設戸数の推計方法】

$$\begin{aligned} \text{必要建設戸数} &= \text{避難者数}^{\ast 1} / 2 \text{人}^{\ast 2} \text{（避難世帯数の推計）} \\ &\quad \times 80\% \text{（全壊・半壊世帯数割合}^{\ast 3} \text{の推計）} \\ &\quad \times 1/2 \text{（建設型応急仮設住宅要望}^{\ast 4} \text{の推計）} \end{aligned}$$

※1 県災害情報管理システムの避難者数により把握する。

※2 本県の世帯平均人数より設定（H27.10.1時点2.26人）

※3、4 東日本大震災における被災県の実例を参考に設定。

（注意）「必要建設戸数」の公表に当たっては、発災後の初期段階の情報に基づく推計値であることを明記して、協定団体等が混乱を招くことがないようにする。

④建設用地の選定（市町村）

- ・市町村は、③の必要建設戸数（推計値）に対して、地域特性や被災状況を踏まえて、早期着工可能地の中から建設用地を選定して、県に報告する。

⑤要望調査の準備（市町村）

- ・市町村は、実際の必要建設戸数を把握するため、要望調査（避難所アンケート等）の準備を開始する。

⑥設置計画（第1次）の策定（県、救助実施市）

- ・県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に供給可能戸数を配分する。
- ・県及び救助実施市は、配分された供給可能戸数について、④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画の原案を作成する。
- ・県は、設置計画原案について、市町村（救助実施市を除く）に意見照会を行う。
- ・県及び救助実施市は、内閣府と調整の上、設置計画（第1次）を策定する。

（3）2～3週間頃

①供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）【更新】

- ・県は、協定団体から提供される供給可能戸数等の情報を適時に更新して、市町村と情報共有する。

②必要建設戸数の推計（県）【更新】

- ・県は、必要建設戸数（推計値）を適時に更新して、市町村と情報共有する。

③要望調査の実施（市町村）

- ・市町村は、準備が整い次第、避難所アンケート等による要望調査を開始し、必要建設戸数を推計値から要望戸数に置き換えて県に報告する。

④建設用地の選定（市町村）【見直し、追加】

- ・市町村は、③の要望戸数に応じて、建設用地の見直し及び追加を行って県に報告する。

⑤設置計画（第1次）の更新（県、救助実施市）

- ・県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に配分する供給可能戸数を精査する。
- ・県及び救助実施市は、精査後の供給可能戸数と④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画（第1次）の内容を見直して更新する。

（4）3週間以降

- （3）と同様の流れで、第2次以降の設置計画を策定する。

4 特別基準の協議について

県及び救助実施市は、建設型応急仮設住宅の特別仕様等の特別基準について国と協議する場合は、できるだけ事前に情報を共有することとする。また、国との協議結果についても、同様に共有する。

5 その他

本計画に記載のない事項については、県資源配分計画及び神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル（神奈川県地域住宅協議会作成）によることとする。

以上